

西東京市地域防災計画 (素案)

平成 25 年修正

西東京市防災会議

総 則

| | |
|--|----|
| 第1部 総 則 | 1 |
| 第1章 計画の方針 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の目標 | 1 |
| 第3節 計画の前提 | 1 |
| 第4節 計画の構成 | 2 |
| 第5節 計画の習熟 | 2 |
| 第6節 計画の修正 | 2 |
| 第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者等の責務 | 3 |
| 第1節 防災関係機関の業務大綱 | 3 |
| 第2節 市民・事業者等の責務 | 8 |
| 第3章 市の概況 | 10 |
| 第1節 自然条件 | 10 |
| 第2節 社会条件 | 12 |
| 第3節 災害履歴 | 18 |
| 第4章 被害想定 | 19 |
| 第1節 地震被害想定 | 19 |
| 第2節 浸水予想 | 31 |
| 第5章 減災目標 | 32 |
| 第1節 方針 | 32 |
| 第2節 死傷者の半減 | 32 |
| 第3節 避難者の減 | 33 |
| 第4節 外出者の安全確保及び帰宅支援 | 34 |
| 第6章 調査・研究 | 35 |

地震災害編

| | |
|--|-----|
| 第2部 地震災害編 | 39 |
| 第1章 市民と地域の防災力向上 | 39 |
| 第1節 自助による市民の防災活動 | 39 |
| 第2節 地域による共助の防災活動 | 43 |
| 第3節 消防団の防災活動 | 47 |
| 第4節 事業所の防災活動 | 49 |
| 第5節 ボランティアとの連携 | 52 |
| 第2章 安全な都市づくりの実現 | 57 |
| 第1節 建築物等の災害対策 | 57 |
| 第2節 二次災害（出火、延焼等）対策 | 64 |
| 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 73 |
| 第1節 道路・橋梁、河川施設等 | 73 |
| 第2節 鉄道施設 | 82 |
| 第3節 水道施設 | 84 |
| 第4節 下水道施設 | 87 |
| 第5節 電気・ガス・通信施設 | 89 |
| 第4章 応急対応力の強化 | 94 |
| 第1節 災害活動体制 | 94 |
| 第2節 消火・救助・救急活動 | 120 |
| 第3節 応援協力 | 125 |
| 第4節 防災活動拠点の確保 | 132 |
| 第5章 情報通信の確保 | 134 |
| 第6章 医療救護等対策 | 148 |
| 第1節 医療救護 | 148 |
| 第2節 防疫 | 157 |
| 第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い | 162 |
| 第7章 帰宅困難者対策 | 167 |
| 第8章 避難者対策 | 174 |
| 第1節 避難体制の整備 | 174 |
| 第2節 避難施設・避難場所等 | 181 |
| 第3節 災害時要援護者対策 | 196 |
| 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 202 |
| 第1節 食料及び生活必需品等 | 202 |

| | | |
|-------------|-------------------|------------|
| 第2節 | 飲料水及び生活用水 | 207 |
| 第3節 | 物資の輸送 | 211 |
| 第4節 | 燃料対策 | 214 |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 215 |
| 第11章 | 市民の生活の早期再建 | 218 |
| 第1節 | 住宅対策 | 218 |
| 第2節 | ごみ・し尿・がれき処理 | 224 |
| 第3節 | 教育・保育の安全対策 | 229 |
| 第4節 | 災害救助法等 | 234 |
| 第5節 | 被災者の生活再建対策 | 238 |
| 第12章 | 災害復興計画 | 246 |
| 第1節 | 復興の基本的考え方 | 246 |
| 第2節 | 復興計画の策定 | 247 |
| 第3節 | 生活の復興計画 | 248 |
| 第4節 | 都市の復興計画 | 249 |
| 第5節 | 復興に関する相談所の設置 | 250 |

風 水 害 編

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第3部 風水害編 | 251 |
| 第1章 災害予防対策 | 251 |
| 第1節 水害に強いまちづくり | 251 |
| 第2節 災害応急活動への事前対策 | 252 |
| 第2章 災害応急対策 | 255 |
| 第1節 水防機関の活動 | 255 |
| 第2節 避難 | 262 |
| 第3節 気象情報 | 266 |
| 第4節 被害状況の把握・報告 | 268 |
| 第5節 災害広報・広聴 | 268 |
| 第6節 応援要請 | 268 |
| 第7節 救助・医療 | 268 |
| 第8節 二次災害防止 | 268 |
| 第9節 緊急輸送 | 269 |
| 第10節 避難施設の運営 | 269 |
| 第11節 飲料水・食料・生活必需品の供給 | 269 |
| 第12節 保健衛生活動 | 269 |
| 第13節 災害時要援護者の安全確保 | 269 |
| 第14節 行方不明者・遺体の取扱い | 269 |
| 第15節 ごみ・し尿・がれき処理 | 269 |
| 第16節 建築物・住宅応急対策 | 269 |
| 第17節 ライフライン・公共施設の応急復旧 | 269 |
| 第18節 応急教育 | 269 |
| 第19節 応急保育 | 269 |
| 第20節 災害救助法の適用 | 269 |

第1部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西東京市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画であって、市・都・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の目標

1 性格

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市が処理すべき事務又は業務を中心として、都及び各防災関係機関が市の地域に関して処理する事務又は業務を包含する、総合的かつ基本的な計画である。そのため、市、都及び各防災関係機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る。また、災害に対処するための恒久的な計画であるため、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関してはこの計画による。

2 範囲

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づいて東京都知事（以下「都知事」という。）が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づいて都知事から西東京市長（以下「市長」という。）に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画等、防災に関する各種の計画を包含する。

第3節 計画の前提

この計画は、第1部第4章に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災等の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。

具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援や

ボランティアとの連携体制、がれき処理、帰宅困難者対策、災害時要援護者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子供などに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。

また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第4節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき防災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

| 構成 | 主な内容 |
|-----------|---|
| 第1部 総則 | 首都直下地震等の被害想定、減災目標 等 |
| 第2部 地震災害編 | 地震災害発生時に備えて市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等 |
| 第3部 風水害編 | 風水害発生時に市及び防災機関等が行う予防対策、応急・復旧対策等 |

第5節 計画の習熟

各防災関係機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、自然災害への対応能力の向上を図る。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日までに、計画の修正案を市防災会議に提出する。

第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者等の責務

第1節 防災関係機関の業務大綱

市、都及び各防災関係機関等の防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 西東京市

| 事務又は業務の大綱 | |
|---------------|---|
| 西 東 京 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 消防及び水防に関する事。 7 被災者の救出及び人命の救助に関する事。 8 災害時要援護者に関する事。 9 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 10 帰宅困難者の支援に関する事。 11 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 12 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 13 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承するための支援に関する事。 14 公共施設の応急復旧に関する事。 15 災害復興に関する事。 16 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 17 防災市民組織の育成に関する事。 18 事業所防災に関する事。 19 防災教育及び防災訓練に関する事。 20 倒壊家屋等の調査に関する事。 21 り災証明の発行に関する事。 22 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。 |
| 西 東 京 市 消 防 団 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防、水防及び人命の救助に関する事。 2 災害復旧業務に関する事。 3 その他必要と認められる措置 |

2 東京都

| 機 関 の 名 称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------------------------------------|--|
| 北 多 摩 南 部 建 設 事 務 所 (建 設 局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 |
| 多 摩 小 平 保 健 所 (福 祉 保 健 局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動に関する事。 2 避難した市民への健康管理に関する事。 3 防疫に関する事。 4 食品の安全確保に関する事。 |

| | |
|---|---|
| | 5 環境衛生の確保に関すること。 6 放射線使用施設の応急措置に関すること。 7 毒劇物対策に関すること。 |
| 警 視 庁 田 無 警 察 署 | 1 地域防災力向上に向けた事前対策に関すること。 2 被害実態の把握、各種情報の収集及び情報発信に関すること。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 4 帰宅困難者対策に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 死体の見分（検視）に関すること。 7 交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関すること。 8 複合災害対策に関すること。 9 公共の安全と秩序の維持に関すること。 10 その他必要と認められる措置。 |
| 東 京 消 防 庁 第 八 消 防 方 面 本 部 西 東 京 消 防 署 | 1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。 7 火災によるり災建物等の調査に関すること。 8 火災によるり災証明の発行に関すること。 |
| 立川給水管理事務所 | 1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 |
| 下水道局流域下水道本部 | 1 流域下水道施設の保全に関すること。 2 流域下水道施設の応急対策に関すること。 3 し尿の受け入れに関すること。 4 多摩地域下水道災害時支援連絡本部の設置・運営に関すること。 |

3 指定地方行政機関

| 機 関 の 名 称 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|-------------------------------------|---|
| 関 東 財 務 局 立 川 出 張 所 (財 務 省) | 1 地方公共団体に対する資金のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。 |
| 関 東 農 政 局 東 京 地 域 セ ン タ ー | 応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。 |

4 自衛隊

| 機 関 の 名 称 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|---|--|
| 陸 上 自 衛 隊 第 一 師 団 第 一 後 方 支 援 連 隊 | 1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援若しくは応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 |

5 指定公共機関

| 機 関 の 名 称 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|----------------------------------|---|
| (株)NTT東日本 東 京 | 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関する事 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関する事 |
| 日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部 | 1 災害時における医療救護班の編成並びに医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関する事 2 災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関する事 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 4 輸血用血液の確保、供給に関する事 5 義えん金の受領、配分及び募金に関する事。(原則として義えん品は受け付けない。) 6 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関する事 7 災害救援品の支給に関する事 8 日赤医療施設等の保全、運営に関する事 9 外国人安否調査に関する事 10 遺体の検案協力に関する事 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事 |
| 東 京 電 力 (株) 多 摩 支 店 武 蔵 野 支 社 | 1 電力施設等の建設及び保全に関する事 2 電力需給に関する事 |
| 東 京 ガ ス (株) 西 部 支 店 | 1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び保安に関する事 2 ガスの供給に関する事 |
| 日 本 郵 政 グ ル ー プ | 1 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関する事 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 |

6 指定地方公共機関

| 機 関 の 名 称 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|--|---|
| 西 武 鉄 道 (株) 田 無 駅 西 武 柳 沢 駅 東 伏 見 駅 ひ ば り ヶ 丘 駅 保 谷 駅 | 1 鉄道施設等の保全に関する事 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関する事 4 帰宅困難者の安全確保に関する事 |
| (社)東京都トラック協会 多 摩 支 部 | 災害時における緊急物資輸送に関する事 |
| (社)西東京市医師会 | 1 医療及び助産救護に関する事 2 防疫の協力に関する事 3 医療救護所の運営に関する事 4 遺体の検視・検案の協力に関する事 |
| (社)東京都西東京市 歯 科 医 師 会 | 1 歯科医療活動に関する事 2 遺体の検視・検案の協力に関する事 3 医療救護所の運営に関する事 |
| 一 般 社 団 法 人 西 東 京 市 薬 剤 師 会 | 1 医薬品・医療用資機(器)材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関する事 2 医療救護活動に関する事 |

7 協力機関

| 機 関 の 名 称 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|--|--|
| 東京都柔道接骨師会北多摩支部 | 医療救護活動に関すること。 |
| 西東京市獣医師会 | 飼育動物に対する災害応急業務に関すること。 |
| 東京都交通局早稲田 自動車営業所青梅支所 | 人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。 |
| 西武バス(株) 上石神井営業所 | |
| 関東バス(株) 武蔵野営業所 | |
| 西東京市交通安全協会 西東京市防犯協会 西東京市建災防協会 西東京市水友会 西東京市社会福祉協議会 西東京市赤十字奉仕団 西東京市登録 手話通訳者の会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険箇所、異常現象等発見又は予知の場合、市、警察署、消防署等へ連絡通報すること。 2 被災者に対する炊出し及び救助物資等の配分等に協力すること。 3 避難誘導、避難場所の被災者の支援業務に協力すること。 4 被災地の秩序維持及び被災状況の調査に協力すること。 5 その他災害応急対策の業務に協力すること。 6 ボランティアの支援に関すること。 |
| 西東京市米穀小売商組合 | 主要食料の供給に関すること。 |
| 保谷麵業会 | 応急食料の確保及び供給に関すること。 |
| 東京みらい農業協同組合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急避難場所としての協力農地のあっせんに関すること。 2 生鮮食料品の優先調達に関すること。 |
| エフエム西東京 ジェイコムイースト 西東京 | <ol style="list-style-type: none"> 1 震災に関する知識や防災対策等の放送に関すること。 2 災害発生時における避難勧告等の放送に関すること。 |

本計画で使用している関係機関等の略称一覧

| 略称 | 正式名称 |
|--------------|---------------------|
| 市 | 西東京市 |
| 消防団 | 西東京市消防団 |
| 建設事務所 | 北多摩南部建設事務所 |
| 保健所 | 多摩小平保健所 |
| 警察署 | 警視庁田無警察署 |
| 消防署 | 東京消防庁西東京消防署 |
| 給水事務所 | 立川給水管理事務所 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊 |
| (株)NTT 東日本 | 株式会社 NTT 東日本 東京 |
| 日赤東京支部 | 日本赤十字社東京都支部 |
| 東京電力(株) | 東京電力株式会社多摩支店武蔵野支社 |
| 東京ガス(株) | 東京瓦斯株式会社西部支店 |
| 日本郵政グループ | 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行 |
| 西武鉄道(株) | 西武鉄道株式会社 |
| (社)東京都トラック協会 | 社団法人東京都トラック協会多摩支部 |
| 市医師会 | 社団法人西東京市医師会 |
| 市歯科医師会 | 社団法人西東京市歯科医師会 |
| 市薬剤師会 | 一般社団法人西東京市薬剤師会 |
| 柔道接骨師会 | 東京都柔道接骨師会北多摩支部 |
| 市獣医師会 | 西東京市獣医師会 |
| 市社会福祉協議会 | 西東京市社会福祉協議会 |
| 市建災防協会 | 西東京市建設業労働災害防止協会 |
| エフエム西東京 | 株式会社エフエム西東京 |
| ジェイコムイースト西東京 | 株式会社ジェイコムイースト西東京局 |

第2節 市民・事業者等の責務

1. 市民の責務

- (1) 市民は、地震による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の確保に努めなければならない。
- (2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるように努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - イ 出火の防止、火気・電気器具等の安全化の推進
 - ウ 初期消火に必要な用具（消火器、住宅用火災警報器、防災用品）の準備
 - エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
 - オ ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
 - カ 水（1日1人3目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備
 - キ 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難・連絡方法及び連絡手段等の確認、地域の危険度・防災対策の理解
 - ク 市、消防署、自治会・町内会等が行う防災訓練・防災事業への積極的な参加
 - ケ 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
 - コ 災害時要援護者がいる家庭における市、防災市民組織、消防署及び警察署等への事前情報提供
 - サ 過去の災害から得られた教訓の伝承
 - シ 自らの生活の再建及び居住する地域の復興

2. 事業者の責務

企業等の事業所の責任者は、次に掲げる事項について、従業員等が震災に備える手段を講ずるように努めなければならない。

- (1) 社屋内外の安全化、事業所防災計画や非常用マニュアル等の整備
- (2) 防災資機（器）材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安に）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (3) 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- (4) 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力等、地域社会の安全性向上対策
- (5) 横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- (6) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例17号）に基づく、震災時の施設の安全確保と一斉帰宅抑制の実施
- (7) 市民が協働して行う地域の復興に関する活動への協力
- (8) 災害時の従業員との連絡手段の事前確保と、従業員に対する家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知

3．防災市民組織の役割

防災市民組織は、次に掲げる事項について役割を認識し、地域防災力の向上に努める。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊出し資機（器）材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレの備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の災害時要援護者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- (7) 市との連携・協力の整備

第3章 市の概況

第1節 自然条件

1 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北部（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は 15.85k m²、広がりは東西 4.8km、南北 5.6km となっている。



資料出所 西東京市ホームページ

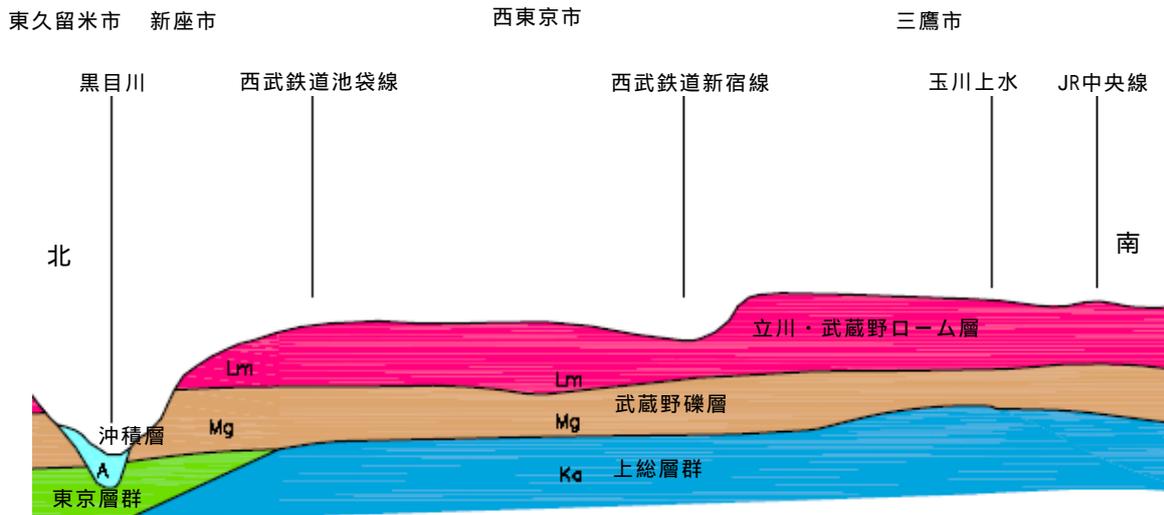
2 地形・地質構造

市は、武蔵野台地（武蔵野面）に位置しており、台地上は概ね平坦で、標高は 53m から 67m である。台地を刻み石神井川、田柄川、新川、白子川による谷底平野や浅い谷が分布し緩傾斜の崖線が連なるが、石神井川流域の一部に急斜面がある。

なお、石神井川流域や白子川流域、武蔵野台地の一部は、市街化に伴い土地を平坦化した人工改変地である。

関東平野の地質構造は、地下深部に伏在し、起伏に富んだ半地溝（ハーフグラベン）を呈する岩類を基盤とし、それを上総・下総層群等が厚く埋積する。本市付近の武蔵野台地は、下位から東京層群や武蔵野礫層、関東ローム層（武蔵野ローム層・立川ローム層）で構成される。

【本市付近の模式地質断面図（南北断面）】



出典：国土交通省土地・水資源局国土調査課「土地分類調査（垂直調査）」

3 河川・水路

市内には、南部を一級河川である石神井川が、北部及び中部には水路である白子川（一級河川白子川の支川上流部）、新川、田柄川が流れている。

これまでの東京都による河川改修により、石神井川及び白子川（本流）は時間雨量 30 mm に対応する改修が完了しているが、近年、市街化が進むにつれて遊水機能を持っていた畑等が減少し、替わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、集中豪雨時に多量の雨水が一気に下水道へ流れ込み、排水能力を超えた雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。

石神井川及び白子川では、現在、時間雨量 50mm に対応する河川改修が進められている。

4 気象

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

| 年次 | 気 温 () | | | 降 水 量 (mm) |
|----|---------|-------|------|---------------|
| | 最 高 極 | 最 低 極 | 平 均 | |
| 18 | 38.3 | -6.4 | 16.1 | 1,826.4 |
| 19 | 40.8 | -3.8 | 16.7 | 1,234.1 |
| 20 | 38.5 | -6.3 | 16.3 | 1,589.1 |
| 21 | 36.7 | -5.8 | 16.5 | 1,519.0 |
| 22 | 39.6 | -5.9 | 16.7 | 1,619.6 |
| 23 | 39.3 | -7.0 | 16.2 | 1,329.2 |

出典：統計にしとうきょう

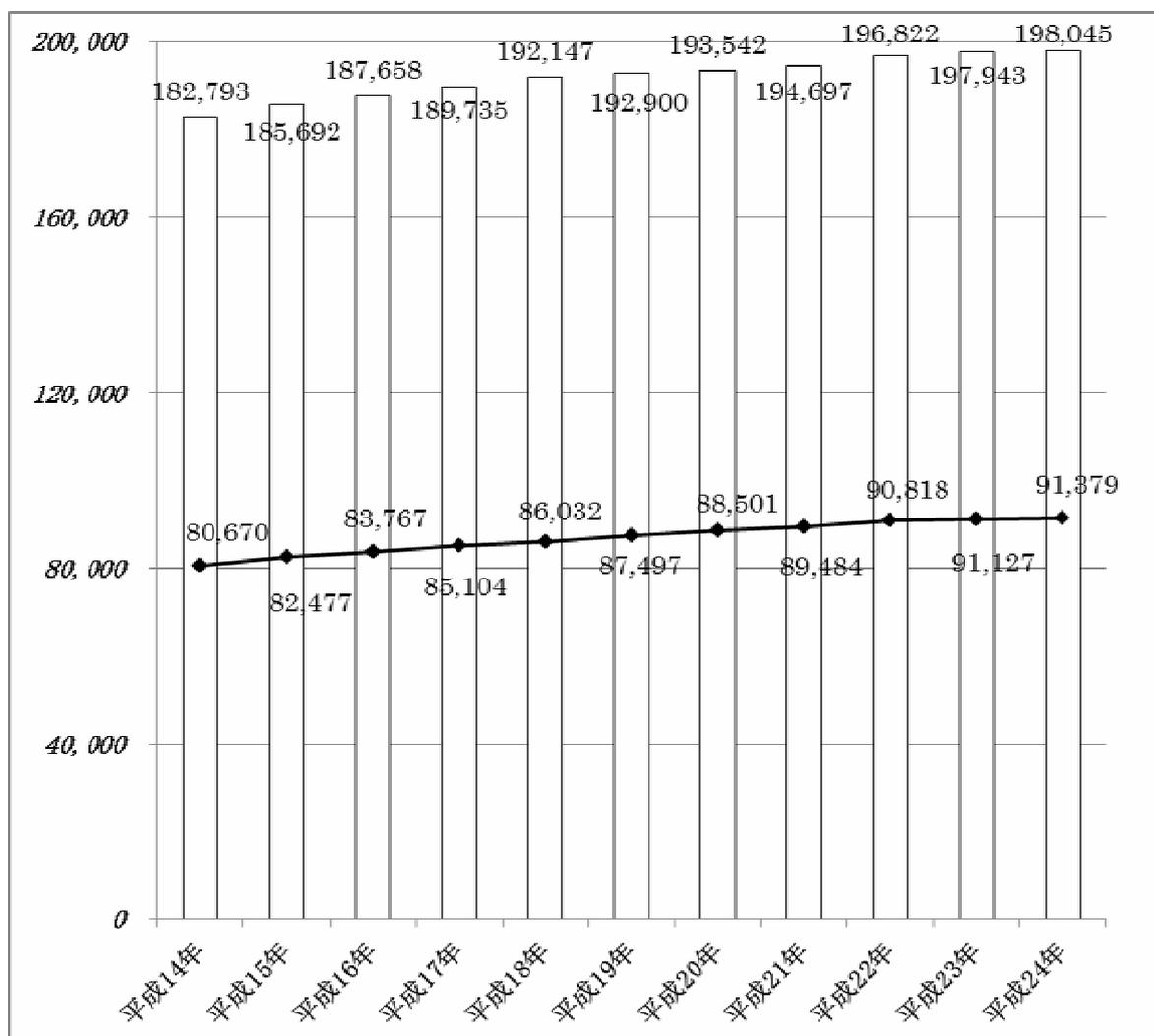
第2節 社会条件

1 人口

平成24年12月1日現在、住民基本台帳による総人口は198,045人、総世帯数が91,379世帯、1世帯あたり人口が2.17人となっている。

平成22年の国勢調査結果によると、総人口は196,511人で平成17年に比べ3.57%の増加であった。年齢別人口の構成比は、15歳未満12.3%、15～64歳67.4%、65歳以上20.3%となり、特に高齢者人口は平成17年に比べ12.4%の増加となっている。なお、本市の人口密度は、12,398.2人/k㎡で、都区部の14,386.1人/k㎡と同程度の過密状況となっている。

【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】

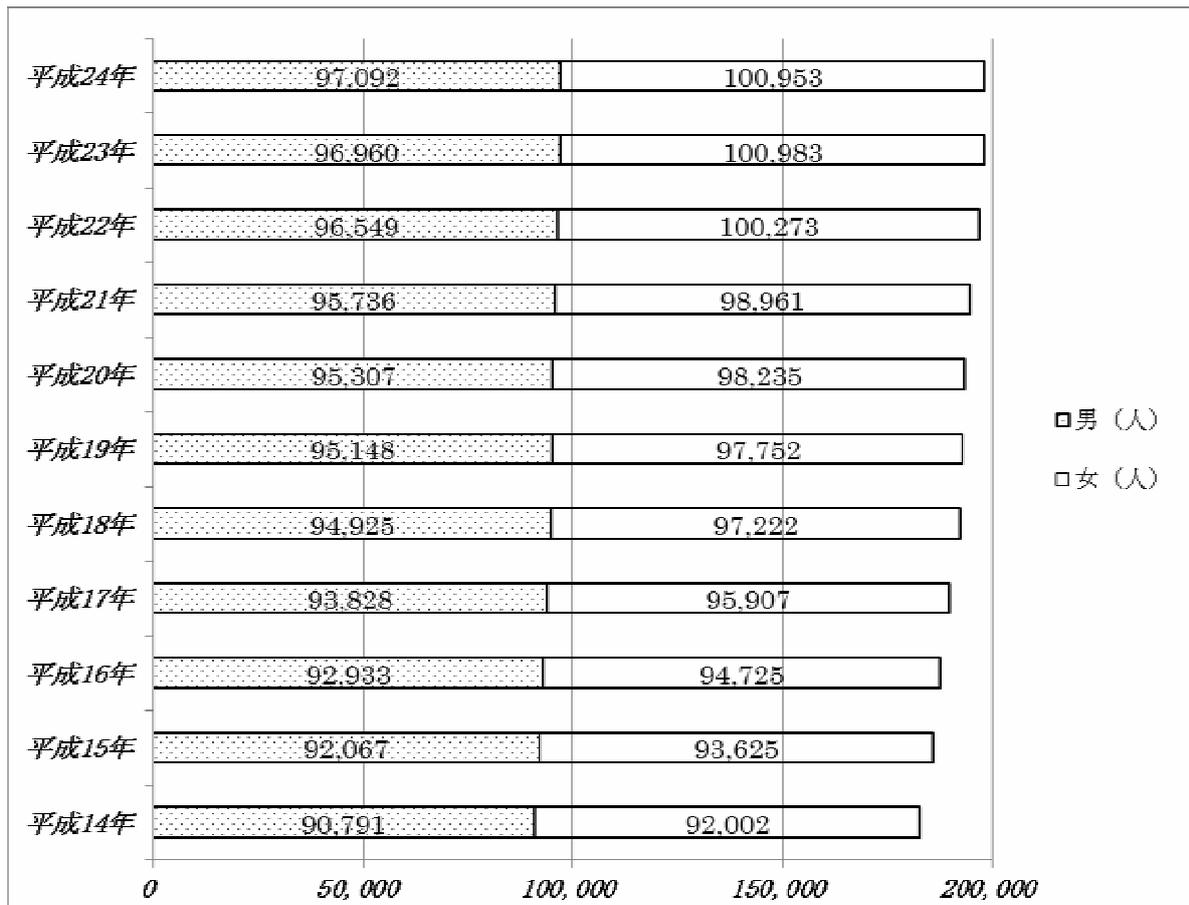


外国人登録数を含む

□ 人口(人)
 — 世帯数(世帯)

資料出所：市民部市民課

【男女別人口の推移 各年12月1日現在】



外国人登録数を含む。

資料出所：市民部市民課

【昼夜間人口 各年10月1日現在】

| 年次 | 夜間人口 (人) | 昼間人口 (人) | 夜間人口と 昼間人口の差 (人) | 昼間人口指数 (夜間人口=100.0) | 一般世帯数 (世帯) |
|-------|-------------|-------------|------------------------|------------------------|---------------|
| 昭和55年 | 158,235 | 125,552 | 32,368 | 79.5 | 54,528 |
| 昭和60年 | 162,899 | 128,634 | 34,136 | 79.0 | 57,621 |
| 平成2年 | 170,290 | 129,463 | 39,167 | 76.8 | 64,835 |
| 平成7年 | 175,073 | 135,855 | 39,057 | 77.7 | 70,347 |
| 平成12年 | 180,885 | 141,030 | 39,855 | 78.0 | 76,044 |
| 平成17年 | 189,735 | 148,056 | 41,679 | 78.0 | 82,254 |
| 平成22年 | 196,511 | 152,026 | 44,485 | 77.4 | 87,351 |

1 通学者については、15歳未満を含む。

2 昭和55年以降の昼間人口には年齢不詳人口を含まない。

資料出所：国勢調査報告

2 土地利用

市の総面積は 15.85 k m²である。

平成 23 年の地目別土地利用は、宅地が 59.6%と過半数を占め、畑は 11.3%となっている。平成 19 年と 23 年を比較してみると、9.6ha 程度、宅地が増加している状況が読みとれる。

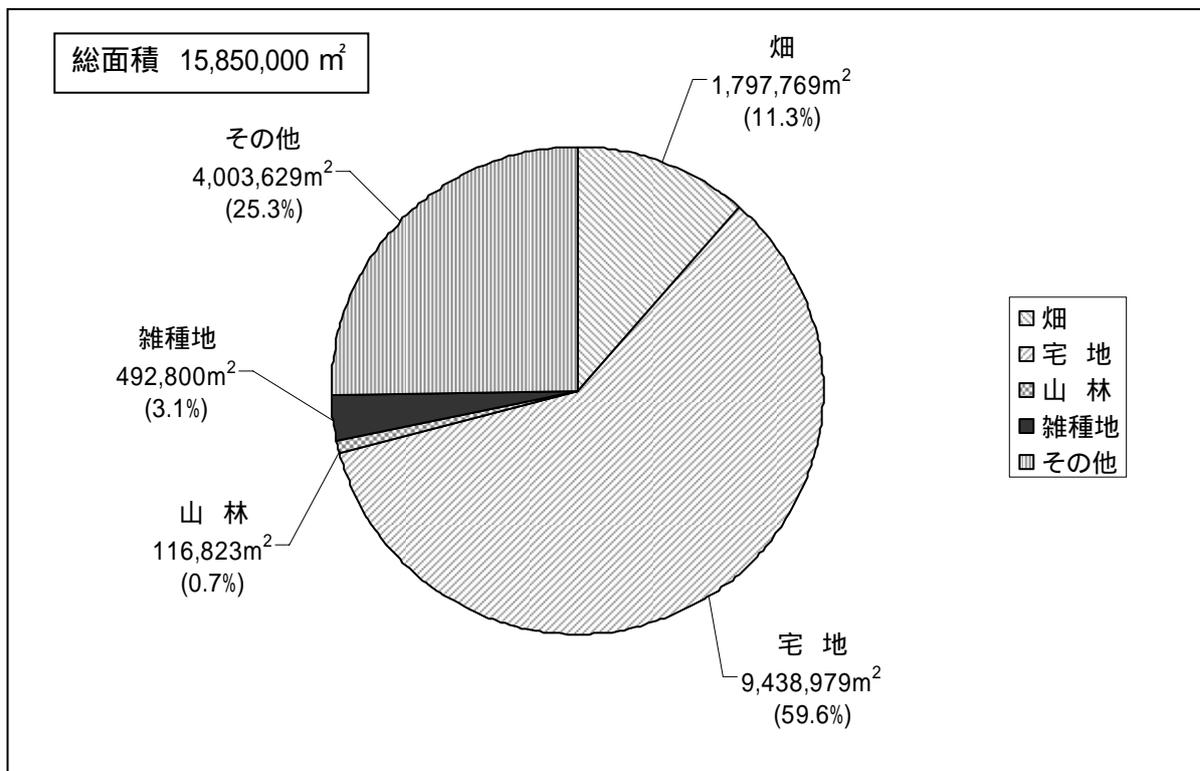
【地目別土地面積 各年 1 月 1 日現在】

(単位：上段 m²、下段 %)

| 年次 | 総面積 | 畑 | 宅地 | 山林 | 雑種地 | その他 |
|---------|------------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| 平成 19 年 | 15,850,000 | 1,914,099 | 9,343,441 | 119,790 | 503,805 | 3,968,865 |
| | 100 | 12.1 | 58.9 | 0.8 | 3.2 | 25.0 |
| 平成 23 年 | 15,850,000 | 1,797,769 | 9,438,979 | 116,823 | 492,800 | 4,003,629 |
| | 100 | 11.3 | 59.6 | 0.7 | 3.1 | 25.3 |

資料出所：固定資産概要調査

【地目別土地面積の割合 平成 23 年 1 月 1 日現在】



資料出所：固定資産概要調査

3 上下水道施設

(1) 上水道施設の現状

- ア 上水道の送配水管延長は363,000mであり、普及率は100%になっている（平成22年度）。
- イ 市内に3箇所の浄水所（西東京市栄町浄水所、保谷町浄水所、芝久保浄水所）がある。

(2) 下水道施設の現状

- ア 下水道の汚水管延長は377,903.39m、雨水管延長は9,040.16mである（平成23年度）。
- イ 総人口に対する公共下水道普及率は96.7%（平成23年度）になっている。
- ウ 市内に3箇所の汚水ポンプ場がある。
- エ 市の公共下水道事業は、都が行う荒川右岸東京流域下水道の流域関連公共下水道として、分流式で計画されている。当初の事業認可に都市計画変更を重ね、市内全域を事業認可区域とし、その面積は1,585haとなっている。

汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。

なお、事業認可面積1,585haのうち、平成24年3月31日現在、整備面積1,584.81haで、整備率はおおむね100%となっている。

雨水については、石神井川流域及び白子川流域に分かれており、一部事業に着手しているものの、全体としては放流先河川の整備状況を見ながら計画的に管渠の整備推進に努めている。また、大雨による浸水・洪水被害を緩和するため雨水浸透施設設置費用の一部助成をするとともに、雨水溢水対策事業として雨水貯留浸透施設の整備を行っている。

4 道路・橋梁等

市内の道路総延長は、229,706m（平成22年3月現在）であり、その内149,991mが規格改良済になっている。

都市計画道路の整備状況については、計画決定延長51.2kmに対し、完成済延長は17.0km、整備率は33.2%になっている（平成22年3月現在）。また、主要橋梁は22箇所である。

5 建物

本市における建物の概況（平成23年1月1日現在）は、建物総数は約4万1千棟で、この約83%を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で約3千百棟、鉄筋及び鉄筋鉄骨コンクリート造が約2千棟、鉄骨造が約1千7百棟となっている。

また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると「新耐震設計基準」が制定される前の昭和56年以前の建物割合（平成20年10月1日現在）は、木造建築物（木造及び防火木造）で約12.6%、非木造建築物で約11.2%となっている。

【構造別棟数 各年1月1日現在】

(単位 棟)

| 年 | 総数 | 木造 | 鉄骨鉄筋 コンクリート | 鉄筋 コンクリート | 鉄骨造 | 軽量鉄骨 | コンクリート ブロック造 |
|----|--------|--------|----------------|--------------|-------|-------|-----------------|
| 19 | 39,498 | 32,865 | 102 | 1,889 | 1,759 | 2,682 | 201 |
| 20 | 39,795 | 33,130 | 101 | 1,875 | 1,753 | 2,741 | 195 |
| 21 | 40,086 | 33,351 | 99 | 1,895 | 1,745 | 2,801 | 195 |
| 22 | 40,315 | 33,503 | 98 | 1,909 | 1,746 | 2,866 | 193 |
| 23 | 40,667 | 33,819 | 94 | 1,907 | 1,748 | 2,906 | 193 |

資料 市民部資産税課（西東京市ホームページより抜粋）

【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成20年10月1日現在】

(単位 棟)

| 建築の 時期 | 総数 | 住宅の種類 | | 構 造 | | | | |
|-----------|--------|--------|----------------|--------|--------|-----------------|-------|-----|
| | | 専用住宅 | 店舗・その他 併用住宅 | 木造 | 防火木造 | 鉄骨鉄筋 コンクリート造 | 鉄骨造 | その他 |
| 住宅総数 | 83,140 | 82,100 | 1,040 | 10,280 | 29,250 | 38,980 | 4,400 | 230 |
| S35以前 | 2,230 | 2,150 | 80 | 680 | 840 | 710 | - | - |
| S36～45 | 5,030 | 4,790 | 240 | 1,210 | 2,000 | 1,740 | 60 | 20 |
| S46～55 | 12,590 | 12,350 | 240 | 1,410 | 4,350 | 6,190 | 620 | 20 |
| S56～H2 | 15,410 | 15,150 | 260 | 1,570 | 5,230 | 7,900 | 640 | 60 |
| H3～7 | 11,240 | 11,150 | 90 | 900 | 3,230 | 6,430 | 650 | 40 |
| H8～12 | 9,730 | 9,690 | 40 | 990 | 3,610 | 4,540 | 590 | - |
| H13～17 | 12,430 | 12,410 | 10 | 1,160 | 3,990 | 6,430 | 860 | - |
| H18～20.9 | 3,490 | 3,490 | - | 350 | 1,770 | 1,260 | 120 | - |

注：1）建築の時期「不詳」を含む。

2）複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料 住宅・土地統計調査報告（西東京市ホームページ）

6 鉄道

鉄道は、市の北部を西武鉄道(株)池袋線が東西に延びており、西から順にひばりヶ丘駅、保谷駅の2つの駅がある。また市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、平成23年度の乗車人員は西武鉄道(株)全12路線全92駅のうち、田無駅は10番目、ひばりヶ丘駅は13番目、保谷駅は14番目となっている。

【駅別乗降人員】

| 路線名 | 駅名 | 乗降人員 1日平均(人) | | | | |
|-------|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 西武池袋線 | 保谷駅 | 54,770 | 55,492 | 56,041 | 55,545 | 55,162 |
| | ひばりヶ丘駅 | 67,318 | 67,682 | 68,663 | 67,591 | 66,387 |
| 西武新宿線 | 東伏見駅 | 25,041 | 25,387 | 25,063 | 24,286 | 23,941 |
| | 西武柳沢駅 | 17,397 | 17,455 | 17,397 | 16,555 | 16,164 |
| | 田無駅 | 76,283 | 76,985 | 76,188 | 75,106 | 73,739 |

資料 西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員

第3節 災害履歴

1 火災

平成19年から23年までの過去5年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、放火（疑いも含む）、次に電気器具、ガス器具、たばことなっている。

| 年次 | 総数 | たばこ | 放火 (疑い含む) | 火遊び | たき火 | ガス 器具 | 電気 器具 | 石油ス トープ | マッチ | 花火 | その他 |
|-----|----|-----|--------------|-----|-----|----------|----------|------------|-----|----|-----|
| H19 | 55 | 3 | 13 | 1 | - | 11 | 10 | 1 | - | - | 16 |
| H20 | 49 | 6 | 16 | 4 | - | 6 | 7 | - | - | - | 10 |
| H21 | 44 | 8 | 10 | 1 | - | 5 | 8 | - | - | 1 | 11 |
| H22 | 66 | 9 | 36 | 2 | - | 6 | 11 | - | - | - | 2 |
| H23 | 51 | 10 | 22 | - | 1 | 3 | 3 | - | 1 | - | 11 |

資料 平成23年版統計にしとうきょう

2 地震災害

平成23年に発生した東日本大震災では、本市においても全域で震度5弱を観測し、182人の帰宅困難者（市施設滞在者58人）の発生や、公共施設の一部や住家等に多少の被害が生じたが、それ以外では近年本市における地震被害はほとんどない。

3 風水害

既往風水害としては、狩野川台風（1958年（昭和33年）9月）での新川及び石神井川流域、1965年（昭和40年）9月台風17号の石神井川流域での浸水被害があげられる。

なお、西東京市になってからの主な被害は以下のとおりである。

【近年の主な風水害履歴】

| 年 月 日 | 被 害 状 況 | 備 考 |
|----------|-----------------|-------|
| H16.10.9 | 床上浸水18棟、床下浸水69棟 | 台風22号 |
| H18.9.11 | 床上浸水10棟、床下浸水25棟 | 集中豪雨 |

第4章 被害想定

第1節 地震被害想定

震災対策を効果的に推進するうえで、地震による被害の発生態様や被害程度の予測、及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは、極めて重要である。

東京都防災会議（以下「都防災会議」という。）は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が平成17年2月に首都直下地震の被害想定を公表したことなどから、「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に都防災会議で決定した。その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じた。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害定の見直しを行い、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を都防災会議で決定した。

市は、都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の結果を踏まえつつ、実情に即した防災機能向上のあり方を検討し、被害想定とする。

1 前提条件

ア 想定地震

東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震については、全地区で震度6弱程度が想定される。特に多摩直下地震及びについては、市南西部で震度6強を示す地域が分布しており、人的被害、建物被害、ライフライン被害ともに甚大な被害が発生すると想定される。

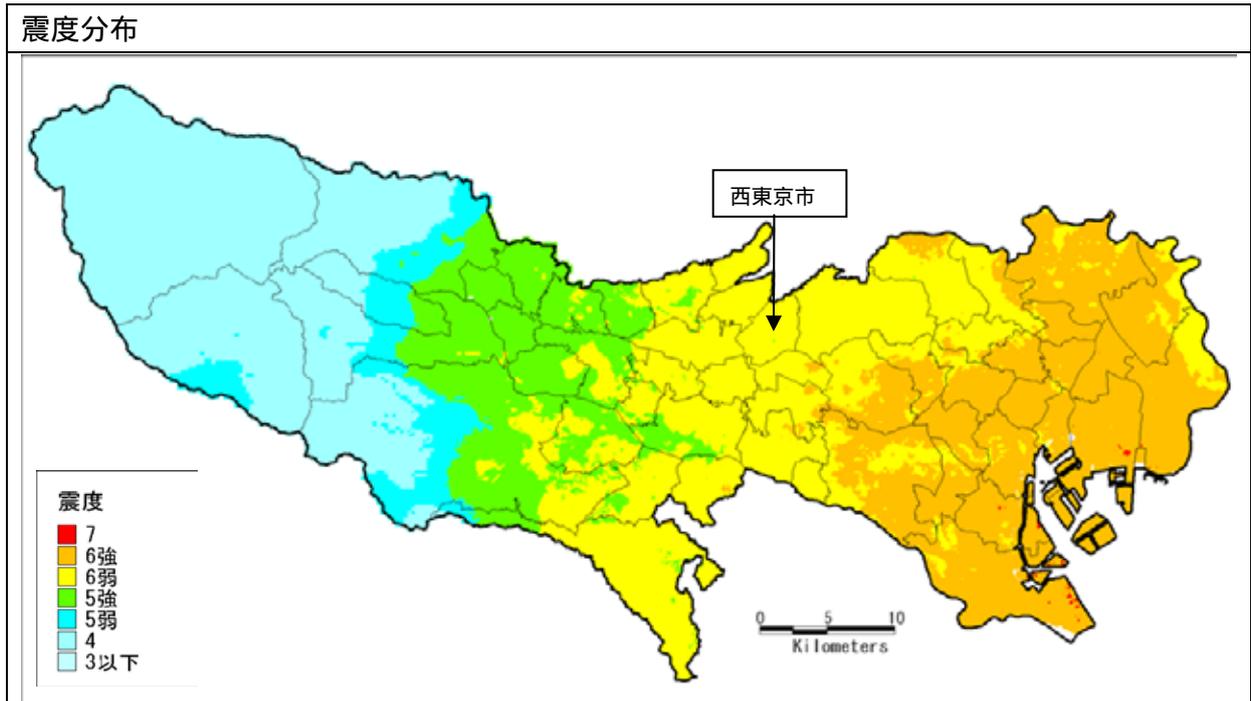
| 項目 | 想定地震 | | | |
|-------|-------------------------|------------------------|-----------|-----------|
| 名称 | 東京湾北部地震 | 多摩直下地震 (プレート境界多摩地震) | 元禄型関東地震 | 立川断層帯地震 |
| 震源 | 東京湾北部 | 東京都多摩地域 | 神奈川県西部 | 東京都多摩地域 |
| 規模 | マグニチュード(以下「M」と表記する。)7.3 | | M8.2 | M7.4 |
| 震源の深さ | 約20km～35km | | 約0km～30km | 約2km～20km |

資料出所：「東京都地域防災計画（平成24年修正）」

イ 本市における震度別面積率

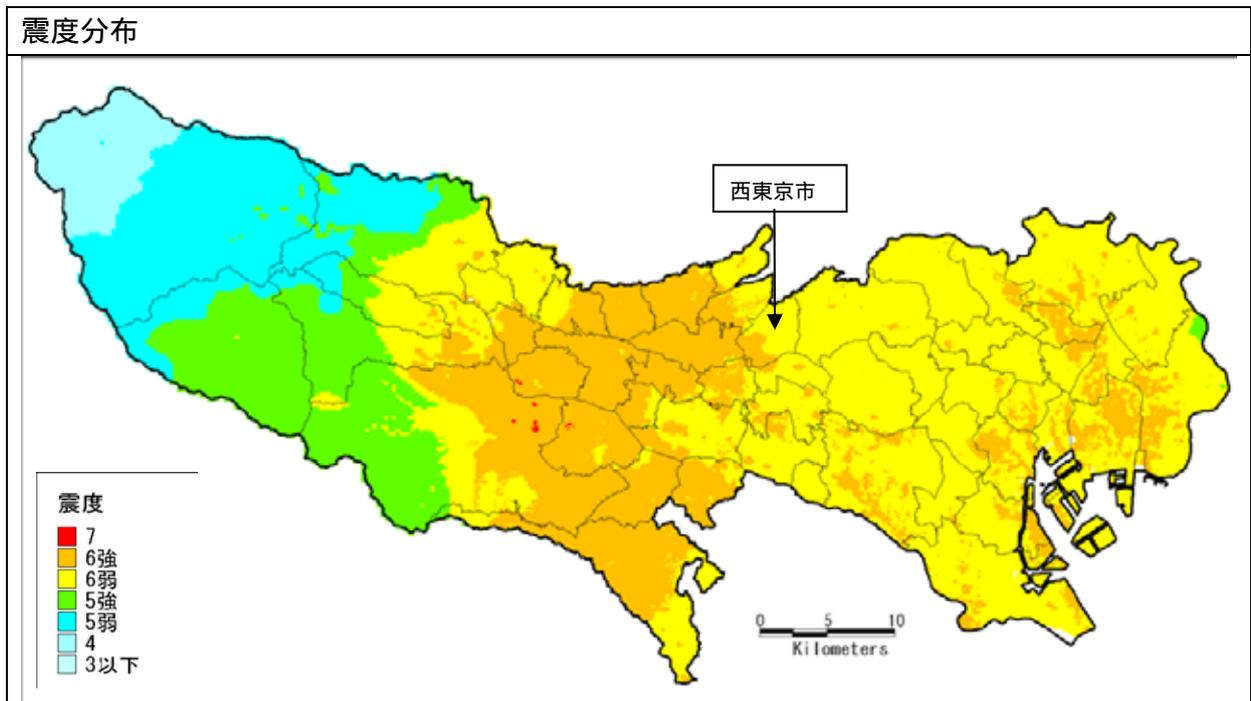
| 種類 | 東京湾北部地震 | 多摩直下地震 | 元禄型関東地震 | 立川断層帯地震 |
|------|---------|--------|---------|---------|
| 震度5強 | 0.1% | - | - | 0.1% |
| 震度6弱 | 99.9% | 72.0% | 100% | 97.4% |
| 震度6強 | - | 28.0% | - | 2.5% |

【東京湾北部地震 (M7.3)】



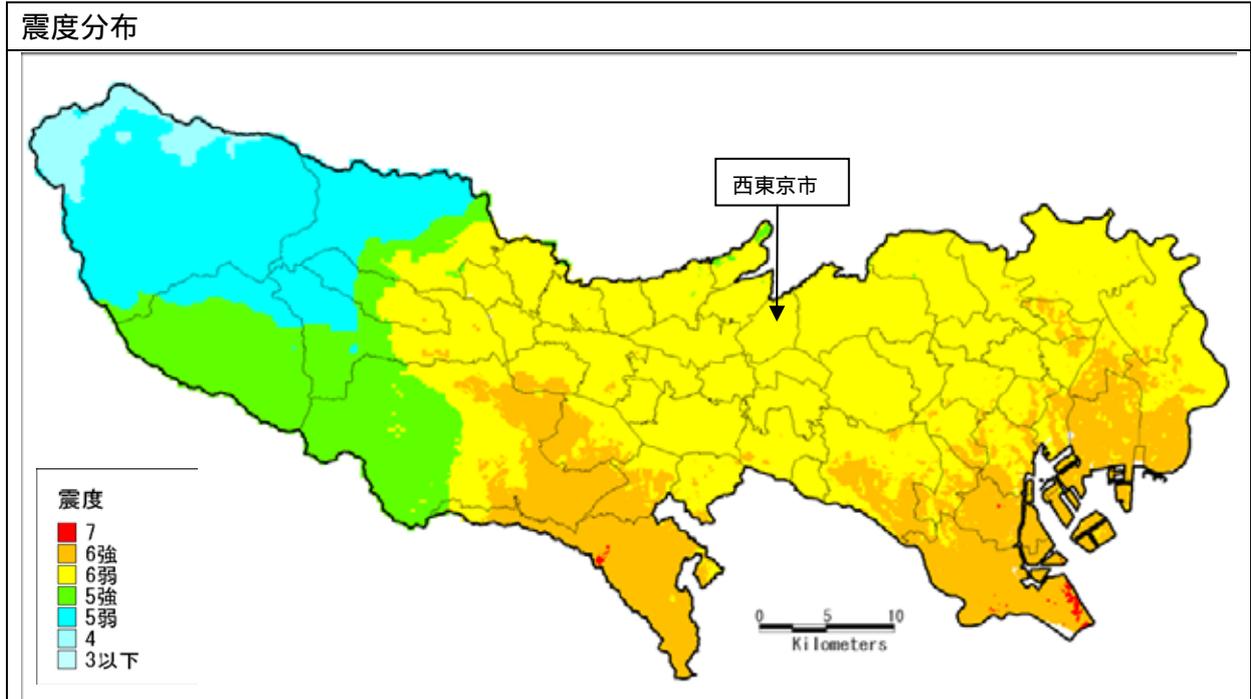
資料出所：「首都直下地震等による東京の被害想定」

【多摩直下地震 (M7.3)】



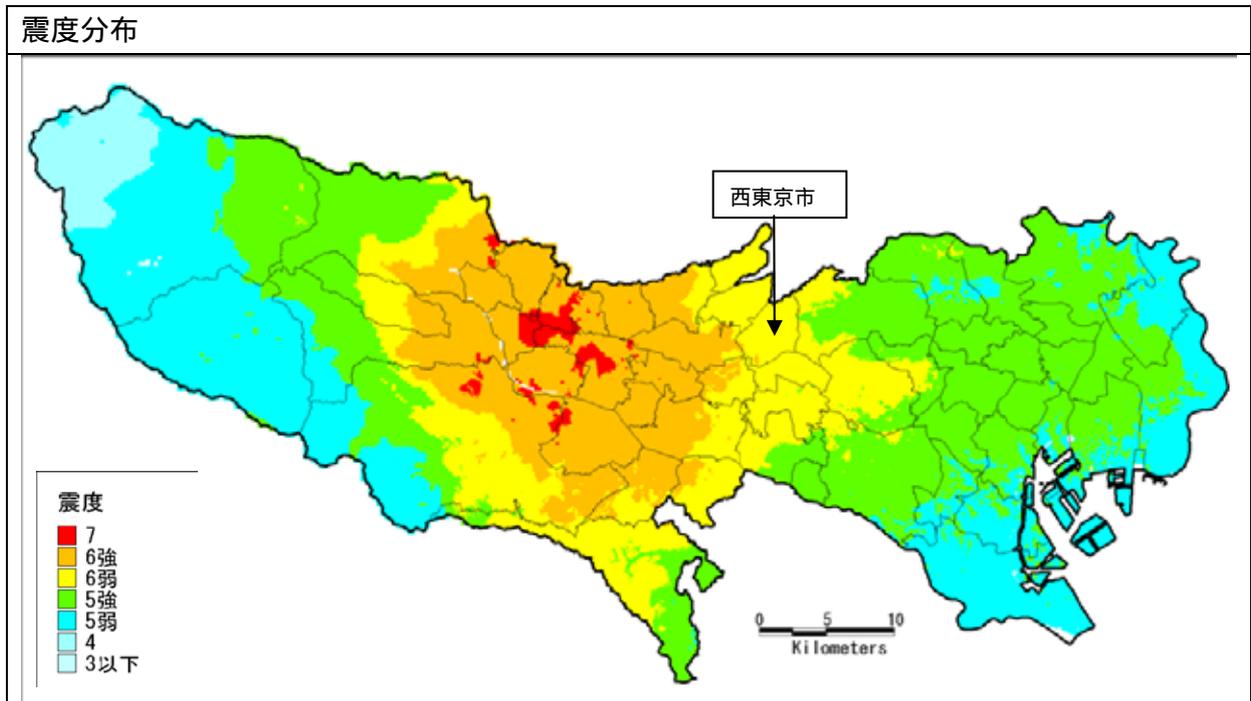
資料出所：「首都直下地震等による東京の被害想定」

【元禄型関東地震 (M8.2)】



資料出所：「首都直下地震等による東京の被害想定」

【立川断層帯地震 (M7.4)】



資料出所：「首都直下地震等による東京の被害想定」

ウ 地盤等の状況

市南西部の石神井川付近で液状化危険度の若干高い場所がある。また、全ての地震において、石神井川流域の急傾斜地（1箇所）の崩壊が想定される。

エ 基本情報

| 項目 | 東京湾北部地震 | 多摩直下地震 | 元禄型関東地震 | 立川断層帯地震 |
|--------|-----------|--------|---------|---------|
| 夜間人口 | 196,511 人 | | | |
| 昼間人口 | 152,026 人 | | | |
| 木造建築数 | 33,503 棟 | | | |
| 非木造建築数 | 6,812 棟 | | | |

2 気象条件等

| 季節・時刻・風速 | 想定される災害等 |
|------------------------------------|---|
| 冬の朝 5 時 風速 4 m / 秒 8 m / 秒 | 兵庫県南部地震と同じ発生時間 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。 |
| 冬の昼 12 時 風速 4 m / 秒 8 m / 秒 | オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 住宅内滞留者は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は「冬の朝 5 時」と比較して少ない。 |
| 冬の夕方 18 時 風速 4 m / 秒 8 m / 秒 | 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留している。 ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の可能性が高い。 |

3 総括表

| 条件 | 想定地震 | | 東京湾北部地震 (M7.3) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|-------------------|----------------|-----|---------|-----|---------|-----|---------|-----|----------|-----|---------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬の朝 5時 | | | | 冬の昼 12時 | | | | 冬の夕方 18時 | | | |
| | 風速 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | |
| 建物被害 | 建物全壊 | | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 | 338 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 2,808 | 棟 | 2,808 | 棟 | 2,808 | 棟 | 2,808 | 棟 | 2,808 | 棟 | 2,808 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 2,806 | 棟 | 2,806 | 棟 | 2,806 | 棟 | 2,806 | 棟 | 2,806 | 棟 | 2,806 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 |
| | 出火件数 | | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 3 | 棟 | 3 | 棟 |
| | 棟焼 数失 | 倒壊建物含む | 122 | 棟 | 127 | 棟 | 183 | 棟 | 191 | 棟 | 381 | 棟 | 397 | 棟 |
| 倒壊建物含まない | | 121 | 棟 | 126 | 棟 | 182 | 棟 | 190 | 棟 | 378 | 棟 | 394 | 棟 | |
| 人的被害 | 死者 | | 26 | 人 | 26 | 人 | 13 | 人 | 13 | 人 | 20 | 人 | 21 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 22 | 人 | 22 | 人 | 10 | 人 | 10 | 人 | 13 | 人 | 13 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 4 | 人 | 4 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 6 | 人 | 7 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 屋内収容物 (参考値) | | 3 | 人 | 3 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | 負傷者 | | 890 | 人 | 890 | 人 | 469 | 人 | 470 | 人 | 568 | 人 | 568 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 862 | 人 | 862 | 人 | 444 | 人 | 444 | 人 | 535 | 人 | 535 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| 火災 | | 6 | 人 | 6 | 人 | 3 | 人 | 3 | 人 | 9 | 人 | 10 | 人 | |
| ブロック塀等 | | 22 | 人 | 22 | 人 | 22 | 人 | 22 | 人 | 22 | 人 | 22 | 人 | |
| 屋外落下物 | | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | |
| 屋内収容物 (参考値) | | 62 | 人 | 62 | 人 | 39 | 人 | 39 | 人 | 40 | 人 | 40 | 人 | |
| 避難者数 | 避難人口 | | 21,525 | 人 | 21,551 | 人 | 21,823 | 人 | 21,861 | 人 | 22,784 | 人 | 22,862 | 人 |
| | 避難生活者数 | | 13,992 | 人 | 14,008 | 人 | 14,185 | 人 | 14,210 | 人 | 14,810 | 人 | 14,860 | 人 |
| | 疎開者人口 | | 7,534 | 人 | 7,543 | 人 | 7,638 | 人 | 7,652 | 人 | 7,974 | 人 | 8,002 | 人 |
| 帰宅困難者 | 徒歩帰宅困難者 | | - | 人 | - | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 |
| 災害時要援護者 (死者数) | | 11 | 人 | 12 | 人 | 18 | 人 | 18 | 人 | 17 | 人 | 17 | 人 | |
| 自力脱出困難者 | | 189 | 人 | 189 | 人 | 101 | 人 | 101 | 人 | 119 | 人 | 119 | 人 | |
| エレベータ閉じ込め台数 | | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | |
| 震災廃棄物 | 重量 | | 15万 | t | 15万 | t | 15万 | t | 15万 | t | 16万 | t | 16万 | t |

小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

| 想定地震 | | 東京湾北部地震 (M7.3) | | | | | |
|---------|------------------|----------------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 時期及び時刻 | | 冬の朝 5時 | | 冬の昼 12時 | | 冬の夕方 18時 | |
| 風速 | | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 |
| 電力 | 停電率 (西東京市) | 2.3% | 2.4% | 2.5% | 2.5% | 2.9% | 3.0% |
| | 停電率 (多摩) | 1.6% | 1.6% | 1.6% | 1.6% | 1.9% | 2.0% |
| | 停電率 (都全体) | 11.9% | 11.9% | 12.8% | 12.9% | 17.2% | 17.6% |
| 固定電話 | 不通率 (西東京市) | 0.4% | 0.4% | 0.5% | 0.5% | 1.0% | 1.0% |
| | 不通率 (多摩) | 0.2% | 0.2% | 0.3% | 0.3% | 0.7% | 0.7% |
| | 不通率 (都全体) | 1.2% | 1.3% | 2.4% | 2.6% | 7.2% | 7.6% |
| ガス 1 | 低圧ガス供給支障率 (西東京市) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 低圧ガス供給支障率 (多摩) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 低圧ガス供給支障率 (都全体) | 26.8% | 26.8% | 26.8% | 26.8% | 26.8% | 26.8% |
| ガス 2 | 低圧ガス供給支障率 (西東京市) | 0.2% | 0.2% | 0.2% | 0.2% | 0.2% | 0.2% |
| | 低圧ガス供給支障率 (多摩) | 22.6% | 22.6% | 22.6% | 22.6% | 22.6% | 22.6% |
| | 低圧ガス供給支障率 (都全体) | 74.2% | 74.2% | 74.2% | 74.2% | 74.2% | 74.2% |
| 上水道 | 断水率 (西東京市) | 20.7% | 20.7% | 20.7% | 20.7% | 20.7% | 20.7% |
| | 断水率 (多摩) | 11.7% | 11.7% | 11.7% | 11.7% | 11.7% | 11.7% |
| | 断水率 (都全体) | 34.5% | 34.5% | 34.5% | 34.5% | 34.5% | 34.5% |
| 下水道 | 管きよ被害率 (西東京市) | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% |
| | 管きよ被害率 (多摩) | 17.7% | 17.7% | 17.7% | 17.7% | 17.7% | 17.7% |
| | 管きよ被害率 (都全体) | 23.0% | 23.0% | 23.0% | 23.0% | 23.0% | 23.0% |

- 1 ガス : ブロック内全域で SI 値が 60kine 超
 2 ガス : ブロック内 1 / 3 で SI 値が 60kine 超

| 条件 | 想定地震 | | 多摩直下地震 (M7.3) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|-------------------|---------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬の朝5時 | | | | 冬の昼12時 | | | | 冬の夕方18時 | | | |
| | 風速 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | |
| 建物被害 | 建物全壊 | | 831 | 棟 | 831 | 棟 | 831 | 棟 | 831 | 棟 | 831 | 棟 | 831 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 830 | 棟 | 830 | 棟 | 830 | 棟 | 830 | 棟 | 830 | 棟 | 830 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 3,711 | 棟 | 3,711 | 棟 | 3,711 | 棟 | 3,711 | 棟 | 3,711 | 棟 | 3,711 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 3,706 | 棟 | 3,706 | 棟 | 3,706 | 棟 | 3,706 | 棟 | 3,706 | 棟 | 3,706 | 棟 |
| | | 液状化 | 4 | 棟 | 4 | 棟 | 4 | 棟 | 4 | 棟 | 4 | 棟 | 4 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 |
| | 出火件数 | | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 4 | 棟 | 4 | 棟 | 7 | 棟 | 7 | 棟 |
| | 棟焼 数失 | 倒壊建物含む | 188 | 棟 | 201 | 棟 | 282 | 棟 | 307 | 棟 | 608 | 棟 | 681 | 棟 |
| 倒壊建物含まない | | 184 | 棟 | 197 | 棟 | 275 | 棟 | 300 | 棟 | 594 | 棟 | 666 | 棟 | |
| 人的被害 | 死者 | | 59 | 人 | 60 | 人 | 29 | 人 | 29 | 人 | 43 | 人 | 44 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 52 | 人 | 52 | 人 | 25 | 人 | 25 | 人 | 32 | 人 | 32 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 6 | 人 | 6 | 人 | 3 | 人 | 3 | 人 | 10 | 人 | 12 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 屋内収容物 (参考値) | | 3 | 人 | 3 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | 負傷者 | | 1,365 | 人 | 1,366 | 人 | 756 | 人 | 757 | 人 | 886 | 人 | 892 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 1,322 | 人 | 1,322 | 人 | 718 | 人 | 718 | 人 | 839 | 人 | 839 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| 火災 | | 9 | 人 | 10 | 人 | 5 | 人 | 5 | 人 | 14 | 人 | 20 | 人 | |
| ブロック塀等 | | 32 | 人 | 32 | 人 | 32 | 人 | 32 | 人 | 32 | 人 | 32 | 人 | |
| 屋外落下物 | | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | |
| 屋内収容物 (参考値) | | 62 | 人 | 62 | 人 | 38 | 人 | 38 | 人 | 40 | 人 | 40 | 人 | |
| 避難者数 | 避難人口 | 38,876 | 人 | 38,937 | 人 | 39,299 | 人 | 39,414 | 人 | 40,769 | 人 | 41,099 | 人 | |
| | 避難生活者数 | 25,270 | 人 | 25,309 | 人 | 25,544 | 人 | 25,619 | 人 | 26,500 | 人 | 26,714 | 人 | |
| | 疎開者人口 | 13,607 | 人 | 13,628 | 人 | 13,755 | 人 | 13,795 | 人 | 14,269 | 人 | 14,385 | 人 | |
| 帰宅困難者 | 徒歩帰宅困難者 | - | 人 | - | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | |
| 災害時要援護者 (死者数) | | 26 | 人 | 26 | 人 | 39 | 人 | 40 | 人 | 35 | 人 | 36 | 人 | |
| 自力脱出困難者 | | 465 | 人 | 465 | 人 | 258 | 人 | 258 | 人 | 297 | 人 | 297 | 人 | |
| エレベータ閉じ込め台数 | | 8 | 台 | 8 | 台 | 8 | 台 | 8 | 台 | 8 | 台 | 8 | 台 | |
| 震災廃棄物 | 重量 | 27万 | t | 27万 | t | 27万 | t | 27万 | t | 28万 | t | 28万 | t | |

小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

| 想定地震 | | 多摩直下地震 (M7.3) | | | | | |
|---------|------------------|---------------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 時期及び時刻 | | 冬の朝 5時 | | 冬の昼 12時 | | 冬の夕方 18時 | |
| 風速 | | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 |
| 電力 | 停電率 (西東京市) | 4.8% | 4.9% | 5.0% | 5.1% | 5.7% | 5.8% |
| | 停電率 (多摩) | 7.9% | 8.0% | 8.4% | 8.4% | 10.8% | 11.0% |
| | 停電率 (都全体) | 7.3% | 7.3% | 7.6% | 7.6% | 8.7% | 8.8% |
| 固定電話 | 不通率 (西東京市) | 0.6% | 0.6% | 0.8% | 0.9% | 1.5% | 1.6% |
| | 不通率 (多摩) | 0.9% | 0.9% | 1.3% | 1.4% | 3.9% | 4.1% |
| | 不通率 (都全体) | 0.7% | 0.7% | 0.9% | 1.0% | 1.9% | 2.0% |
| ガス 1 | 低圧ガス供給支障率 (西東京市) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 低圧ガス供給支障率 (多摩) | 29.1% | 29.1% | 29.1% | 29.1% | 29.1% | 29.1% |
| | 低圧ガス供給支障率 (都全体) | 6.5% | 6.5% | 6.5% | 6.5% | 6.5% | 6.5% |
| ガス 2 | 低圧ガス供給支障率 (西東京市) | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 低圧ガス供給支障率 (多摩) | 97.2% | 97.2% | 97.2% | 97.2% | 97.2% | 97.2% |
| | 低圧ガス供給支障率 (都全体) | 84.6% | 84.6% | 86.4% | 84.6% | 84.6% | 84.6% |
| 上水道 | 断水率 (西東京市) | 43.2% | 43.2% | 43.2% | 43.2% | 43.2% | 43.2% |
| | 断水率 (多摩) | 33.1% | 33.1% | 33.1% | 33.1% | 33.1% | 33.1% |
| | 断水率 (都全体) | 36.9% | 36.9% | 36.9% | 36.9% | 36.9% | 36.9% |
| 下水道 | 管きよ被害率 (西東京市) | 24.8% | 24.8% | 24.8% | 24.8% | 24.8% | 24.8% |
| | 管きよ被害率 (多摩) | 22.9% | 22.9% | 22.9% | 22.9% | 22.9% | 22.9% |
| | 管きよ被害率 (都全体) | 23.2% | 23.2% | 23.2% | 23.2% | 23.2% | 23.2% |

- 1 ガス : ブロック内全域で SI 値が 60kine 超
 2 ガス : ブロック内 1 / 3 で SI 値が 60kine 超

| 条件 | 想定地震 | | 元禄関東型地震 (M8.2) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|-------------------|----------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬の朝5時 | | | | 冬の昼12時 | | | | 冬の夕方18時 | | | |
| | 風速 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | |
| 建物被害 | 建物全壊 | | 211 | 棟 | 211 | 棟 | 211 | 棟 | 211 | 棟 | 211 | 棟 | 211 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 210 | 棟 | 210 | 棟 | 210 | 棟 | 210 | 棟 | 210 | 棟 | 210 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 2,076 | 棟 | 2,076 | 棟 | 2,076 | 棟 | 2,076 | 棟 | 2,076 | 棟 | 2,076 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 2,074 | 棟 | 2,074 | 棟 | 2,074 | 棟 | 2,074 | 棟 | 2,074 | 棟 | 2,074 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 |
| | 出火件数 | | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 3 | 棟 | 3 | 棟 |
| | 棟焼 数失 | 倒壊建物含む | 101 | 棟 | 106 | 棟 | 162 | 棟 | 170 | 棟 | 360 | 棟 | 376 | 棟 |
| 倒壊建物含まない | | 101 | 棟 | 105 | 棟 | 161 | 棟 | 169 | 棟 | 358 | 棟 | 373 | 棟 | |
| 人的被害 | 死者 | | 17 | 人 | 17 | 人 | 9 | 人 | 9 | 人 | 15 | 人 | 15 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 13 | 人 | 13 | 人 | 6 | 人 | 6 | 人 | 8 | 人 | 8 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 3 | 人 | 3 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 6 | 人 | 6 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 屋内収容物 (参考値) | | 3 | 人 | 3 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | 負傷者 | | 643 | 人 | 643 | 人 | 349 | 人 | 349 | 人 | 417 | 人 | 417 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 616 | 人 | 616 | 人 | 325 | 人 | 325 | 人 | 386 | 人 | 386 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| 火災 | | 5 | 人 | 5 | 人 | 2 | 人 | 3 | 人 | 9 | 人 | 9 | 人 | |
| ブロック塀等 | | 21 | 人 | 21 | 人 | 21 | 人 | 21 | 人 | 21 | 人 | 21 | 人 | |
| 屋外落下物 | | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | |
| 屋内収容物 (参考値) | | 62 | 人 | 62 | 人 | 39 | 人 | 39 | 人 | 40 | 人 | 40 | 人 | |
| 避難者数 | 避難人口 | 27,027 | 人 | 27,049 | 人 | 27,310 | 人 | 27,345 | 人 | 28,228 | 人 | 28,301 | 人 | |
| | 避難生活者数 | 17,568 | 人 | 17,582 | 人 | 17,752 | 人 | 17,774 | 人 | 18,348 | 人 | 18,396 | 人 | |
| | 疎開者人口 | 9,460 | 人 | 9,467 | 人 | 9,559 | 人 | 9,571 | 人 | 9,880 | 人 | 9,905 | 人 | |
| 帰宅困難者 | 徒歩帰宅困難者 | - | 人 | - | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | |
| 災害時要援護者 (死者数) | | 7 | 人 | 7 | 人 | 12 | 人 | 12 | 人 | 12 | 人 | 12 | 人 | |
| 自力脱出困難者 | | 117 | 人 | 117 | 人 | 65 | 人 | 65 | 人 | 75 | 人 | 75 | 人 | |
| エレベータ閉じ込め台数 | | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | |
| 震災廃棄物 | 重量 | 11万 | t | 11万 | t | 12万 | t | 12万 | t | 12万 | t | 12万 | t | |

小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

| 想定地震 | | 元禄関東型地震 (M8.2) | | | | | |
|---------|------------------|----------------|---------|----------|---------|-----------|---------|
| 時期及び時刻 | | 冬の朝 5 時 | | 冬の昼 12 時 | | 冬の夕方 18 時 | |
| 風速 | | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 |
| 電力 | 停電率 (西東京市) | 1.8% | 1.8% | 1.9% | 1.9% | 2.4% | 2.4% |
| | 停電率 (多摩) | 5.3% | 5.4% | 5.5% | 5.6% | 6.2% | 6.3% |
| | 停電率 (都全体) | 8.6% | 8.6% | 9.0% | 9.1% | 11.6% | 11.8% |
| 固定電話 | 不通率 (西東京市) | 0.3% | 0.3% | 0.4% | 0.5% | 0.9% | 0.9% |
| | 不通率 (多摩) | 0.5% | 0.5% | 0.8% | 0.8% | 1.6% | 1.7% |
| | 不通率 (都全体) | 2.8% | 2.8% | 3.2% | 3.2% | 5.8% | 6.1% |
| ガス 1 | 低圧ガス供給支障率 (西東京市) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 低圧ガス供給支障率 (多摩) | 5.7% | 5.7% | 5.7% | 5.7% | 5.7% | 5.7% |
| | 低圧ガス供給支障率 (都全体) | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 3.0% | 3.0% |
| ガス 2 | 低圧ガス供給支障率 (西東京市) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 低圧ガス供給支障率 (多摩) | 38.1% | 38.1% | 38.1% | 38.1% | 38.1% | 38.1% |
| | 低圧ガス供給支障率 (都全体) | 53.1% | 53.1% | 53.1% | 53.1% | 53.1% | 53.1% |
| 上水道 | 断水率 (西東京市) | 34.6% | 34.6% | 34.6% | 34.6% | 34.6% | 34.6% |
| | 断水率 (多摩) | 34.0% | 34.0% | 34.0% | 34.0% | 34.0% | 34.0% |
| | 断水率 (都全体) | 45.2% | 45.2% | 45.2% | 45.2% | 45.2% | 45.2% |
| 下水道 | 管きよ被害率 (西東京市) | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% |
| | 管きよ被害率 (多摩) | 21.3% | 21.3% | 21.3% | 21.3% | 21.3% | 21.3% |
| | 管きよ被害率 (都全体) | 22.9% | 22.9% | 22.9% | 22.9% | 22.9% | 22.9% |

- 1 ガス : ブロック内全域で SI 値が 60kine 超
 2 ガス : ブロック内 1 / 3 で SI 値が 60kine 超

| 条件 | 想定地震 | | 立川断層帯地震 (M7.4) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------|-------------------|----------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬の朝5時 | | | | 冬の昼12時 | | | | 冬の夕方18時 | | | |
| | 風速 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | | 4 m / 秒 | | 8 m / 秒 | |
| 建物被害 | 建物全壊 | | 428 | 棟 | 428 | 棟 | 428 | 棟 | 428 | 棟 | 428 | 棟 | 428 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 427 | 棟 | 427 | 棟 | 427 | 棟 | 427 | 棟 | 427 | 棟 | 427 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 2,919 | 棟 | 2,919 | 棟 | 2,919 | 棟 | 2,919 | 棟 | 2,919 | 棟 | 2,919 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 2,917 | 棟 | 2,917 | 棟 | 2,917 | 棟 | 2,917 | 棟 | 2,917 | 棟 | 2,917 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 |
| | 出火件数 | | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 2 | 棟 | 2 | 棟 | 3 | 棟 | 3 | 棟 |
| | 棟焼 数失 | 倒壊建物含む | 111 | 棟 | 118 | 棟 | 172 | 棟 | 184 | 棟 | 375 | 棟 | 409 | 棟 |
| 倒壊建物含まない | | 109 | 棟 | 116 | 棟 | 170 | 棟 | 182 | 棟 | 370 | 棟 | 405 | 棟 | |
| 人的被害 | 死者 | | 31 | 人 | 32 | 人 | 15 | 人 | 16 | 人 | 24 | 人 | 24 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 27 | 人 | 27 | 人 | 13 | 人 | 13 | 人 | 16 | 人 | 16 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 4 | 人 | 4 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 6 | 人 | 7 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 屋内収容物 (参考値) | | 3 | 人 | 3 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | 負傷者 | | 962 | 人 | 963 | 人 | 519 | 人 | 519 | 人 | 619 | 人 | 619 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ・液状化による 建物被害 | 932 | 人 | 932 | 人 | 491 | 人 | 491 | 人 | 584 | 人 | 584 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| 火災 | | 5 | 人 | 6 | 人 | 3 | 人 | 3 | 人 | 9 | 人 | 10 | 人 | |
| ブロック塀等 | | 25 | 人 | 25 | 人 | 25 | 人 | 25 | 人 | 25 | 人 | 25 | 人 | |
| 屋外落下物 | | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | |
| 屋内収容物 (参考値) | | 62 | 人 | 62 | 人 | 39 | 人 | 39 | 人 | 40 | 人 | 40 | 人 | |
| 避難者数 | 避難人口 | 25,022 | 人 | 25,056 | 人 | 25,315 | 人 | 25,375 | 人 | 26,284 | 人 | 26,451 | 人 | |
| | 避難生活者数 | 16,264 | 人 | 16,286 | 人 | 16,454 | 人 | 16,494 | 人 | 17,085 | 人 | 17,193 | 人 | |
| | 疎開者人口 | 8,758 | 人 | 8,769 | 人 | 8,860 | 人 | 8,881 | 人 | 9,200 | 人 | 9,258 | 人 | |
| 帰宅困難者 | 徒歩帰宅困難者 | - | 人 | - | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | 31,227 | 人 | |
| 災害時要援護者 (死者数) | | 14 | 人 | 14 | 人 | 21 | 人 | 21 | 人 | 19 | 人 | 20 | 人 | |
| 自力脱出困難者 | | 239 | 人 | 239 | 人 | 130 | 人 | 130 | 人 | 152 | 人 | 152 | 人 | |
| エレベータ閉じ込め台数 | | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | 7 | 台 | |
| 震災廃棄物 | 重量 | 17万 | t | 17万 | t | 17万 | t | 17万 | t | 18万 | t | 18万 | t | |

小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

| 想定地震 | | 立川断層帯地震 | | | | | |
|---------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 時期及び時刻 | | 冬の朝5時 | | 冬の昼12時 | | 冬の夕方18時 | |
| 風速 | | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 | 4 m / 秒 | 8 m / 秒 |
| 電力 | 停電率（西東京市） | 2.9% | 2.9% | 3.0% | 3.0% | 3.5% | 3.5% |
| | 停電率（多摩） | 8.5% | 8.5% | 9.1% | 9.2% | 11.5% | 11.8% |
| | 停電率（都全体） | 2.8% | 2.8% | 3.1% | 3.1% | 3.9% | 4.0% |
| 固定電話 | 不通率（西東京市） | 0.4% | 0.4% | 0.5% | 0.5% | 1.0% | 1.1% |
| | 不通率（多摩） | 0.9% | 1.0% | 1.8% | 1.9% | 4.5% | 4.8% |
| | 不通率（都全体） | 0.3% | 0.3% | 0.5% | 0.5% | 1.3% | 1.4% |
| ガス 1 | 低圧ガス供給支障率（西東京市） | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 低圧ガス供給支障率（多摩） | 3.5% | 3.5% | 3.5% | 3.5% | 3.5% | 3.5% |
| | 低圧ガス供給支障率（都全体） | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% |
| ガス 2 | 低圧ガス供給支障率（西東京市） | 43.1% | 43.1% | 43.1% | 43.1% | 43.1% | 43.1% |
| | 低圧ガス供給支障率（多摩） | 51.8% | 51.8% | 51.8% | 51.8% | 51.8% | 51.8% |
| | 低圧ガス供給支障率（都全体） | 11.3% | 11.3% | 11.3% | 11.3% | 11.3% | 11.3% |
| 上水道 | 断水率（西東京市） | 25.7% | 25.7% | 25.7% | 25.7% | 25.7% | 25.7% |
| | 断水率（多摩） | 37.4% | 37.4% | 37.4% | 37.4% | 37.4% | 37.4% |
| | 断水率（都全体） | 13.3% | 13.3% | 13.3% | 13.3% | 13.3% | 13.3% |
| 下水道 | 管きよ被害率（西東京市） | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% | 23.4% |
| | 管きよ被害率（多摩） | 22.2% | 22.2% | 22.2% | 22.2% | 22.2% | 22.2% |
| | 管きよ被害率（都全体） | 18.8% | 18.8% | 18.8% | 18.8% | 18.8% | 18.8% |

- 1 ガス：ブロック内全域でSI値が60kine超
2 ガス：ブロック内1/3でSI値が60kine超

4 被害想定結果

都が発表した4種の「首都直下地震等による東京の被害想定」の総括表によると本市に係る被害は、「多摩直下地震M7.3」において最大となる。

したがって、地震編における各種震災対策は、多摩直下地震M7.3の被害想定を対象として、本市の実情に即した内容を検討していく。

なお、「多摩直下地震M7.3」のうち、発生する時間帯等による被害数値については、より大きな数値を対象としていくものとする。

第2節 浸水予想

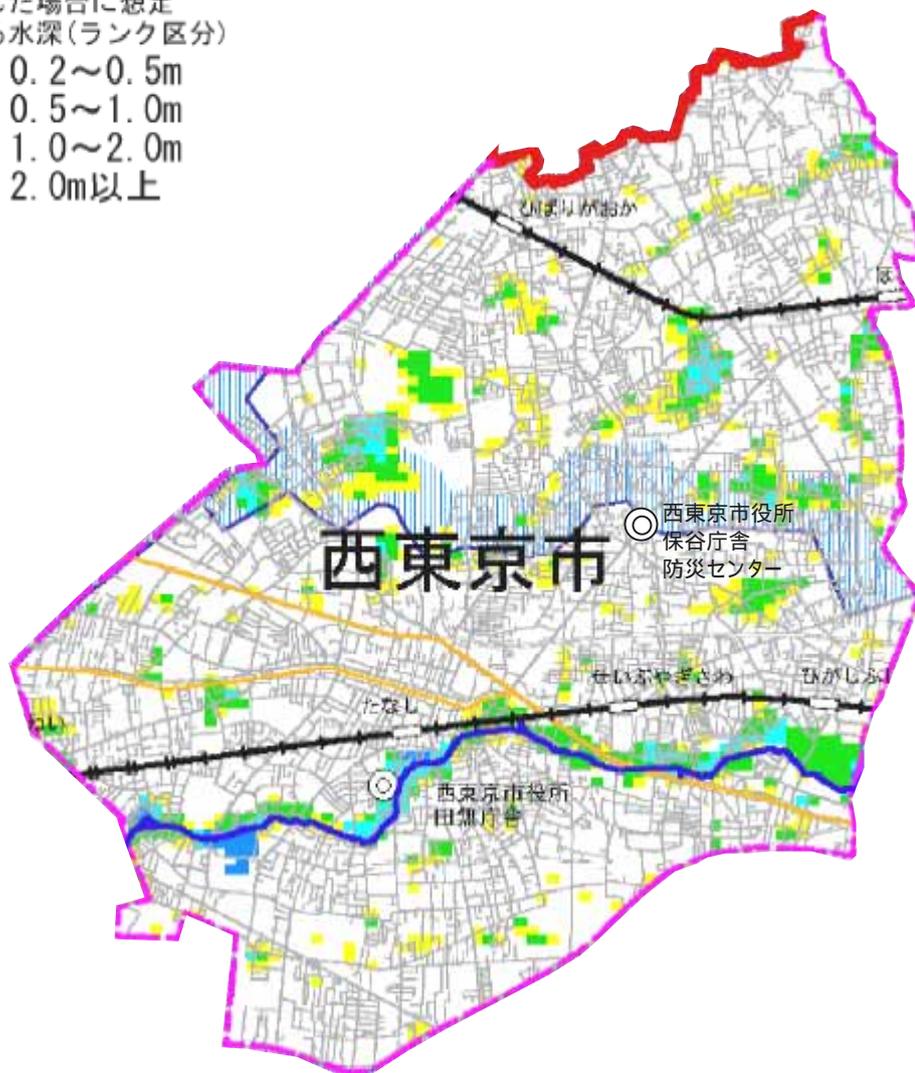
東京都では、河川や下水道の整備水準を上回る大雨が降った場合を想定し、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じていただく目的に浸水予想区域図を作成している。本市の区域において、平成12年9月に愛知県で発生した東海豪雨と同規模の降雨が発生した際に予想される浸水深と浸水箇所を示した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」が作成されている。本市ではこれを基に、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを平成20年9月に作成・公表した。

【石神井川及び白子川流域浸水予想区域図】

－ 凡 例 －

浸水した場合に想定される水深(ランク区分)

- 0.2～0.5m
- 0.5～1.0m
- 1.0～2.0m
- 2.0m以上



作成：東京都都市型水害対策連絡会
作成年月日：平成15年5月15日作成
対象とした降雨：平成12年9月東海豪雨

(総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm)

第5章 減災目標

第1節 方針

- 1 市は、次のとおり減災目標を定め、都及び市民、事業者等と協力して、対策を推進する。
- 2 減災目標は、想定地震として本市で最も被害が大きくなる「多摩直下地震（M7.3）」を対象として設定する。
- 3 この減災目標は10年以内の達成に努める。

第2節 死傷者の半減

- 1 住宅の倒壊等による死傷者の半減

目標

多摩直下地震M7.3、冬の朝5時、風速8m/秒のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒及びブロック塀等の倒壊を原因とする死者53人、負傷者1,356人を半減にする。

目標を達成するための対策

| | |
|---------------|---|
| 建物耐震化の推進 | 都市計画に基づく耐震化の推進 耐震改修促進計画の推進 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化推進 |
| 家具類転倒防止対策の推進 | 家具類の転倒防止対策の啓発 家具等転倒防止器具支給事業の実施等による取付の促進 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進 |
| 救助体制の整備 | 消防団用救助資機（器）材の整備 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 身近な小中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進 |
| ブロック塀の安全対策の啓発 | 生垣造成補助金制度のPRと拡充 既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進 |

- 2 火災による死傷者の半減

目標

多摩直下地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒のケースで、火災を原因とする死者12人、負傷者20人を半減にする。

目標を達成するための対策

| | |
|----------------------|--|
| 消 防 力 の 充 実 ・ 強 化 | 消防団の団員の充足及び装備の充実による活動の強化 防火水槽の整備、民間消防水利の確保等による消防水利の充実 |
| 市民等の火災 対応力の強化 | 都市計画に基づく耐震化の推進（再掲） 家具類の転倒防止対策の啓発（再掲） 地域における防災訓練の強化 住宅用火災警報器の設置推進・啓発 |
| 救 助 体 制 の 整 備 | （再掲） |

第3節 避難者の減

1 住宅の倒壊や火災による避難者の3割減

目標

多摩直下地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒のケースにおける避難人口41,099人のうち、住宅の倒壊や火災による避難人口は、17,533人である。この17,533人を3割減の12,273人にする。

目標を達成するための対策

| | |
|---------------------------------------|---|
| 住 宅 の 倒 壊 や 火 災 に よ る 避 難 者 の 減 | 建物耐震化の推進（再掲） 消防力の充実・強化（再掲） 市民等の火災対応力の強化（再掲） |
|---------------------------------------|---|

2 ライフライン被害等による避難者の3割減

目標

多摩直下地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒のケースにおける避難人口41,099人のうち、建物被害は免れたがライフライン被害（断水等）を受けたために発生する避難人口は、23,566人である。この23,566人を3割減の16,496人にする。

目標を達成するための対策

| | |
|-----------------------------------|--|
| ラ イ フ ラ イ ン 応 急 復 旧 の 迅 速 化 | 被災住宅に対する応急危険度判定の適切な実施 エレベーターの早期復旧 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発 |
|-----------------------------------|--|

第4節 外出者の安全確保及び帰宅支援

1 帰宅困難者の安全確保

目標

東京都帰宅困難者対策条例の周知、企業等の備蓄、一時滞在施設の確保等により、想定される31,227人の帰宅困難者の安全を確保する。

目標を達成するための対策

| | |
|------------|---|
| 帰宅困難者の安全確保 | 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進 帰宅困難者への通信体制の整備 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄支援体制の確保 |
|------------|---|

2 帰宅支援

目標

東京都、交通機関等と連携し、臨時輸送の実施などにより、帰宅困難者の安全な帰宅を支援する。

目標を達成するための対策

| | |
|---------|--|
| 臨時輸送の実施 | 都災害対策本部に対し、バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請 市所有バスによる市内の臨時輸送の実施 帰宅支援ステーション制度の周知・充実 |
|---------|--|

第6章 調査・研究

1 地域危険度測定調査

(1) 調査の概要

都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）の規定に基づき、「地震に関する地域危険度測定調査」を行っている。昭和50年11月に第1回（区部）を公表して以来、5年おきに結果を公表している。

この調査は、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、並びに2つの危険度を総合化した「総合危険度」を測定した。町丁目ごとの各地域における地震に対する危険性を建物、火災の面から1から5までのランクで相対的に評価した。

【調査の前提】

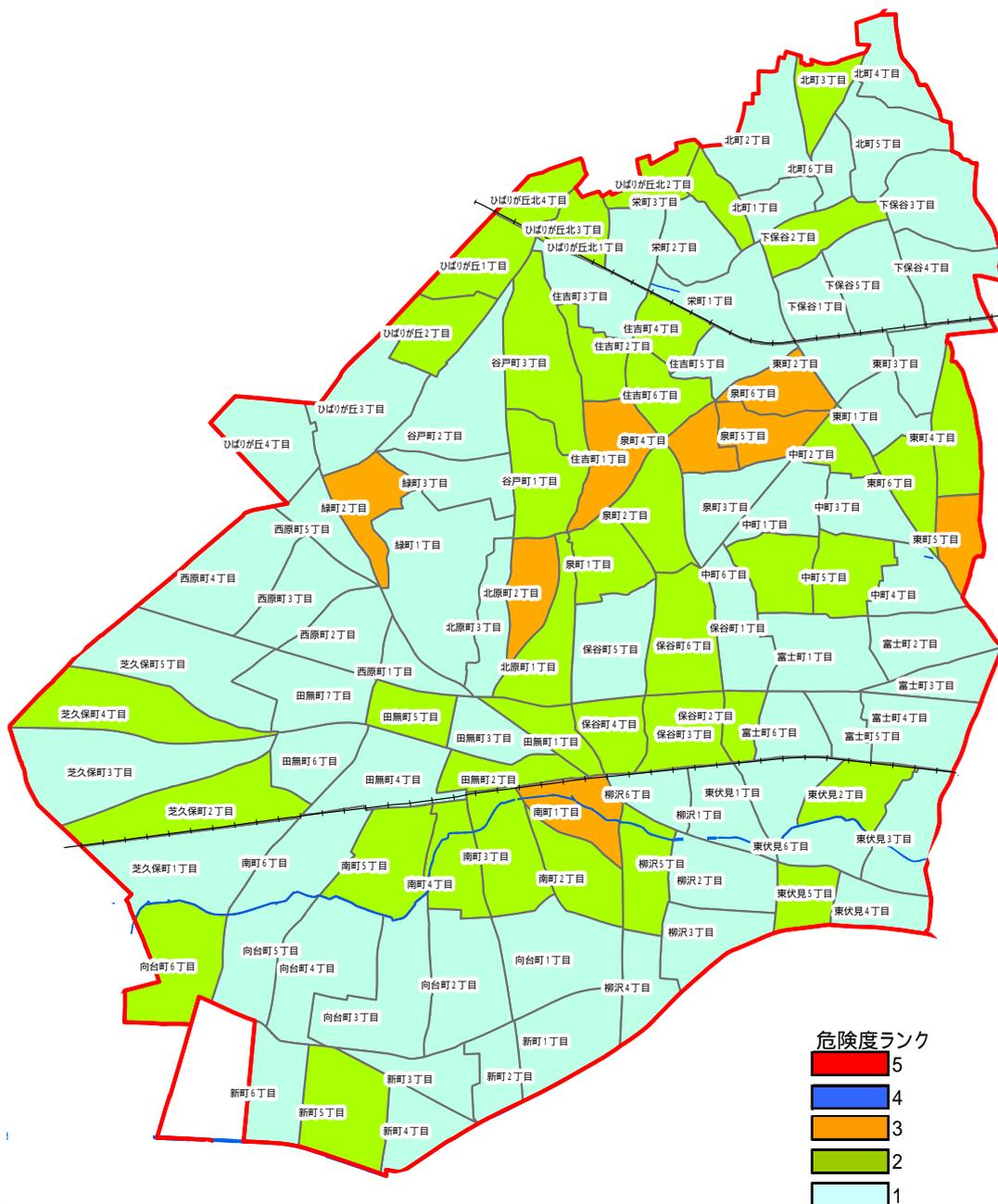
| | |
|-----------------|---|
| 調査対象区域 と測定単位 | <ul style="list-style-type: none"> 区部及び多摩都市計画の市街化区域に係る町丁目単位とした。 火災危険度は、500mメッシュ単位で測定し、町丁目単位に変換した。 |
| 想定地震 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の地震は、想定しない。 地盤特性を定量的に評価し、地盤分類ごとに地震動の地盤増幅率を設定する方法を用いた。 |
| 想定時刻 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の時点に限定しない。 危険度は、年間を通じて平均的なものとした。 |
| 評価方法 | <ul style="list-style-type: none"> 調査対象区域内の町丁目の危険量を相対評価した。 面積の大小が評価に影響を及ぼさないよう、単位面積当たりの値に基準化した。 |
| 結果の表示 | <ul style="list-style-type: none"> 評価ランクは、5段階とした。 |

(2) 評価結果

ア 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、分類ごとに集計し建物量に地盤分類ごとの建物が壊れる割合を掛け合わせるにより測定したものである。建物が壊れる割合は、阪神・淡路大震災などの過去の地震被害の調査事例などをもとに、地盤状況や建物ごとに設定した。

建物倒壊危険度の高い地域では、古い建物の倒壊が懸念されることから、道路や公園などの整備を進めつつ、古い建物の建替えを進める必要がある。また、耐震診断を行い、必要に応じて補強するなどの対策を講じることも重要である。

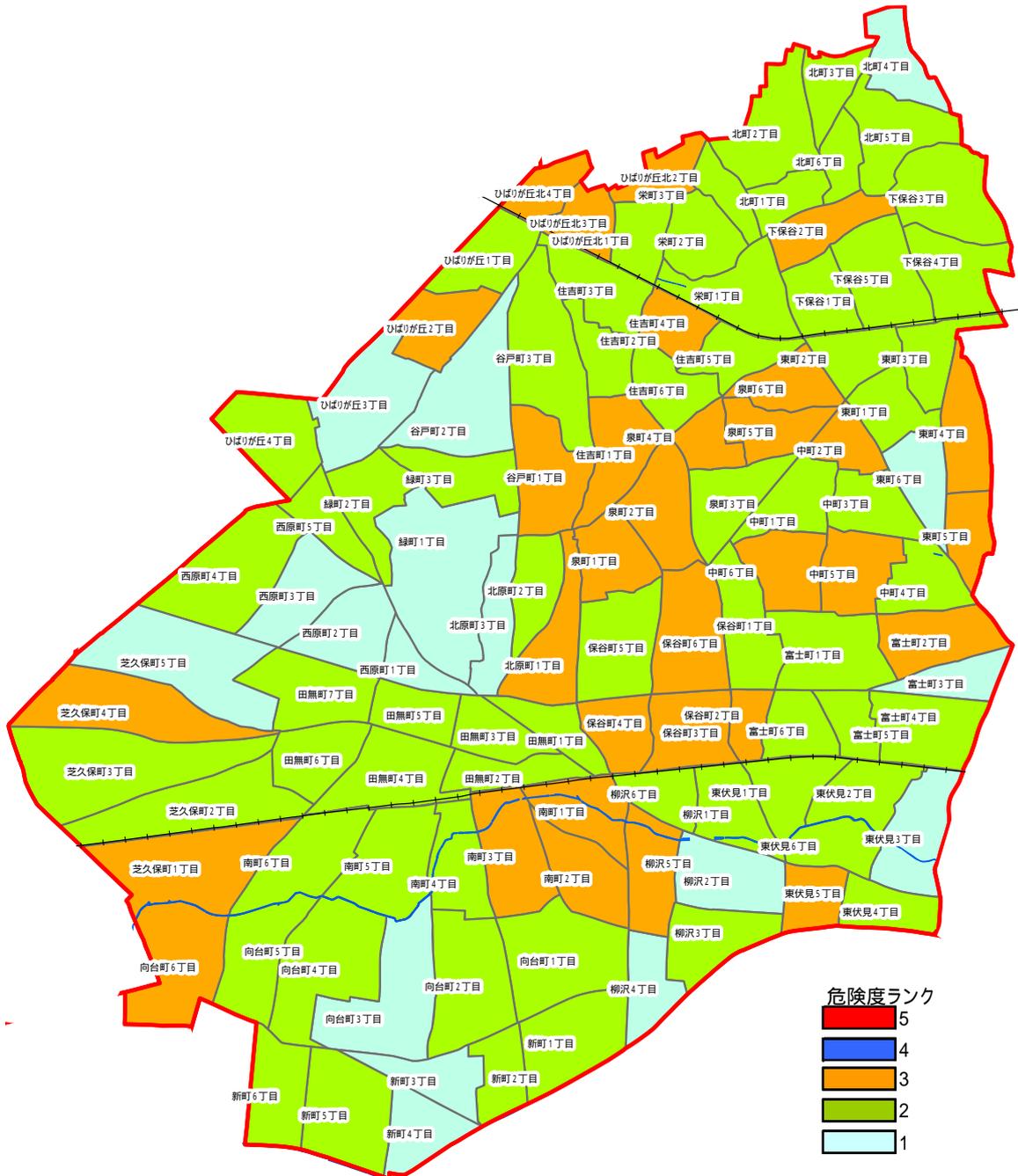


資料出所：地震に関する地域危険度測定調査報告書（第6回 平成20年2月公表）
東京都都市整備局

イ 火災危険度

火災危険度は、出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせることで測定した。また、周辺町丁目からの延焼の危険性も足し合わせて測定している。

火災危険度の高い地域では、木造建物を鉄筋コンクリート造に建替えるなど建物の不燃化を進めるとともに、延焼を防ぐ広幅員道路や公園などの整備が必要である。また、市民による初期消火などの出火対策も重要である。

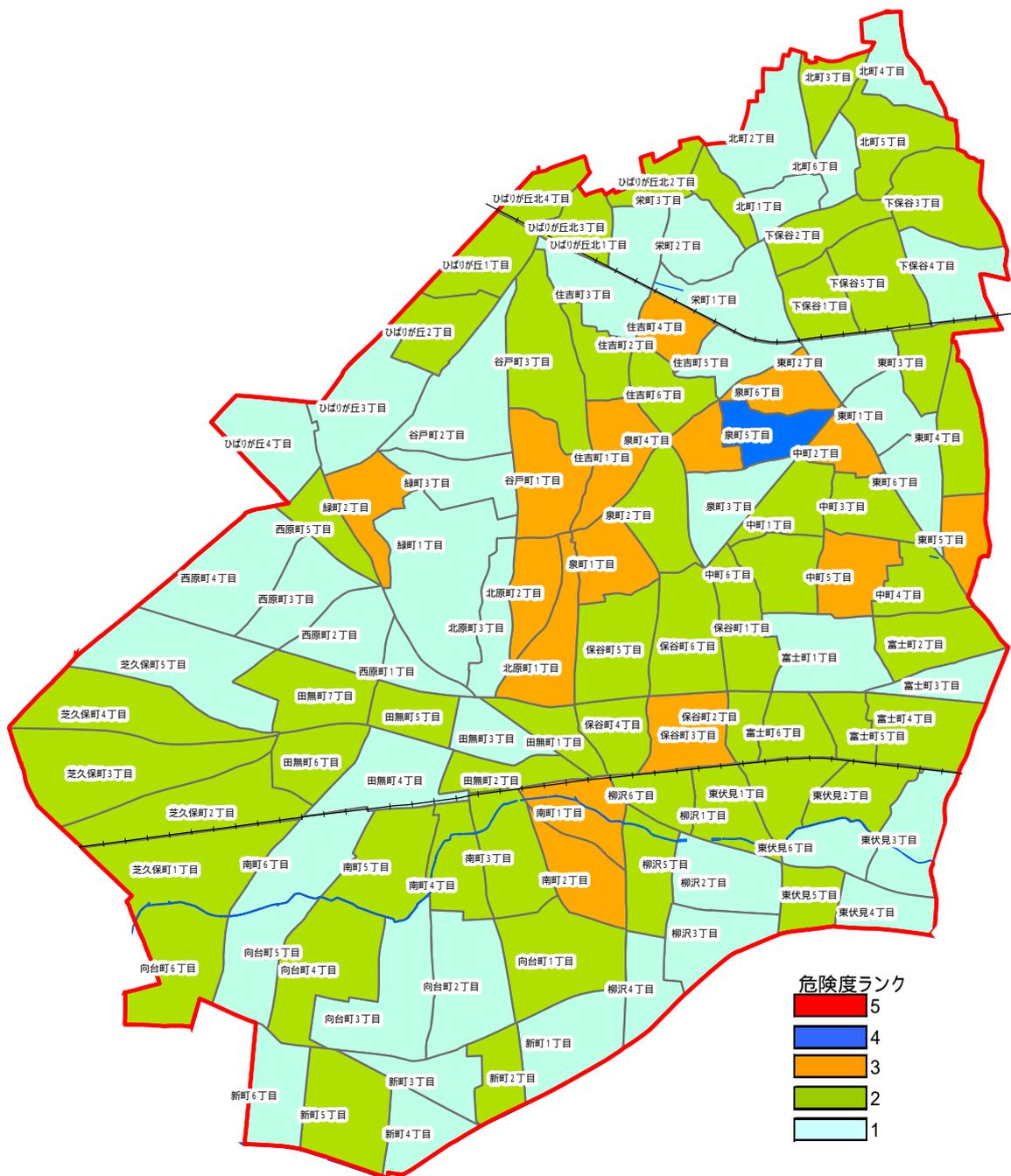


資料出所：地震に関する地域危険度測定調査報告書（第6回 平成20年2月公表）
東京都都市整備局

ウ 総合危険度

総合危険度は、町丁目ごとに、建物倒壊危険度と火災危険度の順位の数字を合算し、5段階のランク分けを行った。

総合危険度の高い地域では、建物の建替えによる耐震性の向上や不燃化を図るとともに、道路、公園などの整備を進めるなど、周辺町丁目も含めて、様々な震災対策を重層的、総合的に進めていく必要がある。また、いつ起こるかも知れない地震に対しては、日頃からの十分な備えと対策が必要である。



資料出所：地震に関する地域危険度測定調査報告書（第6回 平成20年2月公表）
東京都都市整備局

第2部 地震災害編

第1章 市民と地域の防災力向上

第1節 自助による市民の防災活動

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|----------------------|----|
| 1 . 震災対策における市民の役割と備え | 市民 |
|----------------------|----|

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

(1) 市民の役割

- ・ 都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・ 自治会・町内会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

(2) 市民の備え

- ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 日頃からの出火の防止
- ・ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ・ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ・ 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- ・ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ・ 災害時要援護者がいる家庭における、市民組織、消防署、交番等への事前情報提供
- ・ 家族の避難する避難施設、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- ・ 沿岸部、臨海地へ訪れる際などの津波対策

| | |
|-------------|----------------------------|
| 2 . 防災意識の啓発 | 危機管理室、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関 |
|-------------|----------------------------|

市は、市民、事業所等の防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 防災情報の定期広報【危機管理室、警察署、消防署、東京消防庁】

防災知識の普及を図るため、広報紙、パンフレットやホームページ等を通して定期的に防災情報を広報する。また、防災に関する様々な動向や各種情報を分かり易く発信する。なお、西東京市では津波による危険性は無いものの、外出先等での被災の可能性等を鑑み、津波の危険性に関する知識の周知・広報を図る。

| | |
|---|--|
| <p>【情報の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画のあらましの解説 ・大規模災害時における行動基準 ・各家庭における対応の指針等 ・地域の防災対策に関する情報の提供 ・地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介 | <p>【パンフレットの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に対する10の備え ・事業所の地震対策 ・地震その時10のポイント等 ・地震のときはこうしよう。 |
|---|--|

(2) 防災マップ・ハザードマップ等による周知、啓発【危機管理室】

防災マップや各種ハザードマップにより、災害の危険性がある区域や防災施設等を周知する。

(3) 防災イベントの開催【危機管理室、防災関係機関】

防災機関等と連携し、市民への防災知識普及のための事業を開催する。

- ・エフエム西東京及びジェイコムイースト西東京の協力を得た防災啓発情報の放送
- ・講演会・座談会・講習会、映画会等の開催

| | |
|-------------------|-----------|
| 3. 学校等における防災教育の推進 | 教育委員会、消防署 |
|-------------------|-----------|

教育委員会、消防署、小・中学校及び保育園と協力し、防災訓練・防災講話等の機会を積極的に活用し、園児・児童・生徒への発達段階に応じた総合防災教育を推進する。また、都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」(平成19年度)によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育(訓練)の普及を図る。

- ・教職員の防災意識の向上
- ・各教科等の様々な場面での防災教育の充実
- ・子供を介した保護者への防災教育の推進
- ・災害時の学校と地域との連携強化
- ・年齢に応じた子供の防災活動への参画の推進
- ・生涯を通じた防災教育の実施
- ・沿岸部、臨海地へ訪れる際などの津波対策
- ・消防少年団等地域に根差した団体に対する防災教育の推進
- ・幼児期からの教育機関と連携した総合防災教育の推進
- ・都立高校で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- ・都教育庁が指定する防災推進校における実戦的な防災訓練、応急救護訓練等の実施

- ・小学生は救命入門コース、中学生は普通救命講習、高校生は上級救命講習の受講の推奨

| | |
|-----------|--------------------|
| 4．防災訓練の充実 | 危機管理室、各課、警察署、消防署、都 |
|-----------|--------------------|

市は、震災時における市民の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災機関相互及び市民との協力体制確立に重点をおいた総合防災訓練及びその他の目的別訓練を実施する。

(1) 市総合防災訓練【危機管理室、警察署、消防署】

各防災関係機関及び市民が一体となった実効性のある、総合的、有機的及び実践的な訓練を実施する。なお、防災訓練には、災害時要援護者と家族の参加を支援する。

(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理室、警察署、消防署、消防団】

防災市民組織及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や災害時要援護者・家族・地域市民等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導のもと期日を定めて世帯数や規模等、それぞれの実態に応じた実戦的な訓練を実施し共助体制の強化を推進する。また、市は必要に応じて消火器等資機（器）材の貸出等、防災訓練を支援するほか、訓練を通じて各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を行う。

(3) 都総合防災訓練【危機管理室、都】

都が実施する、震度6弱以上の大地震を想定した総合防災訓練への参加推進を行う。

(4) その他訓練【危機管理室、各課、警察署、消防署】

各避難施設の運営主体による避難施設運営訓練、福祉施設における災害時要援護者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援する。また、訓練を通じて検証を実施し、新たな課題を発見するよう努める。

応 急 対 策

＜ 発災後の活動の流れ ＞

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|---|-----------|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | 避難勧告又は指示 住民の避難誘導 避難住民の保護 | 外国人への情報提供 | → |
| 市民 | | 身の安全の確保 出火の防止 情報の収集・避難準備 周辺住民への声かけ、安否確認 災害時要援護者の保護の協力 | 避難 | → |

| | |
|--------------|----|
| 1．災害発生時の応急対策 | 市民 |
|--------------|----|

市民は、災害発生時、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な応急対策を実施する。

(1) 自身の安全確保

- ・ 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- ・ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難施設においては自ら活動する。
- ・ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

(2) 周囲の安全確保

- ・ 自身と家族の安全を確保するとともに、安否確認を行う。
- ・ 自身と家族の安全が確認できたら、隣家に声をかけるなど安否を確認する。
- ・ 近隣の災害時要援護者に声をかけるなど安否を確認する。
- ・ 隣組など近隣の住民と声をかけあい、特に災害時要援護者の避難支援などの活動を行う。

(3) 避難時の安全確保

- ・ 避難時には周囲の危険物、混乱に注意し安全な避難を心がける。
- ・ 避難の必要性や、避難場所の安全確認、また帰宅が可能かどうかの判断を行う。

第2節 地域による共助の防災活動

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 1．地域防災の担い手の育成 | 危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署 |
|---------------|-----------------------------|

(1) 防災市民組織の結成促進【危機管理室、協働コミュニティ課】

市は、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行い、防災市民組織の組織化を進めるとともに、軽可搬消防ポンプ等の資機（器）材等の整備支援に努める。

(2) 人材の育成【危機管理室、警察署、消防署】

市は、防災市民組織等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会、座談会、映画会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、女性防火組織の結成や、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進していく。

(3) 活動環境の整備【危機管理室、消防署】

市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する軽可搬消防ポンプ等の配備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資機（器）材、消防水利の確保等、環境条件の整備に努める。また、防災知識や消火・救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センター（防災館）を活用するとともに、各種訓練などが実施できる防災訓練計画の整備に努める。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 2．地域の連携力の強化 | 危機管理室、協働コミュニティ課、産業振興課、関係課、警察署、消防署 |
|-------------|-----------------------------------|

(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理室、協働コミュニティ課、産業振興課、関係課、消防署】

市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難施設単位等の協議会の設置（「第8章 避難者対策」に詳述）を進めるほか、地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。

(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【危機管理室、関係課、消防署】
 市は、地域で生活するあらゆる世代や対象が参加可能な地域イベントの開催を通じて、市民相互の顔の見える関係を構築し、平常時から互いに声をかけあい、連携・協力できる地域づくりを促進する。

(3) 地域ぐるみの支援体制づくり

市は、防災市民組織や民生委員、消防署、在宅ケアチーム、ボランティア組織、社会福祉施設等と連携し、災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難支援プランの策定を推進する。

| | |
|-------------|-----------|
| 3．東京防災隣組の構築 | 危機管理室、警察署 |
|-------------|-----------|

市は、自治会・町内会等の防災市民組織の結成並びに育成指導を推進し、なかでも意欲的な防災活動を継続している団体を、東京都が推進する「東京防災隣組」として推薦する。また、その取組みに関して情報提供を行うなど普及活動に努める。

| | |
|----------------------|----------------------------|
| 4．日常的な地域活動と防災活動の融合促進 | 危機管理室、協働コミュニティ課、各課、警察署、消防署 |
|----------------------|----------------------------|

(1) 従来型の防災訓練の見直しや、地域で活動する団体等への意識付け強化【危機管理室・各課、消防署】

市は、従来型の防災訓練の実施に加え、地域の実情にあった防災訓練・防災講座等の見直し・充実を図る。また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。

(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化【危機管理室、協働コミュニティ課】

市は、防災市民組織マニュアルづくりの助言・支援をはじめ、災害時要援護者個別避難支援プラン、避難施設運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平常時及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。また、地域コミュニティの活性化により、災害時に救援を柔軟に受け入れることができる地域環境づくりを推進する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|---|---------------------------|----------------|
| 市 (市災害対策本部) | | 避難勧告又は指示 住民の避難誘導 避難住民の保護 | | → |
| 防災市民組織 | | 近隣での助け合い(出火防止、初期消火、救助等) 安否や被害についての情報収集 初期消火活動 救出・救護活動 負傷者の手当・搬送 住民の避難誘導活動 災害時要援護者の避難支援 避難所運営支援 | 自治体及び関係機関の情報伝達 | 炊出し等の給食・給水活動 → |
| 消防団 | | 消防隊と連携した消火活動 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 災害情報の収集・伝達活動 | 住民指導、避難勧告・指示の伝達、避難者の安全確保等 | → |
| 事業所 | | 事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援 | | |

1. 地域による応急対策の実施

防災市民組織、事業所、関係団体 等

自治会・町内会、防災市民組織は、事業所等と連携・協力し、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

(1) 防災市民組織の応急対策

- ・ 近隣での助け合い(出火防止、初期消火、救助等)
- ・ 安否や被害についての情報収集
- ・ 初期消火活動
- ・ 救出・救護活動

- ・ 負傷者の手当・搬送
- ・ 市民の避難誘導活動
- ・ 災害時要援護者の避難支援
- ・ 避難施設の運営支援
- ・ 自治体及び関係機関の情報伝達
- ・ 炊出し等の給食・給水活動 等

(2) 事業所の応急対策

- ・ 事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

第3節 消防団の防災活動

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|----------------|---------------|
| 1. 消防団の活動体制の充実 | 危機管理室、消防署、消防団 |
|----------------|---------------|

(1) 人員の強化【危機管理室、消防団】

市及び消防団は、広く市民へ消防団入団を呼びかけるとともに、事業所職員等にも入団を促すことで消防団員の安定確保に努める。

(2) 資機（器）材の整備・強化【危機管理室】

市は、消防団の応急救護・救助資機（器）材（担架・救急カバン・エンジンカッター等）の増強を図るほか、老朽化した分団詰所の建替え、消防ポンプ車の買替え、消防資機（器）材・救助資機（器）材の整備、車載用自動体外式除細動器（AED）の整備、携帯通信機器の充実等を計画的に進める。

(3) 活動能力の向上【危機管理室、消防署】

市及び消防署は、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。また、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。

さらに、各団員が自らの業務上有する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

(4) 消防団員の安全確保【危機管理室、消防署】

市及び消防署は、消防団員等の増員による各個分担任務の軽減を図るほか、災害時の避難誘導等に係る行動ルールを作成し、消防団の安全確保に努める。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|------------------------------------|--|---------------------------|
| 市 (市災害対策本部) | | 避難勧告又は指示 | 住民の避難誘導 避難住民の保護 | |
| 消防署 | | 消火活動 | 救出・救護活動 負傷者の手当 住民の避難誘導活動 | |
| 消防団 | | 住民への出火防止と初期消火の呼びかけ 消防隊と連携した消火活動 | 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 災害情報の収集・伝達活動 | 住民指導、避難勧告・指示の伝達、避難者の安全確保等 |

1. 消防団による応急対策の実施

消防団

消防団は、災害発生時、次に掲げる措置をはじめ、必要な応急対策を実施する。活動時には、第一に自身と団員の安全確保に努める。

(1) 消火活動

- ・発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- ・災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- ・同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団単独に、又は消防署隊と連携して行う。
- ・消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

(2) 救出・救護

- ・救助器具等を活用し、地域住民との協同による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 避難誘導・支援

- ・避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難場所への避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第4節 事業所の防災活動

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 1. 事業所による自助・共助の強化 | 危機管理室、産業振興課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、事業所 |
|-------------------|-----------------------------------|

(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図る。

- ・帰宅困難者対策に係る利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。
- ・社屋内外の安全化、防災資機（器）材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制を整備する。
- ・重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事前対策を推進する、
- ・組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進する。
- ・東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。

(2) 自衛消防隊の結成と活動能力強化【消防署】

消防署は、多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所に対し東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の規定に基づき、自衛消防技術認定証を有する者（自衛消防中核要員）の配置及び講習の実施や訓練指導を推進する。また、それ以外の事業所においても、自衛消防隊の結成、訓練の実施等を推進する。

| | |
|---|--|
| 防災・防火管理者の選任を要する事業所 | 防災・防火管理者の選任を要しない事業所 |
| 消防法(昭和23年法律第186号)等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、訓練の実施などが規定されている。 | 東京都火災予防条例により、自衛消防の組織を編成し、訓練を行うよう努めることが規定されている。 |

(3) 装備品整備の推進【事業所】

事業所は、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(4) 事業所防災計画の作成指導【消防署】

消防署は、防火・防災管理者の選任を要する事業所に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画事項について消防計画に定めるよう指導する。また、都市ガス、電気、鉄道、通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対しても事業所防災計画の作成を指導する。

小規模事業所に対しては、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

(5) 地域との協力体制づくりの推進【危機管理室、協働コミュニティ課】

危機管理室、協働コミュニティ課は、事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域の主体者が一体となった防災協働社会を構築するための協力体制づくりを推進する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|---|-----|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | 避難勧告又は指示 住民の避難誘導 避難住民の保護 | | |
| 消防署 | | 消火活動 救出・救護活動 負傷者の手当 住民の避難誘導活動 | | |
| 事業所 | | 来訪者や従業員等の安全確保 初期救出、初期救護活動 出火防止、初期消火活動 施設の安全確認、従業員の一斉帰宅抑制 災害情報の収集・伝達活動 地域の消火活動、救出、救助活動の実施 事業継続 | | |

| | |
|------------------|-----|
| 1. 事業所による応急対策の実施 | 事業所 |
|------------------|-----|

事業所は、来訪者や従業員等の身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、地域と連携し、発災直後における初期消火、救出・救助、応急救護活動等を実施する。

- ・来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- ・出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- ・正確な情報を収集、提供する。
- ・施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- ・事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- ・初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- ・応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第5節 ボランティアとの連携

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. ボランティア活動の支援及び体制の整備 | 危機管理室、生活福祉課、市社会福祉協議会、警察署 |
|-----------------------|--------------------------|

(1) ボランティア活動の支援【危機管理室、生活福祉課】

関係課は、市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの設置場所について検討を進め、合せて設置について支援を行い、一般のボランティア、防災ボランティア、NPOなどへの対応を進める。また、必要な資機（器）材の調達方法など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

(2) 体制の整備【危機管理室、生活福祉課、市社会福祉協議会】

生活福祉課及び市社会福祉協議会は、西東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。また、市社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりを進める。その他防災ボランティアの活動上の安全確保及び被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進する。

(3) ボランティア活動の強化・支援【生活福祉課、市社会福祉協議会】

生活福祉課は市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、次の支援を実施する。

- ・ ボランティア団体相互の情報収集・提供等ネットワークづくりの機会創出
- ・ ボランティア、ボランティアコーディネーター養成等の人材育成、場の提供等
- ・ 市民へのボランティア意識の普及・啓発
- ・ 多様化するボランティアに対応できる業務マニュアルの作成、支援のあり方の調査・研究等
- ・ ボランティア組織機能に応じた防災訓練・研修、市災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- ・ 各ボランティアの連携のための協議会の設置による情報連絡体制の確保など協力体制の推進

| | |
|----------------------|---|
| 2.登録ボランティアとの連携及び人材育成 | 危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、日赤東京支部、市社会福祉協議会 |
|----------------------|---|

(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、消防署、日赤東京支部、市社会福祉協議会】

危機管理室は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。

消防署は、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力する東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「西東京消防ボランティア」という。）との連携を図る。また、減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、西東京消防ボランティアの一層の充実強化を図る。併せて、震災時に消防隊と連携した活動能力向上を図る。

日赤東京支部（赤十字ボランティア）は、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

(2) 人材育成【生活福祉課】

生活福祉課は、都、日赤東京都支部、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。また、市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意識等についての啓発を行う。

(3) 受援力の強化【生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】

市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるための以下の取り組みについて啓発を行う。

- ・土地感のないボランティアに提供するための地域の情報の整理
- ・災害ボランティアの関係する防災訓練への参加
- ・災害時のボランティア活動に関する支援者の把握
- ・既往災害におけるボランティア活動の紹介

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|----|--|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | | ボランティアの受入及び配備 市社会福祉協議会と連携して 市災害ボランティアセンターを設置 ボランティア活動との連携 | → |
| 市社会福祉協議会 | | | 市と連携して市災害ボランティアセンター設置 ボランティアコーディネーターの確保 ボランティアの受付・登録、配置、 活動内容の指示 ボランティア活動の連絡、調整 ボランティア保険加入手続き ボランティアの宿泊先の紹介 被災地・避難所等における ボランティア要望の把握等の情報収集 都災害ボランティアセンターとの連絡、調整 | → |

1. ボランティア活動との連携 | ボランティア班

市は、市社会福祉協議会による市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、都・関係機関・都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

ボランティア活動の支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となって必要な情報や資機(器)材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

【市災害ボランティアセンターの主な役割】

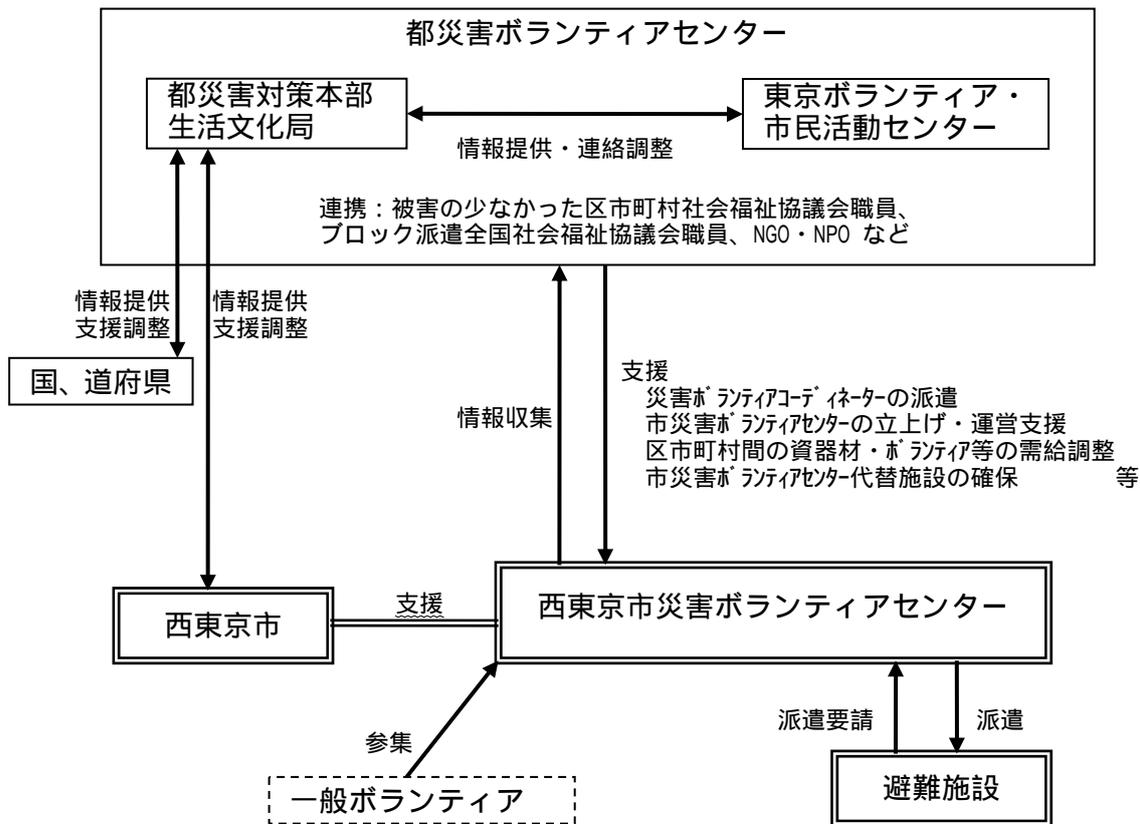
- ・ ボランティアコーディネーターの確保
- ・ ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示
- ・ ボランティア活動の連絡、調整
- ・ ボランティア保険加入手続き
- ・ ボランティアの宿泊先の紹介
- ・ 被災地・避難施設等におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- ・ 都災害ボランティアセンターとの連絡、調整

東京都の専門性を有する防災ボランティア等の活動内容を以下に示す。

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

| ボランティア名 | 出動要件及び活動内容 |
|------------------|---|
| 防災（語学）ボランティア | 外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難施設等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援 |
| 応急危険度判定員 | 区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定 |
| 被災宅地危険度判定士 | 都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施 |
| 建設防災ボランティア | 震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施 |
| 交通規制支援ボランティア | 警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施 |
| 東京消防庁災害時支援ボランティア | 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施 |

【ボランティア受け入れの流れ】



専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難施設運営やがれき撤去等）ボランティア

第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 建築物等の災害対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1. 防災まちづくりの推進 | 都市計画課、みどり公園課、産業振興課、危機管理室、道路建設課、消防署、都 |
|---------------|--------------------------------------|

- (1) 防災まちづくりを目指す各種基本計画の推進【都市計画課、みどり公園課】
オープンスペース（公園・農地・道路・鉄道・河川等）の延焼遮断機能を活かす防災生活圏の形成を目指し、「西東京市都市計画マスタープラン」や「西東京しみどりの基本計画」等に防災の視点を反映させる。
- (2) 市街地の整備【都市計画課、危機管理室、都】
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進などの市街地整備をはじめとした、災害に強いまちづくりを推進する。また、建築物の用途・形態の制限など地区計画制度の活用をはじめ、西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）などの誘導的手法により、ミニ開発・スプロール化の防止、道路幅員の確保、公共空地の確保、消防水利の確保、消防・防災関係施設の用地確保等に努める。
- (3) 消火活動困難地域の解消【危機管理室、都市計画課、道路建設課、消防署】
消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の地中化、コーナー部分の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場からの意見を反映し、消火活動が困難な地域の解消に努める。
- (4) 公園の整備【みどり公園課】
みどりの基本計画に沿って、緑化を推進するとともに、公園の整備を進め、市全体の防災性の向上を図る。また、広域避難場所及び避難広場として位置付けられている公園については、その機能の保全に努める。

(5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、産業振興課、都市計画課】

延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、長期・安定的な営農に向けた振興施策を展開していく。更に、防災機能を有する生産緑地地区等について、緊急退避場所として「災害時協力農地」の協定締結を進め、平常時から近隣住民への周知を図る。

(6) 防災ネットワークの形成【みどり公園課、道路建設課】

緑道の整備を図るとともに、避難路となる幹線道路の緑化、生垣造成支援による沿道の安全化に努める。

(7) オープンスペースの把握と活用【危機管理室、みどり公園課、産業振興課、都】

避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースの把握に努める。

(8) 防火地域等の指定【都市計画課、都】

都市の不燃化の促進を図るため、適切に防火地域または準防火地域の指定を行う。

(9) 河川施設等の整備【建設事務所】

河川施設等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。

| | |
|---------------|------------------------|
| 2. 高層建築物の安全対策 | 市民、消防署、警察署、多摩建築指導事務所、都 |
|---------------|------------------------|

(1) 高層建築物の安全化【市民、多摩建築指導事務所、都】

多摩建築指導事務所は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく審査及び指導を行う。また、市、都、市民、関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。

(2) 避難誘導等の適正化【警察署】

高層建築物における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、震災対策に関する管理者対策、関係機関との連携による合同防災訓練を実施する。

(3) 高層建築物の火災予防等対策【消防署】

消防署は、火災予防対策を強化するため次の事項を推進する。

【火災予防】

- ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 ・内装材料、装飾物品の不燃化 ・防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進 <p>【避難（混乱防止）対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 ・建物内の防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 ・ショーケース、看板等の転倒、落下防止 ・事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導員の育成 ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 <p>【防火・防災管理対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する消防計画の周知徹底 ・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底 ・ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 ・防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育 ・実践的かつ定期的な訓練の実施 <p>【消防活動対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動上必要な施設、設備等の機能維持 |
|--|

| | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 3. がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止 | 都市計画課、みどり公園課、危機管理室、多摩建築指導事務所、建設事務所、都 |
|-----------------------|--------------------------------------|

(1) がけ・よう壁等の安全化【都市計画課、多摩建築指導事務所、建設事務所】

がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づき、防災上の見地からの指導を行う。また、市内の「急傾斜地崩壊危険箇所」は1箇所であり、都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。

(2) ブロック塀等の安全化【みどり公園課、危機管理室、都】

接道部の既存ブロック塀の生垣化、建築物の新設の際の生垣等設置推進のため、西東京市生垣造成補助金交付要綱の活用を図り、災害発生時の避難路の安全性の向上、緑の保全・育成に努める。また、都と連携し、啓開すべき道路沿い及び通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進める。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 4 .建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 都市計画課、建築営繕課、施設を管理する課 |
|---------------------|----------------------|

(1) 耐震改修促進計画の推進【都市計画課】

東京都耐震改修促進計画及び西東京市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物及び民間の特定建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。

(2) 公共建築物の耐震化・不燃化【建築営繕課、施設を管理する課】

耐震補強を行うにあたっては、免震や制震工法など、新しい補強技術の採用も検討する。また、防災上重要な公共建築物について、耐震診断を実施し、耐震化率を平成27年度までに100%とする。更に、市営住宅について、建て替え等により住環境の改善と併せ、耐震化・不燃化を図る。

(3) 民間建築物の耐震化【都市計画課】

国・都と協力し、昭和56年以前の木造住宅に対し、無料耐震相談の実施や耐震診断・耐震改修費用の一部を助成することで、耐震化を促進する。

(4) エレベーターの対策【建築営繕課、都】

建築営繕課は、都の対策に準じてエレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するとともに、次の対策に努める。

- ・災害時要援護者を収容する福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。
- ・他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。
- ・エレベーター保守管理会社の保守要員、ビル管理会社などによる救出体制の構築。
- ・都の対策に準じて、市は、震災時に「1ビルにつき1台」のエレベーターを復旧させることを原則とし、エレベーター保守管理会社に要請するとともに、普及啓発を図る。

| | |
|------------------------|--|
| 5 .落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 | 道路管理課、高齢者支援課、生活福祉課、障害福祉課、危機管理室、建築営繕課、消防署、都 |
|------------------------|--|

(1) 窓ガラス等落下物の安全化【都】

建築物に付属する大型窓ガラス、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル等非構造部材に対する落下防止についての指導を行うとともに、一般住宅に対しては、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についてのPRを行う。

(2) 屋外広告物に対する規制【道路管理課、都】

東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、設置許可申請及び維持管理に関して、改善指導などを適切に行っていく。

(3) 自動販売機の転倒防止【道路管理課、都】

自動販売機の設置にあたり、日本工業規格「自動販売機の据置基準」等に基づき、必要な措置を講ずるよう指導するほか、道路上にはみ出している自動販売機についても指導にあたる。

(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策【高齢者支援課、障害福祉課、危機管理室、建築営繕課、消防署】

高齢者や障害者世帯を対象に、申請により家具転倒防止器具等の購入補助制度を実施する。

庁舎を含む市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。

関係機関、関係団体等と連携し、家庭や事業所に対して家具類転倒・落下防止対策の必要性、方法、効果などの普及・啓発を図る。

| |
|---------------|
| 6. 文化財施設の安全対策 |
|---------------|

| |
|-------------|
| 警察署、消防署、消防団 |
|-------------|

文化財施設に対して、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目について防火上の確認及び検証を行うよう指導する。

- ・文化財周辺の整備・放火防止状況
- ・防災体制の整備状況
- ・防災知識の啓発状況
- ・防災設備及び消防用設備等の整備・点検状況
- ・緊急時の協力・連携体制の整備状況

| |
|----------------------|
| 7. 液状化、長周期地震動への対策の強化 |
|----------------------|

| |
|----------------------|
| 下水道課、危機管理室、警察署、消防署、都 |
|----------------------|

液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

(1) 水道施設の液状化対策【都】

東日本大震災を踏まえ、被害率の高い地域においては水道管を耐震継手管に取り換えるなどの液状化対策を進める。

(2) 下水道施設の液状化対策【下水道課】

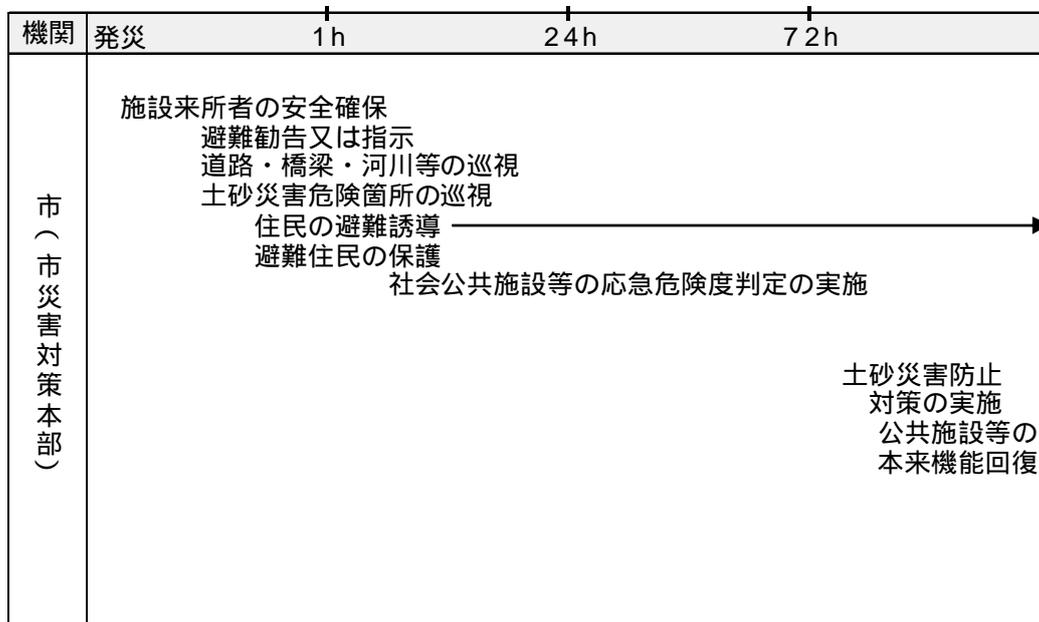
マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

(3) 長周期地震動対策の強化【危機管理室、消防署】

関係機関、関係団体等と連携し、長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者、建物所有者等に周知し、高層階における室内安全対策の促進を図る。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >



| | |
|-----------------|---|
| 1. 公共土木施設等の応急対策 | 施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、教職員班（学校長）、物資輸送班、都市計画班、医療機関、建設事務所、警察署 |
|-----------------|---|

余震によるがけくずれや公共土木施設等の倒壊などに備え、適切な応急対策を実施する。

(1) 河川施設等【建設事務所】

堤防・護岸施設といった公共土木施設が地震により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

(2) 社会公共施設等の応急危険度判定の実施【施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、医療機関】

二次災害防止のため、施設・車両班は、概括的被害情報等に基づき、避難施設等拠点施設建築物の危険度判定を地震発生直後に実施する。医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。なお、施設独自での復旧が困難である場合は、市及び関係機関に連絡し援助を要請する。

震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(3) 危険箇所等【都市計画班】

都市計画班は、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定などの応急措置や関係機関への連絡を行う。

復旧対策

| | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 1. 公共の安全確保、施設の本来機能の回復 | 管財課、建築営繕課、社会教育課、教育指導課、建設事務所、都、警察署 |
|-----------------------|-----------------------------------|

(1) 河川施設等【建設事務所】

氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(2) 公共施設等の復旧対策【管財課、建築営繕課、社会教育課、教育指導課】

管財課・建築営繕課は、優先順位に基づき市内の社会公共施設等の復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては原状復旧を徹底する。また、社会教育課は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

教育指導課（学校長）は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(3) 危険箇所等【都】

地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2節 二次災害（出火、延焼等）対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 消防水利の整備、防火安全対策 | 危機管理室、都市計画課、消防署、消防団、都 |
|-------------------|-----------------------|

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

(1) 消防水利の整備【危機管理室、都市計画課、消防署】

危機管理室は、消防署との連携を図りながら、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、防火水槽、河川などの消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性貯水槽の整備、経年防火水槽の耐震化を図る。

この場合、公共施設及び特殊建築物の整備の機会や宅地開発の機会をとらえるとともに、市有地等売却に際し、既存の消防水利や代替水利の確保を図る。

危機管理室及び都市計画課は、西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定以上の宅地を開発する場合には、消火栓や防火水槽を設置するよう義務化を継続する。

消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

(2) 火気使用設備等の安全化【消防署】

震災時の火気使用設備・器具からの出火を防止するため、東京都火災予防条例に基づき、火気使用設備等の固定、点検・整備、その他各種の安全対策を推進する。

(3) 出火防止のための査察指導【消防署、消防団】

消防署は、震災が発生した場合、人命への影響が大きい大規模な物品販売店舗、病院、社会福祉施設、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し、次の事項を指導する。

ア 火気使用設備・器具等の固定

イ 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置

ウ 災害時における従業員の対応要領等

消防署及び消防団は、上述の事業所を除くその他の事業所及び一般住宅等について、立入検査及び防火診断により、前記事項のほか、震災後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

消防署は、給油取扱所、一般取扱所等で予防規程を定める危険物施設に適正な貯蔵取扱、出火危険排除のための安全対策について指導する。また、給油取扱所、一般取扱所等で予防規程を定める危険物施設に適正な貯蔵取扱、出火危険排除のための安全対策に

ついて指導する。

(4) 初期消火体制の強化【危機管理室、消防署、消防団】

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

【出火防止等に関する備えの主な指導事項】

住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及
各家庭及び事業所における消火器の設置促進、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
耐震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及
家具類・家電製品等の転倒・落下・移動防止の啓発
火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
カーテンなどの防災製品の普及
灯油などの危険物安全管理の徹底
出火防止に関する知識、地震に対する備えなど防災教育の推進及び防災訓練への参加

【出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項】

起震車を活用した身体防護及び出火防止訓練の推進
普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」と声をかけあい、まずは身の安全を図る習慣の徹底
地震発生時に火を使っていた場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末を行う要領の徹底
出火したときは、落ち着いて消火することを徹底
普段使用しない電気器具の差込プラグをコンセントから抜く習慣の徹底
避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーやガスの元栓を遮断するなど、出火防止の徹底
ライフライン施設の機能停止に伴う不慣れな火気使用器具からの出火防止措置の徹底
ライフライン復旧時における電気・ガス機器等からの出火防止措置の徹底

2．危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物
取扱施設等の安全化

管財課、消防署、教育委員会、東京消防庁、保健
所、都、国、事業者、警視庁（警察署）

(1) 石油等危険物施設の安全化【消防署】

消防署は、施設に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機（器）材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合の推進について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。

製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な所蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【都】

都は、安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置をはじめ、販売事業者への立入検査、容器の転倒防止や配管の被害最小化など、液化石油ガスの漏えい等による二次災害防止の指導を継続する。

(3) 火薬類保管施設の安全化【都】

都は、火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。また、平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【都、消防署】

都は、高圧ガス施設の設置の際に法令・基準への適合状況を審査するとともに、危害予防規程の受理、使用開始前の完成検査、定期的保安検査、随時の立入検査を実施し、適正な維持管理や安全の確保に努める。また、東京都震災対策条例の規定に基づき、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、配管類や除害設備等の安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめの細かい指導を行う。

消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況の確認、計画作成を指導する。

(5) 毒物・劇物取り扱い施設の安全化【保健所、消防署、教育委員会】

保健所は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく監視指導により、毒物及び劇物の品目・保管量の把握に努め、保管庫・保管薬品の転倒防止、マニュアル整備等を指導するほか、毒物・劇物取扱施設の立入検査を実施し、講習会等の開催、保

守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。また、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校の化学実験室等薬品保管場所の地震対策の強化について」を周知し、事故防止に努める。

消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況の確認、計画作成を指導する。

教育委員会は、危険物の貯蔵は必要最小量とすることを基本に、学校に対し次の事項を徹底する。

- ア 保管の安全性を確立するとともに、取扱責任者を定め、その責任において出し入れを行う。
- イ 危険物を収納する容器は、落下・転倒等により容易に破損しない材質のものを使用する。
- ウ 毒物・劇物の保管は、安全な一定の場所を保管場所とし、「毒物」・「劇物」等の表示をする。
- エ 使用量と在庫量を明確にしておくとともに、消火器等の消防器具類の整備をしておく。
- オ 児童・生徒等に対して、緊急時の措置に関する安全教育を徹底しておく。

(6) 化学薬品取扱い施設の安全化【消防署、事業者、管財課、危機管理室、都】

消防署は、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対し、保管の適正化等、次の指導事項により安全対策を推進する。

- ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒防止
- ウ 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- エ 化学薬品収納棚場所の整理整頓
- オ 初期消火資機（器）材の整備
- カ 化学薬品を補完している量の管理
- キ その他安全対策上必要と認められる措置

また、PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を保有する事業者はPCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。

管財課及び危機管理室は、現在把握している市内のPCB機器の使用、保管状況について、都環境局との情報共有を図っていく。

(7) 放射線等使用施設の安全化【国】

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。

(8) 危険物施設の防災組織【消防署、事業者】

消防法等に基づき、自衛消防隊の結成を指導するとともに、大規模危険物施設につい

ては「東京危険物災害相互応援協議会」による相互応援活動を目的とした訓練を定期的に行う。

| | |
|----------------|-------------|
| 3. 危険物等の輸送の安全化 | 保健所、消防署、警察署 |
|----------------|-------------|

保健所及び消防署は、危険物積載車両について常置場所の立入検査を行い、構造、設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。

警察署は、危険物等運搬車両の通行路線を検討し整備するとともに、路上点検による指導取締を推進する。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。

消防署は、タンクローリーの立入検査を適宜実施し、構造、設備等の法令基準が維持されるよう指導を強化するほか、トラック等の危険物運車両についても、タンクローリーと同様の安全対策を進める。また、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認及び活用を推進し、輸送時の安全性を高める。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1 h | 24 h | 72 h |
|----------------|----|---|------------------|------|
| 市 (市災害対策本部) | | 住民に対する避難の勧告又は指示 住民の避難誘導 避難所の開設 避難住民の保護 | 情報提供 関係機関との連絡 | |
| 消防署 | | 消火活動 救出・救護活動 負傷者の手当 住民の避難誘導活動 危険物等の応急措置による危険防止対策の実施 | | |
| 警察署 | | 救出・救護活動 住民の避難誘導活動 | | |
| 消防団 | | 消火、救助、救急活動 負傷者の手当・搬送 住民の避難誘導活動 | | |
| 事業所 | | 危険物等の応急措置による危険防止対策の実施 | | |

| | |
|---------------|------------------|
| 1. 消火・救助・救急活動 | 警察署、消防署、消防団、関係機関 |
|---------------|------------------|

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

| | |
|---------------------|---------------------------------|
| 2. 危険物等の応急措置による危険防止 | 廃棄物処理班、下水道班、危機管理班、消防署、警察署、都、事業者 |
|---------------------|---------------------------------|

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、市、消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設・放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置をとるよう指導する。

(1) 石油等危険物施設の応急措置【危機管理班、消防署、警察署、事業者】

消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

ア 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

ア 市民に対する避難の勧告又は指示

イ 市民の避難誘導

ウ 避難施設の開設、避難した市民の保護

エ 情報提供、関係機関との連絡

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置【危機管理班、警察署、消防署、事業者】

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

ア 市民に対する避難の勧告又は指示

イ 市民の避難誘導

ウ 避難施設の開設、避難した市民の保護

エ 情報提供、関係機関との連絡

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

- (3) 火薬類保管施設の応急措置【都等、危機管理班、消防署、警察署、事業者】
市は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
ア 市民に対する避難の勧告又は指示
イ 市民の避難誘導
ウ 避難施設の開設、避難した市民の保護
エ 情報提供、関係機関との連絡
事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
- (4) 高圧ガス保管施設の応急措置【都、警察署、消防署、危機管理班、事業者】
警察署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
イ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報
イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報
ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第4章 第2節 【応急対策】1の(1)の「震災消防活動」により対処する。
市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
ア 住民に対する避難の勧告又は指示
イ 住民の避難誘導
ウ 避難施設の開設、避難住民の保護
エ 情報提供、関係機関との連絡
事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
- (5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【警察署、消防署、危機管理班、下水道班、事業者】
警察署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
ア 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
イ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- エ 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第4章 第2節【応急対策】1の(1)の「震災消防活動」により対処する。

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

[下水道班]

- ア 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。
- イ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

[危機管理班]

- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難施設の開設、避難住民の保護
- エ 情報提供、関係機関との連絡

事業者は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) 化学薬品取扱い施設の応急対策【都、危機管理班、事業者】

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。
- イ PCB 保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している危機の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及び PCB 汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

事業者は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
- イ 発災により PCB 機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(7) 危険物等輸送車両の応急対策【都、警察署、消防署、危機管理班、事業者】

警察署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。
- イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- ウ 関係機関と連絡を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助

活動等必要な措置をとる。

消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

ア 危険物輸送車両等については、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。災害応急対策は、第4章 第2節【応急対策】1の(1)の「震災消防活動」により対処する。

イ 核燃料物質輸送車両において、事故が発生した場合には、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

ア 住民に対する避難の勧告又は指示

イ 住民の避難誘導

ウ 避難施設の開設、避難住民の保護

エ 情報提供、関係機関との連絡

事業者は、事故時には、次の措置を行う。

ア 危険物輸送車両については、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ 核燃料物質輸送車両において、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。

なお、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

(8) 流出油の応急対策【都、警察署、消防署、危機管理班】

流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布、初期消火及び延焼防止措置、警戒及び立入制限、付近住民に対する火気管理の指導、広報等を実施する。

(9) 危険動物の逸走時対策【都、警察署、消防署、廃棄物処理班、危機管理班】

市民が飼養している特定動物（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各部の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

| | |
|-----|--|
| 警察署 | 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法） |
| 消防署 | 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送 |
| 市 | 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 市民に対する避難の勧告又は指示 市民の避難誘導 避難施設の開設、避難した市民の保護 情報提供、関係機関との連絡 |

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 道路・橋梁、河川施設等

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|------------|---------------------|
| 1．道路・橋梁の整備 | 道路建設課、道路管理課、都市計画課、都 |
|------------|---------------------|

(1) 道路の整備【道路建設課、都市計画課】

道路は、避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすとともに、沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとしての役割も大きい。そのため、防災上の観点から幹線道路網の整備を促進し、救援・消防活動にも有効かつ生活に密着した道路の整備に努める。

(2) 橋梁の整備【道路建設課、道路管理課】

震災時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、橋梁の調査、架替、補修等の整備促進を図る。

(3) 道路施設の安全化【道路建設課、都】

道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術規準について」(国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成13年12月)及び「道路橋示方書・同解説」(日本道路協会：平成14年3月)に基づき、地質・構造等の状況に応じて落橋や倒壊を生じないように、安全性を強化する計画を定め、対策を講ずる。

また、一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出が義務付けられている。届出については、非常用施設の設置、出火防止に関すること等について添付しなければならない。

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 2．緊急輸送ネットワークの整備 | 危機管理室、道路管理課、建設事務所、都、警視庁(警察署) |
|-----------------|------------------------------|

(1) 緊急輸送ネットワーク整備【危機管理室、建設事務所、都】

救助、医療、消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急物資輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心施設と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送路を、緊急輸送ネットワークとしてあらかじめ整備する。

- ・震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。
- ・輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空にわたる輸送ネットワークを整備する。
- ・緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」との整合を図る。
- ・緊急輸送の実効性を担保するため、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。

(2) 資機（器）材の整備【道路管理課】

平常時から障害物除去用資機（器）材の整備を行うとともに、市建災防協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

| | |
|-------------|-------------|
| 3．河川施設等の安全化 | 建設事務所、危機管理室 |
|-------------|-------------|

(1) 水防活動の準備【危機管理室】

管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--|---|--|
| 市 (市災害対策本部) | | 被害情報の収集 障害物除去道路の選定 車両の運用計画の樹立 緊急通行車両の確認 標章の交付 各部に配車 | 不足した車両及び燃料の調達 障害物除去作業の実施 道路・橋梁の応急復旧 | 道路・橋梁の復旧 |
| 建設事務所 | | 局本部設置 【道路】 通行可能道路の確認 | 関係機関連絡調整(以下、随時開催) 各建設事務所本部設置 緊急道路障害物除去作業の調整 被災状況の情報収集 緊急点検・緊急措置 緊急道路障害物除去・応急復旧 | 【河川】 情報収集、協定締結団体に出動要請 河川施設の緊急点検 損壊箇所の応急復旧・河道内障害物の除去 |
| 警察署 | | 被害情報の収集 交通規制の実施 広報の実施 | | |

| | |
|----------------|---------------------------------------|
| 1. 道路・橋梁等の応急対策 | 市災害対策本部、広報班、物資輸送班、道路管理班、建設事務所、警察署、警視庁 |
|----------------|---------------------------------------|

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

(1) 道路・橋梁の応急対策【道路管理班、建設事務所】

各道路管理者等は、所有の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策

を講ずる。

【市の対応】

区域内の道路が被害を受けた場合、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都（災害対策本部及び建設局）に報告する。また、被害状況により応急修理ができない場合、警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め等必要な措置を講ずる。

上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合、当該施設の管理者及び道路管理者へ通報する。緊急のため、通報するいとまがない場合、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置をとり、事後連絡する。

【建設事務所の対応】

都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、予め、緊急時の作業協力承諾を得た建設業者や、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定に基づき実施する。

逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

(2) 緊急道路等の規制措置【警察署】

警視庁は、災害時、次の道路について交通規制を実施する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------|------------------|--------------|-------------------|----------|------|----------------|------|-------|------|-------|------|------|-------|------|------|------|-------|-------|----------|---------|--------|-------|------|------|------|------|------------|------|------|--------|--|
| <p>第一次交通規制 (道路交通法)</p> | <p>震度6弱以上の地震が発生した際は、以下の交通規制を実施する。 環状7号線内側への一般車両の流入禁止 環状8号線内側への一般車両の流入抑制 「緊急自動車専用路」の指定 次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="477 539 1289 745"> <tr> <td>国道4号(日光街道他)</td> <td>国道17号(中山道・白山通り他)</td> </tr> <tr> <td>国道20号(甲州街道他)</td> <td>国道246号(青山通り・玉川通り)</td> </tr> <tr> <td>目白通り</td> <td>外堀通り</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高速自動車国道・首都高速道路</td> </tr> </table> <p>都内に極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じて一般車両の交通規制を実施する。</p> | 国道4号(日光街道他) | 国道17号(中山道・白山通り他) | 国道20号(甲州街道他) | 国道246号(青山通り・玉川通り) | 目白通り | 外堀通り | 高速自動車国道・首都高速道路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国道4号(日光街道他) | 国道17号(中山道・白山通り他) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国道20号(甲州街道他) | 国道246号(青山通り・玉川通り) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目白通り | 外堀通り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高速自動車国道・首都高速道路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第二次交通規制 (災害対策基本法)</p> | <p>震度6弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下の交通規制を実施する。 「緊急交通路」の優先指定 その他の「緊急交通路」の指定 被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。</p> <table border="1" data-bbox="432 1122 1374 1536"> <tr> <td>第一京浜</td> <td>第二京浜</td> <td>中原街道</td> <td>目黒通り</td> </tr> <tr> <td>青梅・新青梅街道</td> <td>川越街道</td> <td>北本通り</td> <td>水戸街道</td> </tr> <tr> <td>蔵前橋通り</td> <td>京葉道路</td> <td>井の頭通り</td> <td>三鷹通り</td> </tr> <tr> <td>東八道路</td> <td>小金井街道</td> <td>志木街道</td> <td>府中街道</td> </tr> <tr> <td>芋窪街道</td> <td>五日市街道</td> <td>中央南北線</td> <td>八王子武蔵村山線</td> </tr> <tr> <td>三ツ木八王子線</td> <td>新奥多摩街道</td> <td>小作北通り</td> <td>吉野街道</td> </tr> <tr> <td>滝山街道</td> <td>北野街道</td> <td>川崎街道</td> <td>多摩ニュータウン通り</td> </tr> <tr> <td>鎌倉街道</td> <td>町田街道</td> <td colspan="2">大和バイパス</td> </tr> </table> | 第一京浜 | 第二京浜 | 中原街道 | 目黒通り | 青梅・新青梅街道 | 川越街道 | 北本通り | 水戸街道 | 蔵前橋通り | 京葉道路 | 井の頭通り | 三鷹通り | 東八道路 | 小金井街道 | 志木街道 | 府中街道 | 芋窪街道 | 五日市街道 | 中央南北線 | 八王子武蔵村山線 | 三ツ木八王子線 | 新奥多摩街道 | 小作北通り | 吉野街道 | 滝山街道 | 北野街道 | 川崎街道 | 多摩ニュータウン通り | 鎌倉街道 | 町田街道 | 大和バイパス | |
| 第一京浜 | 第二京浜 | 中原街道 | 目黒通り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青梅・新青梅街道 | 川越街道 | 北本通り | 水戸街道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 蔵前橋通り | 京葉道路 | 井の頭通り | 三鷹通り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東八道路 | 小金井街道 | 志木街道 | 府中街道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 芋窪街道 | 五日市街道 | 中央南北線 | 八王子武蔵村山線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三ツ木八王子線 | 新奥多摩街道 | 小作北通り | 吉野街道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滝山街道 | 北野街道 | 川崎街道 | 多摩ニュータウン通り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鎌倉街道 | 町田街道 | 大和バイパス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>震度5強の地震が発生した場合の交通規制 (道路交通法)</p> | <p>都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて環状7号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 緊急輸送ネットワーク指定拠点【市災害対策本部】

市は、地域内輸送拠点として「市役所(田無庁舎、保谷庁舎)」、緊急物資の集積場所を「保谷庁舎駐車場」に指定する。

(4) 緊急道路の確保等【道路管理班、広報班】

市は、関係機関とともに緊急輸送道路の確保を図る。

【市が実施する事項】

| | |
|-----------|--|
| 道路施設の点検 | 道路管理班は、あらかじめ指定されている緊急輸送路の被害状況及び安全性の点検を行い、道路施設点検の結果を国及び都に報告するとともに、都が行う緊急輸送路の決定に関しての協力を行う。 |
| 市民への周知 | 広報班は、緊急輸送路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送路の機能を発揮させるため、都が行う市民への周知に協力する。 |
| 緊急道路障害物除去 | 道路管理班は、緊急輸送路を確保するため、都及び市建災防協会の協力を得て障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても協定業者等から調達する。 |

(5) 緊急道路障害物除去作業の分担【道路管理班、建設事務所、警察署】

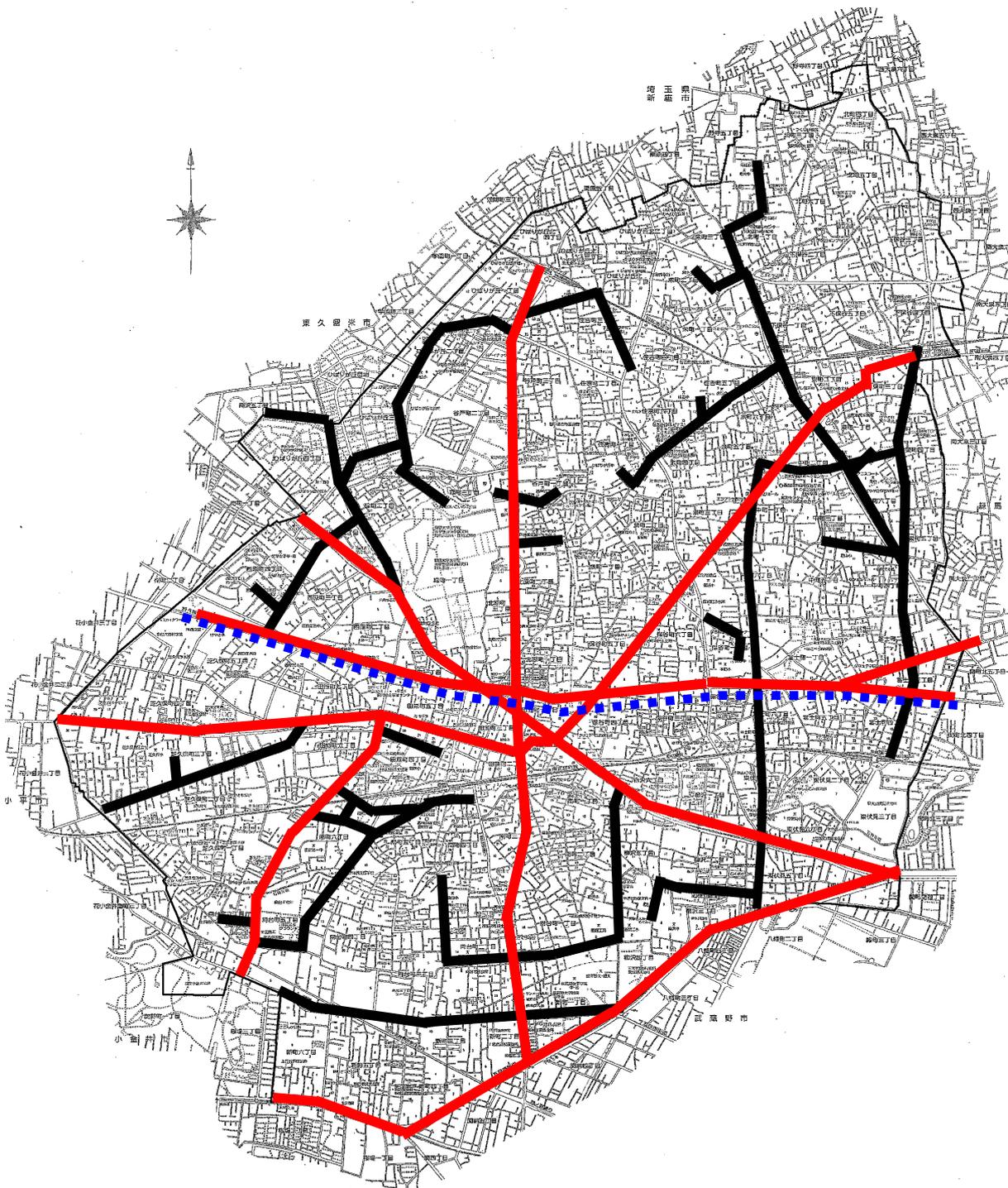
市の地域における緊急道路障害物除去路線（青梅街道・新青梅街道等）は、都建設局（建設事務所）が担当し、都の指示に基づき協力する。

なお、被害の規模や状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。

【役割分担】

| | |
|-------|--|
| 市 | 道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。 |
| 建設事務所 | 道路上の障害物の状況報告に基づき、総合的除去対策を立て、必要な指導及び調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。 |
| 警察署 | 緊急交通路の確保のため、警察署に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行妨害となっている放置車両の排除にあたる。また、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。 |

< 緊急交通路、緊急輸送ネットワーク及び道路障害物除去路線図（市） >



調整中

定)

定)

路として

指定される代表的な路線

(6) 交通規制【警察署】

警察署は、災害応急活動に必要な交通規制・管制を次のとおり実施する。

- ・道路の破損等によって交通が危険な場合、又は被災道路の応急復旧等の必要がある場合には、道路管理者は道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項の規定により、警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止・制限する。
- ・交通規制を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識、う回路等の標示を設置する。
- ・人命救助、避難路確保、緊急輸送路確保のための交通規制のため地震発生直後において、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

| | |
|--------------|------------------|
| 2．河川施設等の応急対策 | 建設事務所、下水道班、危機管理室 |
|--------------|------------------|

市は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

建設事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。特に、河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するものについては、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う。

復 旧 対 策

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1．道路・橋梁等の復旧対策 | 建設事務所、道路管理課、道路建設課、危機管理室、警察署、都、関東地方整備局 |
|---------------|---------------------------------------|

(1) 活動態勢【道路管理課、道路建設課】

道路管理課及び道路建設課は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策【建設事務所、道路管理課、道路建設課、危機管理室、警察署、都、関東地方整備局】

道路管理課、道路建設課及び建設事務所は、次のとおり応急復旧対策を実施する。

- ア 道路・橋梁等の被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。
- イ 復旧範囲を決定した上で、補修・補強等の応急復旧工事を市建災防協会の協力のもと早急に実施する。
- ウ 緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。
- エ 道路管理課、道路建設課及び危機管理室、並びに都、関東地方整備局、警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互

に情報収集・交換を行う。

(3) 広報

道路管理課及び道路建設課は、危機管理室、秘書広報課に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

| | |
|--------------|-------|
| 2．河川施設等の復旧対策 | 建設事務所 |
|--------------|-------|

建設事務所は、所管施設等の緊急工事・復旧対策を実施する。

第2節 鉄道施設

第1 具体的な取組

予 防 対 策

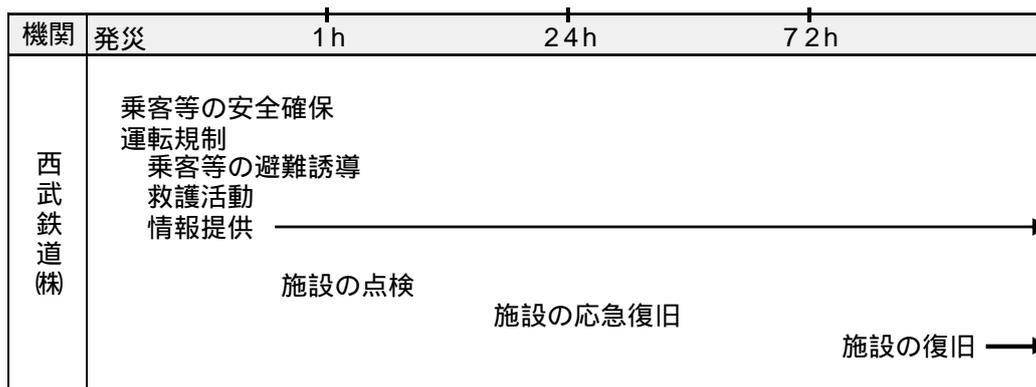
| | |
|-------------|-----------|
| 1. 鉄道施設の安全化 | 西武鉄道株、消防署 |
|-------------|-----------|

西武鉄道株は、震災による列車事故を防止するため、施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例の規定に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >



| | |
|--------------|-------|
| 1. 鉄道施設の応急対策 | 西武鉄道株 |
|--------------|-------|

鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、駅などで各種情報提供等を行う。

(1) 災害時の活動態勢

震災が発生した場合、鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と早期復旧に向け、災害対策本部等を設置する。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

(2) 発災時の初動措置

鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、社内の規定に従い

徐行等の運転規制を実施する。

(3) 乗客の避難誘導

震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、鉄道事業者は社内の規定により速やかに避難誘導を実施する。

駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行うとともに、あらかじめ定めた場所を案内する。

列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長(運転司令等)と連絡の上、誘導する。

(4) 事故発生時の救護活動

鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、市災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図りつつ、早期復旧に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

復 旧 対 策

| | |
|--------------|---------|
| 1. 鉄道施設の復旧対策 | 西武鉄道(株) |
|--------------|---------|

鉄道事業者は、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。また、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。その他市災害対策本部に各施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

第3節 水道施設

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-------------|--------------|
| 1. 水道施設の安全化 | 危機管理室、東京都水道局 |
|-------------|--------------|

(1) 水道施設の安全化【東京都水道局】

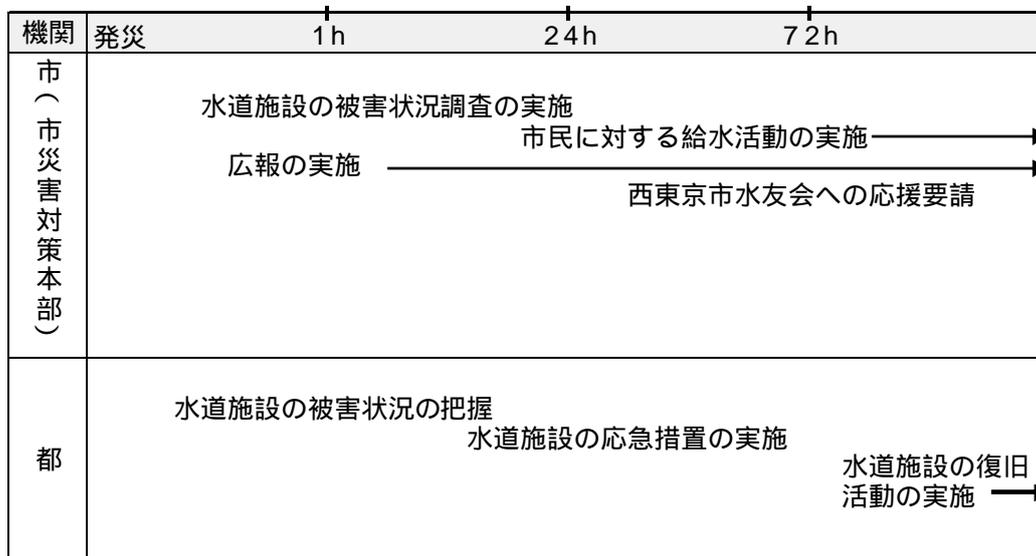
都は、浄水所の構造、ポンプ周りの配水管等の破損及び電力供給停止による一時的断水に対応するため、設備面の改良、整備及び補強をする。また、配水施設の主要路線の耐震性向上のため、ダクタイル鋳鉄管・ステンレス鋼管に取り替える。更に、送水ルート之二重化、バイパス化等、震災時の送・配水機能の分離等により安定した送水を確保する。

(2) 防火水槽等の整備促進【危機管理室】

生活用水と併せ、消防用水としても利用できる防火水槽等の整備促進を図る。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >



| | |
|---------|--------------|
| 1. 活動態勢 | 給水対応班、東京都水道局 |
|---------|--------------|

東京都水道局は、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡等に従事する必要人員並びに資機（器）材等を確保するため、動員態勢を確立する。なお、給水対応班は、必要な人員、不足する車両及び資機（器）材等について、西東京市水友会へ応援を要請する。

電話の不通や混乱が考えられるため、市地域防災行政無線及び給水事務所の移動無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。

| | |
|-------------|--------------|
| 2．水道施設の応急対策 | 給水対応班、東京都水道局 |
|-------------|--------------|

(1) 被害状況の把握

給水対応班は、地震が発生した場合には、速やかに水道施設の被害状況を調査し、危機管理班に報告する。また、広報班は、東京都水道局から報告を受け、被害状況を把握する。

(2) 各事業者における対応【東京都水道局、給水対応班】

東京都水道局（水道施設）は、被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

- ・取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- ・漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

復旧対策

| | |
|----------|--------|
| 1．応急復旧対策 | 東京都水道局 |
|----------|--------|

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 送・配水管路における復旧活動

断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

(4) 給水装置の復旧活動

ア 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ 首都中枢機関、三次医療機関等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に合わせ、機能が回復するよう優先して復旧にあたり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

ウ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申し込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

(5) 復旧用材料の調達

ア 重要路線及び一般路線の復旧に係る材料は、都が調達する。

イ 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。

ウ 都は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。

(6) 施設の点検

ア 地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

イ 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

ウ 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。

エ 点検に先立ち、浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常個所の情報を把握する。

(7) 広報の実施

危機管理室・秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第4節 下水道施設

第1 具体的な取組

予 防 対 策

1. 下水道施設の安全化

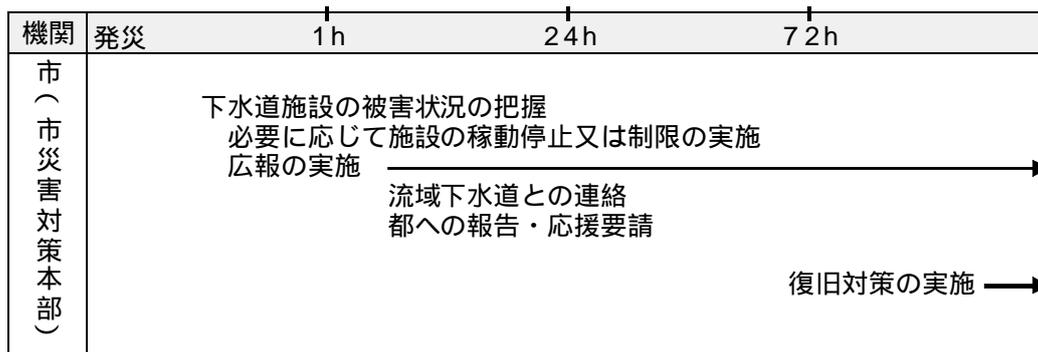
下水道課

下水道課は、建物（東町ポンプ場、下保谷ポンプ場）や、管渠、マンホール等の構造物の重要度に応じて必要な耐震性の確保を図る。また、被害箇所の的確な把握のため、管渠の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を含む地図情報の整備、活用を図る。

その他、停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設への早期導入を推進するとともに、燃料の事前確保に努める。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >



1. 下水道施設の応急対策

下水道班

下水道班は、震災後速やかに初動体制を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

復 旧 対 策

1. 下水道施設の復旧対策

下水道課

下水道課は、非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。

- (1) 応急復旧に必要な人材、資機（器）材等を確保する。
- (2) 下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置をとるとともに、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。

(3) 工事施工中の箇所は、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機（器）材の補給を行わせる。

(4) 下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合、迅速かつ的確な対応で応急措置に必要な資機（器）材を駆使し復旧に努める。

(5) 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、枥・取付管の復旧を行う。

また、危機管理室、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第5節 電気・ガス・通信施設

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|------------------|-------------------------------------|
| 1. 電気・ガス・通信等の安全化 | 東京電力(株)、東京ガス(株)、(株)NTT 東日本、日本郵政グループ |
|------------------|-------------------------------------|

(1) 電気施設の安全化【東京電力(株)】

東京電力(株)は、電気供給信頼度の向上を図るため、系統の切替えなどにより停電が早期に解消できるよう系統連携の強化に努める。

(2) ガス施設の安全化【東京ガス(株)】

ア 製造所・整圧所設備

- ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- ・消防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

- ・導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- ・全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、ゆれの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- ・この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

ウ 施設別安全化対策

| 施設名 | 都市ガス関連の安全化対策 |
|------|---|
| 製造施設 | 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。 |
| 供給施設 | 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。 |
| 通信施設 | ループ化された固定無線回線の整備 可搬型無線回線の整備 |

| 施設名 | 都市ガス関連の安全化対策 |
|----------|---|
| その他の安全設備 | 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置している。 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。 |

(3) 通信施設の安全化【(株)NTT 東日本】

(株)NTT 東日本は、主要な伝送路を多ルート構成・ループ構成とするとともに、主要な中継交換機を分散設置する。とう道(共同溝を含む。)網を構築するとともに、通信ケーブルの地中化の推進、主要電気通信設備の予備電源を設置する。また、重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(4) 通信施設の安全化【日本郵政グループ】

日本郵政グループは、局舎等の不燃堅牢化改善計画・災害予防措置を推進し、防災中枢機能及びコンピュータシステム等の安全確保を行う。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|-----------|----|------------------------------------|-----|-----------------------------------|
| 東京電力(株) | | 所管施設の被害状況の把握 危険防止措置の実施 広報の実施 | | 所管施設の復旧 |
| 東京ガス(株) | | 所管施設の被害状況の把握 危険防止措置の実施 広報の実施 | | 所管施設の復旧 |
| (株)NTT東日本 | | 所管施設の被害状況の把握 危険防止措置の実施 広報の実施 | | 所管施設の復旧 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言サービスの実施 |
| 日本郵政グループ | | 所管施設の被害状況の把握 広報の実施 | | 所管施設の復旧 |

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 1. 電気・ガス・通信等の応急対策 | 危機管理班、東京電力(株)、東京ガス(株)、(株)NTT東日本 |
|-------------------|---------------------------------|

(1) 市の対応

危機管理班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

(2) 各事業者における対応

各事業者は、震災後速やかに各事業者の初動体制を確立し、緊急措置をとる。

| | |
|---------------------|--|
| 電力供給施設 (東京電力(株)) | 地震の被害及び火災の拡大等に伴い漏電、感電等の二次災害のおそれがある場合、又は都、消防署、警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置をとる。 |
| ガス供給施設 (東京ガス(株)) | 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。 |

| | |
|--------------------|---|
| 通信施設 (株)NTT 東日本 | 地震の発生に伴う異常ふくそうを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に係る国又は公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。 「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言サービス」(171、web171)を提供し、被災地域とその他の地域の伝言板を開始する。 |
|--------------------|---|

復旧対策

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 1. 電気・ガス・通信等の復旧対策 | 東京電力(株)、東京ガス(株)、(株)NTT 東日本 |
|-------------------|----------------------------|

(1) 電力【東京電力(株)】

東京電力(株)は、機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、社で定める非常態勢に則り、速やかに参集し、応急復旧対策を実施する。また、電力供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。更に、市災害対策本部に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても感電事故防止のための周知、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

(2) ガス【東京ガス(株)】

ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

イ 具体的な手順は以下のとおり。

- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ・予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ・復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ・ガスメーターの近くのガス栓を閉めるために、一軒一軒訪問し、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ・都市ガスの復旧は約 2,000～3,000 軒の地域ごとに行うため、バルブの閉鎖、またはガス管の切断により地域を分割する。
- ・検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。
- ・一軒一軒訪問し、宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ・ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に

使用できる状態を確認して利用再開する。

ウ 必要に応じて次の対応を行う。

- ・社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難施設などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- ・地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- ・地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

(3) 通信【(株)NTT 東日本】

(株)NTT 東日本は、電気通信設備等の保全及び被害の復旧を迅速に実施する。また、電気通信設備の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。更に、市災害対策本部に通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

第4章 応急対応力の強化

第1節 災害活動体制

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 市の動員体制等の整備・充実 | 危機管理室、職員課、施設を管理する課、全課 |
|------------------|-----------------------|

(1) 職員の配備基準【危機管理室】

危機管理室は、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、災害対策組織・配備基準の見直し等を適宜実施する。

(2) 連絡体制の整備【全課、危機管理室】

各所属長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め周知徹底する。

(3) 勤務時間外における動員体制【全課、危機管理室、職員課】

小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後に参集し初動活動に従事する「緊急初動要員」を市内居住者中心に編成し、発災初期の活動態勢に必要な人員の確保に努める。また、危機管理室及び職員課は、災害対策本部本部部長室の担当職員等に対し、情報伝達の迅速化を図るため、参集指示及び安否確認等に係る仕組みを検討し、定期的に訓練を実施する。

(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理室、施設を管理する課】

災害対応のうち、特に初動期は長時間にわたり継続して対応にあたらなければならない場合がある。その際、必要となる物資や寝具、活動中の食料等についてあらかじめ備蓄しておく。また、備品については定期点検を実施する。

| | |
|--------------|----------|
| 2. マニュアル等の整備 | 危機管理室、全課 |
|--------------|----------|

(1) マニュアル類の整備

地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルに基づき、所属ごとの初動マニュアルの作成をはじめ、災害時要援護者対応マニュアル、避難誘導マニュアル、避難施設運営マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。また、公民館等各施設におけるマニュアルを作成する。

(2) マニュアルの修正

随時修正を加えるとともに、机上型訓練や防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。

| |
|--------------|
| 3. 事業継続計画の作成 |
|--------------|

| |
|----------|
| 危機管理室、全課 |
|----------|

(1) 市政の事業継続計画の作成【危機管理室、全課】

震災時に迅速な対応を行い、必要とされる都市機能の確保および最短の時間での業務復旧を可能とするため、市政の事業継続計画（BCP）を作成する。

(2) 事業者の事業継続計画の作成【危機管理室】

震災時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、事業団体等を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）の作成を推進するよう働きかける。

< 事業継続計画（BCP） >

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために、事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

その主な内容としては、事業のバックアップのシステムや執務室の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などである。

事業継続の取り組みは、以下の特徴を持っている。

- (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

事業継続計画（BCP）の作成にあたっては、必要な対策を実践するとともに、その結果を点検・見直しを行うなど、継続的な取り組みを平常時から実施することが重要である。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------------------|---------------------|----|-----|-----|
| 市 (市災害対策本部) | 非常配備態勢の発令 | | | |
| | 災害対策本部の設置 | | | |
| | 職員の参集・安否確認 | | | |
| | 情報収集 | | | |
| | 庁舎の点検 | | | |
| | 関係機関への周知 | | | |
| | 関係機関との通信手段の確保 | | | |
| | 市内被害状況の把握・分析 | | | |
| | 市民への災害対策本部設置の広報 | | | |
| | 第1回本部会議の開催(以後、適宜開催) | | | |
| 広報活動の実施 | | | | |
| 都への応援要請 | | | | |
| 相互応援協定に基づく応援要請(被害状況に応じて適宜) | | | | |
| 【勤務時間内】 | | | | |
| 非常配備態勢の発令 | | | | |
| 職員参集 | | | | |
| 【勤務時間外】 | | | | |
| 緊急初動態勢の確立 | | | | |
| 初動本部及び各初動支部へ参集 | | | | |
| 特別非常配備態勢の発令 | | | | |
| 職員参集 | | | | |
| 都 (都災害対策本部) | 本部の設置 | | | |
| | 情報収集 | | | |
| | 非常配備態勢の発令 | | | |
| | 指定要員等の参集 | | | |
| | 本部員の参集開始 | | | |
| | 一般職員の参集開始 | | | |
| | 第1回本部審議(以後、適宜開催) | | | |
| | 広域緊急援助隊への援助要求 | | | |
| | 緊急消防援助隊への応援要請 | | | |
| | 自衛隊への災害派遣要請 | | | |
| | 報道発表(以後、適宜発表) | | | |
| | 本部派遣員の参集 | | | |
| | 各対策調整会議(以後、適宜開催) | | | |
| 本部連絡員調整会議(以後、適宜開催) | | | | |
| 他県等への応援要請 | | | | |
| 災害救助法の適用 | | | | |

| | |
|---------|----|
| 1. 初動態勢 | 全班 |
|---------|----|

(1) 本部の設置

市長は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために本部

を設置する。

- ア 夜間休日等の勤務時間外については、震度5弱以上の地震が発生した場合、初動本部を自動設置する。
- イ 本部が設置される前における災害応急対策の実施については、本部が設置された場合に準じて処理する。
- ウ 本部を構成する部の部長の職にある者は、本部を設置する必要があると認めた場合、危機管理室長に本部の設置を要請することができる。
- エ 危機管理室長は、本部設置の要請があった場合、その他本部を設置する必要があると認めた場合、本部の設置を市長に要請する。

(2) 本部設置場所

本部は、原則として防災センターに設置する。

(3) 本部の廃止

災害対策本部長（以下「本部長（市長）」という。）は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

(4) 本部の設置・廃止の通知と公表

危機管理室長は、本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底する。

【通知・公表先】

- ・ 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。）
- ・ 部長及び各事務局の長
- ・ 東京都知事（総務局災害対策本部）
- ・ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣市長、各防災関係機関
- ・ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関

また、本部が設置された場合、防災センター1階入口及び災害対策本部室内の2か所に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。

| | |
|----------|----|
| 2. 本部の運営 | 全班 |
|----------|----|

庁内各対策チーム、部及び班は、関係者間はもとより、各対策チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。

また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて本部の下に、各部、防災機関、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。

(1) 本部の組織

- ア 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）部及び班で構

成する。部には部長を班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。

イ 大規模な震災時の初動においては、参集職員が少なく班態勢がとれない場合は、部態勢で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。

(2) 本部長（市長）等の職務

ア 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）は、本部長（市長）を補佐し、本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長（市長）が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部室において市の災害対策に関する重要事項の審議等を行う。

(3) 本部長の職務代理の指定

ア 第1順位 副本部長（副市長）

イ 第2順位 副本部長（教育長）

ウ 第3順位 危機管理室長

エ 第4順位 部長（本部員）の中の参集筆頭者

(4) 本部長室の開設

危機管理室長は、災害対策本部の設置後、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、危機管理室長が運営を統括する。

本部長室は、原則として防災センター5階災害対策本部室に設置する。ただし、防災センターの被害が甚大で設置が不可能な場合は、審議進行に係る十分な面積、通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が用意、車両進入が容易、等を選定基準として、次の順に設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 防災センター |
| 2 | 保谷庁舎4階 研修室 |
| 3 | 田無庁舎5階 502・503 会議室 |
| 4 | その他30人以上の人員収容ができる場所 |

(5) 本部長室の構成

本部長室は、次の者をもって組織する。

本部長（市長）

副本部長（副市長、教育長）

災害対策本部員（市長の事務部局に属する担当部長、教育委員会に属する担当部長、議会事務局長、及び本部長（市長）が指名した西東京市の職員）

本部長室の庶務は、危機管理室が行う。

また、本部長室は、次のことについて本部の基本方針を審議策定する。

- 災害対策の総合的な調整に関すること。
- 本部の非常配備態勢及びその解除に関すること。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 避難の勧告又は指示に関すること。
- 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- 都又は他の市町村に対する応援要請に関すること。
- 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(6) 各部長等の職務

- ア チーム長は、本部長（市長）の命を受け、チーム内各部長と相互に連携し、チーム内対策について調整する。
- イ 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。
- ウ 班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。
- エ 各部、班の職員は、部長、班長の命を受け、部、班の事務に従事する。

(7) 本部長室の審議

- ア 本部長（市長）は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長（副市長、教育長）及び本部員を招集する。
- イ 本部長（市長）は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。
- ウ 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるとき、速やかに本部長室に付議しなければならない。

(8) 即時対応会議

- ア 本部長（市長）は、人命の救助、都市機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長および関係する本部員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。
- イ 即時対応会議は、本部長（市長）が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長（市長）に対して当該会議の開催を求めることができる。
- ウ 本部員は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長（市長）の判断を仰ぐ。

(9) 部内・班会議の開催

本部長（市長）の方針を徹底させる場合、また次のような場合には必要により部内会議又は班会議を開催する。

- ア 本部会議の決定事項で、各班長にまで徹底すべき事項がある場合
- イ 本部会議の決定事項で、部内又は班内で調整する必要がある場合
- ウ 参集職員が不足し、部態勢で対応する場合
- エ その他各部長又は班長が必要と認めた場合

(10) 本部と報道機関との連絡

本部の報道機関に対する発表は、原則として事前に定めた会議室等で行う。

(11) 本部の連絡体制

本部の通信の運用管理は、危機管理室長が統括し、危機管理特命主幹が補佐する。各部長は、本部が設置されたとき、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。

(12) 本部長（市長）への措置状況等の報告

各部長は、次の事項について、速やかに本部長（市長）に報告しなければならない。

- ア 調査把握した被害状況等
- イ 実施した応急措置の概要
- ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
- エ 本部長（市長）から特に指示された事項
- オ その他必要と認められる事項

(13) マニュアル

その他、本部の設置・運営に関する詳細は、「西東京市災害対策本部設置・運営マニュアル」による。

| | |
|---------------|-------|
| 3．現地災害対策本部の運営 | 危機管理室 |
|---------------|-------|

(1) 現地災害対策本部の設置

被害が局地的であるなどの災害の状況等を判断し、必要に応じて災害現場又は市が所管する施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。

(2) 現地本部の構成

現地本部は次の者をもって構成する。

- ア 現地災害対策本部長
- イ 現地災害対策副本部長
- ウ 現地災害対策本部員

(3) 現地本部の分掌事務

- ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 現場職員の役割分担及び調整に関すること

- エ 防災機関等の応援要請についての意見具申に関する事
- オ 本部長の指示による応急対策の推進に関する事
- カ 各種相談業務の実施に関する事
- キ その他緊急を要する応急対策の実施に関する事

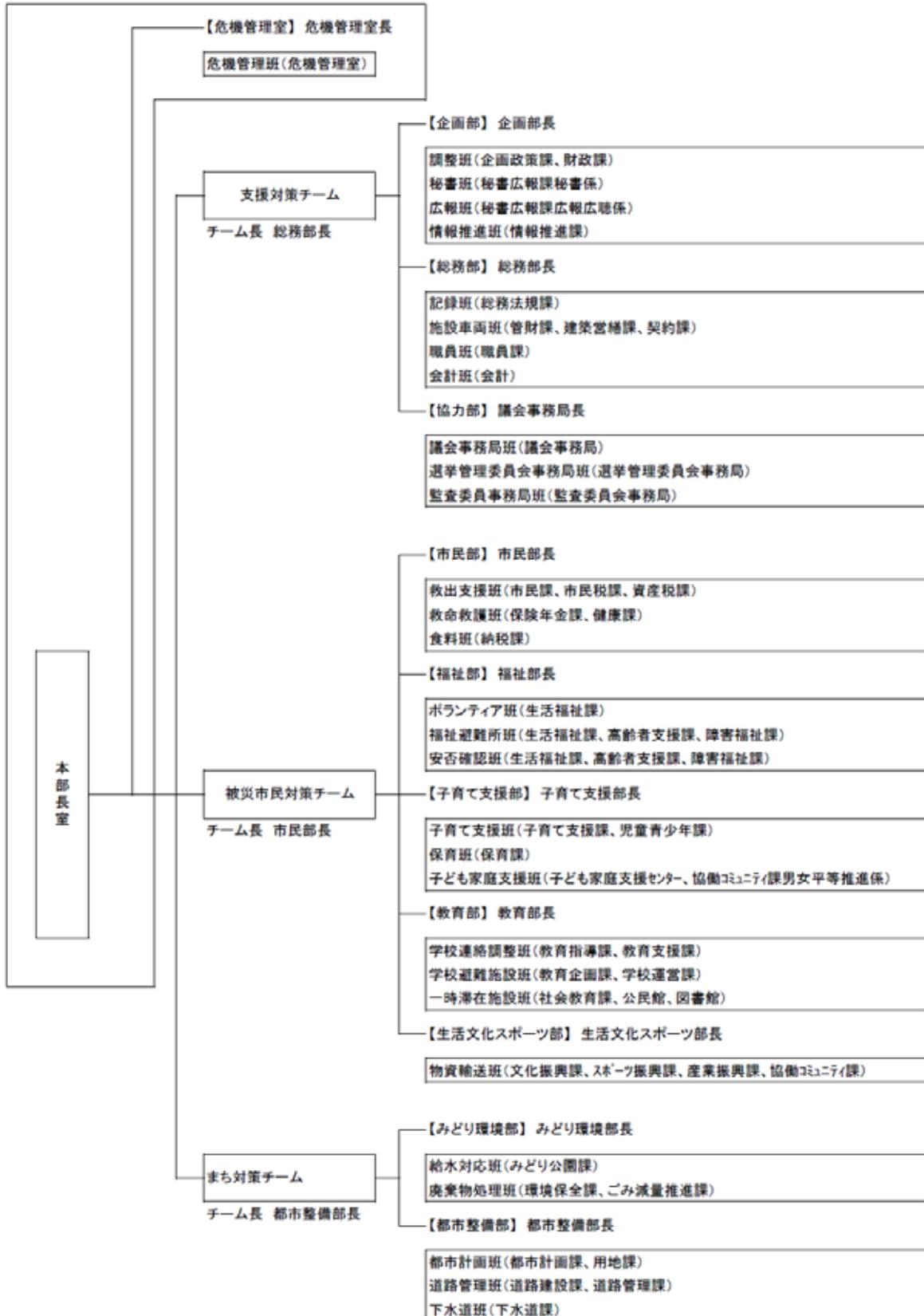
(4) 現地本部の廃止

本部長(市長)は、当該地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は現地本部による災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、現地本部を廃止する。

4. 市の防災業務の分掌事務 市

市の防災業務に係る組織体系と分掌事務は次のとおりである。

(1) 組織体系図



(2) 事務分掌

【担当：危機管理室長 役割：本部の運営・統括、本部長室の補佐に関すること】

| 部 | 班 | 分掌業務 | 平時の課名 |
|-------------------|------------------------|--|-------|
| 危機管理室 【危機管理室長】 | 危機管理班 【班長 危機管理特命主幹】 | 1 災害活動の総括及び統制 2 非常配備態勢の指示伝達 3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務 4 避難の勧告又は指示 5 災害に関する通信情報の総括整理 6 防災関連通信機器設備の総括及び統制 7 防災関係機関（防災市民組織含む）との連絡調整及び応援要請 8 現地災害対策本部の設置 9 都防災会議及び市防災会議に關すること。 10 消防団の出動及びこれに必要な業務 11 民間協力団体との連絡調整 12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務 13 本部長（市長）の災害に関する特命事項 | 危機管理室 |

支援対策チーム

【役割：本部の運営や防災機関との連携等全体の統括】

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | 平時の課名 |
|--------------------|-----------|----------------------|--|----------------|
| 支援対策チーム【チーム長 総務部長】 | 企画部【企画部長】 | 調整班 【班長 企画政策課長】 | 1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関する事 5 危機管理班の応援に関する事。 6 災害対策予算及び資金に関する事。 7 義援金の受領に関する事。 8 部内他班の応援に関する事。 | 企画政策課 財政課 |
| | | 秘書班 【班長 秘書広報課長】 | 本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関する事。 | 秘書広報課 秘書係 |
| | | 広報班 【班長 広報広聴担当課長】 | 1 災害情報の広報及び広聴に関する事。 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関する事。 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口 | 秘書広報課 広報広聴係 |
| | | 情報推進班 【班長 情報推進課長】 | 1 重要データの保全に関する事。 2 情報システムの復旧に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。 | 情報推進課 |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | 平時の課名 |
|--------------------|-----------|---------------------|---|---------------------|
| 支援対策チーム【チーム長 総務部長】 | 総務部【総務部長】 | 記録班 【班長 総務法規課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の記録作成に関すること。 2 広報班との連携及び支援に関すること。 3 他班の所管に属しない事務に関すること。 | 総務法規課 |
| | | 施設・車両班 【班長 管財課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査（応急危険度判定の実施を含む。）整備及び復旧に関すること。 6 建築物の被災判定に関すること。 7 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関すること。 8 災害対策用資材購入等に係る契約に関すること。 9 他の部班への応援に関すること。 | 管財課 建築営繕課 契約課 |
| | | 職員班 【班長 職員課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の参集状況管理に関すること。 2 職員の安否確認 3 人員の配置・調整等職員の人的な管理に関すること。 4 職員の服務、給与及び公務災害に関すること。 5 災害対策従事者の寝食等の支援に関すること。 6 他の部班への応援に関すること。 | 職員課 |
| | | 会計班 【班長 会計課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な現金出納に関すること。 2 その他会計に関する必要な業務 3 他の部班への応援に関すること。 | 会計課 |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | 平時の課名 |
|--------------------|-------------|---------------------------------|--|------------|
| 支援対策チーム【チーム長 総務部長】 | 協力部【議会議務局長】 | 議会議務局班 【班長 議会議務局次長】 | 1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助 | 議会議務局 |
| | | 監査委員事務局班 【班長 監査委員事務局長】 | 人員不足の各部・班の補助 | 監査委員事務局 |
| | | 選挙管理委員会事務局班 【班長 選挙管理委員会事務局長】 | 人員不足の各部・班の補助 | 選挙管理委員会事務局 |

被災市民対策チーム

【役割：避難施設の開設や食料確保など被災市民対策】

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|-----------|--------------------|---|---------------------|
| 被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】 | 市民部【市民部長】 | 救出支援班 【班長 市民課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務 3 遺体搬送及びこれに必要な業務 4 埋火葬許可の発行などの諸手続 5 行方不明者の捜索に関する事。 6 要救助者の救出救助の指揮・支援 7 被災状況の調査、被災判定に関する事。 8 被災者の市税の減免に関する事。 9 り災証明の発行に関する事。 10 他の部班への応援に関する事。 | 市民課 市民税課 資産税課 |
| | | 救命救護班 【班長 健康課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時医療及び防疫に関する事。 2 医療機関等との連絡調整及び医師等派遣要請に関する事。 3 災害時医療救護所の設置管理及びこれに必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送に関する事。 5 その他保健衛生に関する事。 6 被災者の国民健康保険料に関する事。 7 被災者の後期高齢者医療保険料に関する事。 8 他の部班への応援に関する事。 | 健康課 保険年金課 |
| | | 食料班 【班長 納税課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄食料等の輸送配分及びこれに必要な業務 2 食料及び生活必需品等の調達・供給及びこれに必要な業務 3 救援物資の搬入及び搬出に関する事。 4 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長に関する事。 5 他の部等への応援に関する事。 | 納税課 |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|-----------|-------------------------|--|--------------------------|
| 被災市民対策チーム（チーム長 市民部長） | 福祉部【福祉部長】 | ボランティア班 【班長 生活福祉課長】 | 1 災害時要援護者対策に係る総合調整 2 ボランティアの受入及びこれに必要な業務 3 市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 4 ボランティアセンターの運営に関すること。 5 義えん金の配布に関すること。 6 身元不明遺体に関すること。 7 他班の所管に属しない事務 | 生活福祉課 |
| | | 福祉避難施設班 【班長 高齢者支援課長】 | 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管福祉避難施設の開設、運営及び管理に関すること。 3 避難施設収容者の要介護者に対する介護に関すること。 4 要介護（要支援）認定者の救護に関すること。 5 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること。 6 災害時要援護者に対する救護に関すること。 7 その他災者の救護に関すること 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班の応援に関すること。 | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|-----------|----------------------|--|--------------------------|
| 被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】 | 福祉部【福祉部長】 | 安否確認班 【班長 障害福祉課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 緊急通報システム救助要請への対応 3 災害時要援護者の安否確認、保護及び救護に関すること。 4 市内社会福祉施設の被害調査、集約。 5 災害時要援護者の安否に関する相談 6 要介護（要支援）認定者の救護に関すること。 7 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること。 8 その他災者の救護に関すること。 9 避難施設収容者の要介護者に対する介護に関すること。 10 所管施設・設備の点検、整備及び復旧。 11 部内他班の応援に関すること。 | 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|-----------------|-------------------------------|--|---------------------------------|
| 被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】 | 子育て支援部【子育て支援部長】 | 子育て支援班 【班長 子育て支援課長】 | 1 所管施設利用者の避難、救護等の 安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引き渡し 及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関すること。 5 市内私立幼稚園との連絡 6 他班に属しない事務 7 他の部班への応援に関すること。 | 子育て支援課 児童青少年課 |
| | | 保育班 【班長 保育課長】 | 1 所管施設利用者の避難、救護等の 安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引き渡し 及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難施設の開設、運営及 び管理に関すること。 5 応急保育に関すること。 6 私立保育園等との連絡 | 保育課 |
| | | 子ども家庭支援班 【班長 子ども家庭支援センター長】 | 1 所管施設利用者の避難、救護等の 安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管福祉避難施設の開設、運営及 び管理に関すること。 4 その他災害復旧に係る男女平等参 画に関すること。 | 子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課男女平等推進係 |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|-----------------------|----------------------|--|---|
| 被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】 | 生活文化スポーツ部【生活文化スポーツ部長】 | 物資輸送班 【班長 文化振興課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 物資輸送の総合調整に関すること。 3 食料、燃料、生活必需品等の調達・供給に関すること。 4 輸送拠点・集積場、輸送ルートの確保に関すること。 5 輸送手段の確保 6 災害対策用資機（器）材の搬送 7 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 8 避難者の移送に関すること。 9 外国人の救援及び救護に関すること。 10 公衆浴場に関すること。 11 自治会・町内会・NPO・市民活動団体等との連絡調整 12 他の部等への応援に関すること。 | <p>スポーツ振興課</p> <p>文化振興課</p> <p>産業振興課</p> <p>協働コミュニティ課</p> |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|-----------|------------------------|--|---------------------|
| 被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】 | 教育部【教育部長】 | 学校連絡調整班 【班長 教育指導課長】 | 1 学校との連絡調整に関すること。 2 児童・生徒の安全確保、救護に関すること。 3 教職員の安否確認に関すること。 4 教職員の非常配備態勢、勤務記録、サービス等に関すること。 5 教職員の寝食等の対応 6 学校避難施設の開設、運営及び管理に関すること。 7 都教育庁との連絡調整 8 応急教育に関すること。 9 教育相談に関すること。 10 その他学校教育に関する業務 11 他班の所管に属しない業務 12 部内他班への応援に関すること。 | 教育指導課 教育支援課 |
| | | 学校避難施設班 【班長 教育企画課長】 | 1 学校避難施設の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者情報の収集、集約 3 避難者の対応及びこれに必要な業務 4 所管施設の点検、整備及び復旧 5 避難者の移送に関すること 6 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関すること。 7 他班への応援に関すること。 | 教育企画課 学校運営課 |
| | | 一時滞在施設班 【班長 社会教育課長】 | 1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管一時滞在施設の開設、運営及び管理に関すること 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務。 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 他班の応援に関すること。 | 社会教育課 公民館 図書館 |

まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|-----------------|-------------------------|--|------------------|
| まち対策チーム【チーム長 都市整備部長】 | みどり環境部【みどり環境部長】 | 給水対応班 【班長 みどり公園課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び応急給水活動の統制に関する事。 2 給水地域の被害状況調査 3 西東京市水友会との連絡に関する事。 4 飲料水に係る近隣区市町村への応援要請に関する事。 5 給水事務所との連絡調整に関する事。 6 他の部班への応援に関する事。 | みどり公園課 |
| | | 廃棄物処理班 【班長 ごみ減量推進課長】 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物処理に係る調整に関する事。 2 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 3 ごみ、がれき、し尿等の収集及び処理 4 被災地の清掃及び消毒に関する事。 5 防疫、毒劇物対策に関する事。 6 飼育動物の保護に関する事。 7 他の部等の応援に関する事。 | 環境保全課 ごみ減量推進課 |

| チーム | 部 | 班 | 分掌業務 | (平時の課名) |
|----------------------|---------------|----------------------|---|----------------|
| まち対策チーム（チーム長 都市整備部長） | 都市整備部【都市整備部長】 | 都市計画班 【班長 都市計画課長】 | 1 都市対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 都市施設の被害状況調査（応急危険度判定の実施を含む。）及び整備に関すること。 3 危険箇所の緊急パトロール・対応 4 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務 5 市営住宅の点検、整備、復旧に関すること。 6 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること。 7 災害復興に係る都市計画 8 その他災害復旧に係る建築関連工事 9 他の部班への応援に関すること。 | 都市計画課 用地課 |
| | | 道路管理班 【班長 道路建設課長】 | 1 道路、橋梁等の被害調査、整備及び復旧 2 道路の障害物除去及び応急復旧に関すること。 3 応急災害対策資機（器）材の備蓄及び調達に関すること。 4 がれき処理に関すること。 5 市建災防協会、建設事業者等に対する協力要請に関すること。 6 その他災害復旧に係る土木関連工事 7 他の部班への応援に関すること。 | 道路建設課 道路管理課 |

| | | | |
|--|--------------------|---|------|
| | 下水道班 【班長 下水道課長】 | 1 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 2 下水道施設・設備の点検、整備及び復旧 3 河川及び水路の応急復旧に関すること。 4 下水道工事業業者等に対する協力要請に関すること。 5 都下水道局との連絡調整 6 他の部等への応援に関すること。 | 下水道課 |
|--|--------------------|---|------|

【部・班の分掌事務における共通事項】

| |
|--|
| 来庁者の安全確保、避難誘導及び負傷者の救護に関すること。 来庁者の動揺、パニック防止に関すること。 所管施設の被害状況報告に関すること。 職員の動員（被害含む）報告に関すること。 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 本部長室の決定等に基づく指示、要請に従い、各部の応援に関すること。 部・班関連の災害記録に関すること。 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。 所管する避難施設・福祉避難施設・一時滞在施設の開設及び管理、避難者の収容に関すること。 所管施設における市民の避難誘導・被災者救援活動に関すること。 |
|--|

| | |
|-----------|-----|
| 5．職員の活動体制 | 全職員 |
|-----------|-----|

本部長（市長）は、市域で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で本部を設置したとき、以下の発令基準に基づき配備態勢等を発令し、災害対策組織を決定する。

なお、本部長（市長）は状況に応じ臨機に態勢強化・変更を発令する。

(1) 情報連絡体制

災害対策本部を設置する前の段階（震度4の地震発生、東海地震に関連する調査情報の発表等）は、危機管理室により情報連絡体制を確立する。

| 時間 | 発令の時期 | 措置等 | 体制要員 |
|----|-------|-----|------|
|----|-------|-----|------|

| | | | |
|--------|--|---|-----------------------|
| 勤務時間内 | 1 震度4の地震が発生したとき。 2 「東海地震に関連する調査情報(臨時)」を受けたとき。 | (1) 都、防災機関等から地震に関する被害情報等を収集する。 (2) 市長、副市長及び教育長に(1)の情報等を報告し、被害状況によっては市長に本部の設置を具申する。 (3) 各部長、局長に連絡し、(1)の情報等を伝達し、本部設置に備える。 | 危機管理室長 危機管理室に属する職員 |
| 夜間、休日等 | | (1) 速やかに参集し、都、防災機関等から地震に関する被害、情報等を収集する。 (2) 上記(2)と同じ (3) 上記(3)と同じ | 危機管理室長 危機管理室に属する職員 |

東海地震に関連する調査情報(臨時)とは

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。国は、その変化の原因についての調査の状況を発表する。自治体は情報収集を行う。

(2) 非常配備態勢(勤務時間内)

勤務時間内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で本部を設置するとき、第1～第3の非常配備態勢をとる。

| 種類 | 発令の時期 | 態勢 | 配備要員 |
|----------|---|---|--|
| 第1非常配備態勢 | 1 「東海地震注意情報」を受けたとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき。 | 災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢 | 危機管理室 都市整備部 |
| 第2非常配備態勢 | 1 局地災害が発生したとき。 2 「東海地震予知情報 - 警戒宣言」を受けたとき。 3 その他の状況により、本部長(市長)が必要と認めたとき。 | 災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢 | 危機管理室 都市整備部 市民部 生活文化スポーツ部 みどり環境部 |
| 第3非常配備態勢 | 1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 | 本部の全組織をもって対処する態勢 第2非常配備態勢を強化し、複数の地 | 全職員 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>3 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できないとき。 4 その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。</p> | <p>域についての災害に直ちに対処できる態勢で、かつ、避難施設の開設や応急対策活動ができる態勢</p> | |
|--|---|---|--|

東海地震注意情報とは

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

東海地震予知情報とは

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について内閣総理大臣が発表する。

東海地震警戒宣言とは

東海地震が発生するおそれがあると認められたときに、内閣総理大臣が発する宣言

非常配備態勢の特例

本部長（市長）は、災害の状況その他により必要があると認めたとき、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種類の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(3) 緊急初動態勢（夜間、休日等の勤務時間外）

地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。特に、近年は職員の居住地域が遠距離化する傾向にあり、夜間休日等の勤務時間外に大地震が発生した場合、職員の参集の遅れや、情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念される。

このため、危機管理室に属する職員等により初動本部を設置する。また、小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後にその拠点に参集し初動活動に従事する「緊急初動要員」として市内居住職員等を中心に初動支部を編成し、発災初期の活動態勢に必要な要員を確保する。

緊急初動態勢により職員が配置される場合は、震度5弱の地震が発生又は東海地震注意情報を受けた場合である。

| 組織名 | 出勤場所 | 態勢要員 | 担当事項 |
|------|--------|---|--|
| 初動本部 | 防災センター | <p>危機管理室長 危機管理室に属する職員 その他職員</p> | <p>1 緊急初動態勢に関すること。 2 東京都及び防災関係機関との連絡に関すること。 3 初動支部との連絡に関すること。 4 初動支部への指揮に関すること。 5 災害対策本部設置の準備に関すること。 6 その他災害応急対策に必要な</p> |

| | | | |
|------|---------|-------------|---|
| | | | なこと。 |
| 初動支部 | 28 小中学校 | 緊急初動要員各 5 名 | 1 避難広場及び開設維持のための活動 2 情報収集連絡活動 3 その他市民の安全確保を図るために必要な活動 |

(4) 特別非常配備態勢（夜間、休日等の勤務時間外）

夜間、休日等の勤務時間外において東海地震警戒宣言が発令された場合及び震度 5 強以上の地震が発生した場合等は、以下の特別非常配備態勢により災害に対応する。

| 種類 | 発令の時期 | 態勢 | 配備要員 |
|----------|------------------------------------|---|--|
| 特別非常配備態勢 | 警戒宣言が発令された場合 | 夜間、休日等の勤務時間外において、自発的に、直ちに職場に参集し、所属部長の指揮下に入り災害に対処できる態勢 | 危機管理室、緊急初動要員 都市整備部、市民部、 生活文化スポーツ部、 みどり環境部の市内在住者 |
| | 震度 5 強以上の地震が発生した場合 | | 全職員 |
| | その他状況により本部長（市長）が必要と認めた場合（災害拡大の危険等） | | |

| | |
|------------|-----|
| 6．職員の基本的責務 | 全職員 |
|------------|-----|

(1) 各部長及び班長の基本的責務

各部長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。また、各部長は、非常配備態勢の指令を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。なお、各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるときはその職務を代行する。

- ア 所属職員を掌握すること。
- イ 職員に任務を指示して、所定の部署に配置すること。
- ウ その他高次の非常配置態勢に応じる職員の配置に移行できる措置をとること。

(2) 職員の基本的責務

全ての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、班長の指示があるまで退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れる場合、班長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず本部又は班長と連絡をとり、自分の安否を知らせること。
- オ 非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること。
- カ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、また、本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。
- キ 開庁時に地震が発生した際には、地震の揺れがおさまるまで自分の身の安全を確保した後、来庁者の安全確保に努めること。
- ク 災害活動時には、一目で市職員と分かるように、腕章等を携行すること。

| | |
|---------------|-----|
| 7. 復旧対応期の組織体制 | 全職員 |
|---------------|-----|

震災初動期の緊急活動がおおむね終了し、避難生活継続への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（おおむね3日後以降）を「復旧対応期」とし、諸活動を実施する。

復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平常時組織を基本とした体制へと移行していく。

なお、発災から通常業務に移行する間の業務の優先度は、事業継続計画（BCP）＜地震編＞に基づき実施する。

第2節 消火・救助・救急活動

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------|---------------|
| 1．消防体制の充実 | 危機管理室、消防署、消防団 |
|-----------|---------------|

(1) 情報通信体制の整備強化【危機管理室、消防署、消防団】

危機管理室、消防署及び消防団は、市防災行政無線における消防署（出張所）の固定無線機、消防団消防ポンプ車等の車載型無線機及び携帯無線機により通信体制の強化を図る。

(2) 消火活動困難地域への対策【危機管理室、消防署、消防団】

危機管理室、消防署及び消防団は、消火活動困難地域を考慮し、消防水利及び消防団体制の充実等を進める。

(3) 災害時支援協力員の知識・技術及び経験の活用【危機管理室、消防団】

危機管理室及び消防団は、消防団を退職した者（災害時支援協力員）が有する消防に関する知識、技能及び経験を活用し、大規模災害時に消防活動並びに地域の自主防災活動に従事する。

(4) 市民・事業所等との連携【消防署、消防団】

危機管理室、消防署及び消防団は、防災市民組織と事業所の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。また、店舗併用住宅等の防火管理義務のない小規模事業所について、地域の防災市民組織等と連携して活動するよう指導する。

| | |
|--------------|---------------|
| 2．救助・救急体制の整備 | 危機管理室、消防署、消防団 |
|--------------|---------------|

(1) 市民の自主救出・救護能力の向上【危機管理室、消防署、消防団】

消防署及び消防団は、防災市民組織及び市民、事業所の防火管理者や自衛消防隊員、災害時支援ボランティア等に対し、救出活動技術、応急救護技術の普及・訓練を推進するとともに、指導者養成など自主救出・救護能力の向上を図る。また、防災市民組織、事業所の自衛消防隊及び災害時支援ボランティアの連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

危機管理室は、簡易救助器具、応急手当普及用資機（器）材、自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図るとともに、民間施設及び市内医療機関等に設置された自動体外式除細動器（AED）についても、設置場所に係る情報公開の承諾を得て市民に広報

する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--------------------------------|--|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | 避難勧告又は指示 住民の避難誘導 避難住民の保護 | | |
| 消防署 | | | 震災消防活動の実施 緊急時の避難勧告・指示 救出・救助活動の実施 消防救助機動部隊の投入 仮救護所・現場救護所の設置 | |
| 消防団 | | | 市民に対する出火防止及び初期消火の呼びかけ 消火活動の実施 救出・救護活動の実施 避難施設の防護措置の実施 災害時支援協力員への協力依頼 人命救助、救出活動の実施 地域住民との連携による救助活動の実施 | |
| 警察署 | | | 現場警備本部の設置 危険区域への車両の交通規制の実施 避難経路の確保及び避難誘導 負傷者の救出・救助活動 関係機関への連絡通報 | |

| | |
|-------------|---------|
| 1. 消火・救助・警備 | 消防署、消防団 |
|-------------|---------|

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関・市民との連携など地域の総力をあげ、迅速な消火活動、人命救助・救出活動等を実施する。

(1) 震災消防活動【消防署】

消防署は、次の活動態勢により消防活動を実施する。

ア 震災配備態勢

消防署は、23区、多摩地域に震度5弱の地震が発生した場合、又は火災、救助、救急事象の発生状況により必要と認めた場合、「震災配備態勢」を発令し所要の人員の

招集を行うとともに、事前計画に基づく活動を開始する（震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令し、全消防職員を招集する）。

イ 活動方針

消防署は、延焼火災が発生した時は、全消防力をあげて消防活動を行う。活動にあたり、震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。また、警察署との連携及び重機等の活用により、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。

ウ 部隊の運用等

消防署は、地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。また、地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した「震災消防活動支援システム」による効率的な部隊運用を図る。

エ 情報収集

消防署は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張、情報活動隊、参集職員、消防ヘリコプターによる「地震被害判読システム」等から積極的に災害情報収集を行う。また、「震災情報収集システム」により、円滑な情報伝達、管理を行う。その他、防災関係機関（市等）へ職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報交換を行う。

(2) 消防団の活動【消防団】

消防団は、分団受持区域内の市民と協力し出火防止、初期消火、救出・救護等を実施する。また、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動にあたる。

ア 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。

イ 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達を行う。

ウ 消火活動等

同時多発火災の拡大防止を図るとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動、避難道路防護活動、避難誘導活動及び道路障害排除等を消防署隊と連携して行う。

エ 救出・救護

救助器具等を活用し、市民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

オ 避難場所の防護等

避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動、避難誘導を行う。

カ 災害時支援協力員への協力依頼

必要に応じて、災害時支援協力員への協力を依頼する。

| | |
|-----------|-------------|
| 2．救助・救出活動 | 消防署、消防団、警察署 |
|-----------|-------------|

消防署、消防団及び警察署との密接な連携のもとに、迅速に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針【消防署、消防団】

消防署及び消防団は、警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。警視庁、緊急消防援助隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(2) 活動の要領【消防署、消防団】

消防署及び消防団は連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資機（器）材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（出張所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機（器）材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。また、必要に応じ、東京DMAT（東京都災害派遣医療チーム）との連携を図る。傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（治療優先順位）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関への搬送に協力する。

なお、救助・救急活動職員は自身の安全を確保して作業を行う。

(3) 警察署の活動【警察署】

警察署は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。救出した負傷者は、重傷者の順に、速やかに医療救護班や医療機関に引き継ぐ。また、救出救助活動にあたっては、装備資機（器）材等を有効に活用する。活動にあたっては、防災関係機関と連携・協力し、救出救助の万全を期す。

| | |
|----------|-------------------|
| 3．地域との連携 | 警察署、消防署、消防団、救出支援班 |
|----------|-------------------|

(1) 地域住民との連携による救助活動

警察署、消防署及び消防団は、市民、防災市民組織、自治会・町内会等に、状況に応じて災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

また、救出支援班は、多発する救助事象に対応するため、各部の情報に基づき、地域市民への救出活動の協力を求め、警察署・消防署・消防団が災害現場に到着するまでの間、救出活動を指揮・支援する。

(2) 救急ステーションの活用

消防署は、管内のガソリンスタンドを対象に、普通救命講習修了者が常時勤務している事業所に対し、救急ステーションとして事業所付近で発生した救護活動への対応を依頼している。当該救急ステーションは、「SOS・QQ」のステッカー及び「救命受講優良証」を掲示して所在を明確にする。

| | |
|--------|-----|
| 4．警備活動 | 警察署 |
|--------|-----|

警察署は、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持の万全を期するため、次の警備活動を行う。

(1) 現場警備本部の設置

大地震が発生した場合、警察署内に署長を長とする現場警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(2) 警備態勢

警備要員は、東京都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合、自所属に参集する。また、警察署は、必要な部隊を編成し、被害の実態の把握、交通規制、避難誘導、救出救助等の措置をとる。

(3) 任務

大震災が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとする。

- ・被害実態の把握と各種情報の収集及び関連情報の発信
- ・被災者の救出救助、避難誘導
- ・帰宅困難者対策
- ・行方不明者の捜索及び調査
- ・遺体の見分（検視）
- ・交通規制、信号機滅灯対策等、総合的な交通対策
- ・複合災害に対する的確な対応
- ・公共の安全と秩序の維持
- ・その他必要と認められる措置

(4) 警備活動要領

警察署は、あらかじめ定める警備実施計画に基づき、被害実態の把握、交通規制、救出救助等の措置をとる。また、自治会・町内会や防犯活動団体、防災市民組織等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3節 応援協力

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|---------------|-----------|
| 1．関係機関等との連携強化 | 危機管理室、全課、 |
|---------------|-----------|

(1) 連携体制の強化（危機管理室、各課）

関係機関等との応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害活動体制を強化・充実していく。

(2) 協定等の運用の準備（危機管理室、各課）

市の各部課は各々の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議のうえ、市に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明確化し、協定等に基づく協力が得られるよう準備する。

(3) 協定等の締結促進（危機管理室、各課）

震災時に必要となる資機（器）材・輸送手段・ライフライン復旧など防災対策の強化を図るため、関係機関・事業所等との協力体制について協定の締結を推進する。

特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の区市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。

| | |
|----------|----------|
| 2．受援力の強化 | 危機管理室、全課 |
|----------|----------|

全ての課は、関係機関からの応援職員等が来たときに備え、日頃から災害時の優先業務や業務内容の整理等を行っておく。また、日頃から支援する側との連絡調整体制を準備するとともに、被災時に必要としている物資などの情報や支援者の活動に有益な情報、あるいは支援する際に避けてほしいことなどについて、積極的かつ的確な情報発信を行う体制を整備する。

他の自治体との間には、以下のような幅広い交流関係を作るよう努める。

- ・災害支援に限らない、日常的な交流を伴う関係づくり
- ・地域的に広がりを持つ、複数自治体との交流
- ・自治体職員だけでなく、多くの市民が参加する交流

他の自治体や企業、ボランティア団体やNPO等支援する側も参加する実践的な訓練を実施し、支援する側との協力関係の構築や調整方法の確認を行う。

応 急 対 策

＜ 発災後の活動の流れ ＞

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--|-----|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | 都に対する協力要請 都を通じた自衛隊への派遣要請 相互応援協定に基づく応援要請（以降適宜） | | |
| 都 (都災害対策本部) | | 広域緊急援助隊への援助要求 緊急消防援助隊への応援要請 自衛隊への災害派遣要請 他県等への応援要請 | | |

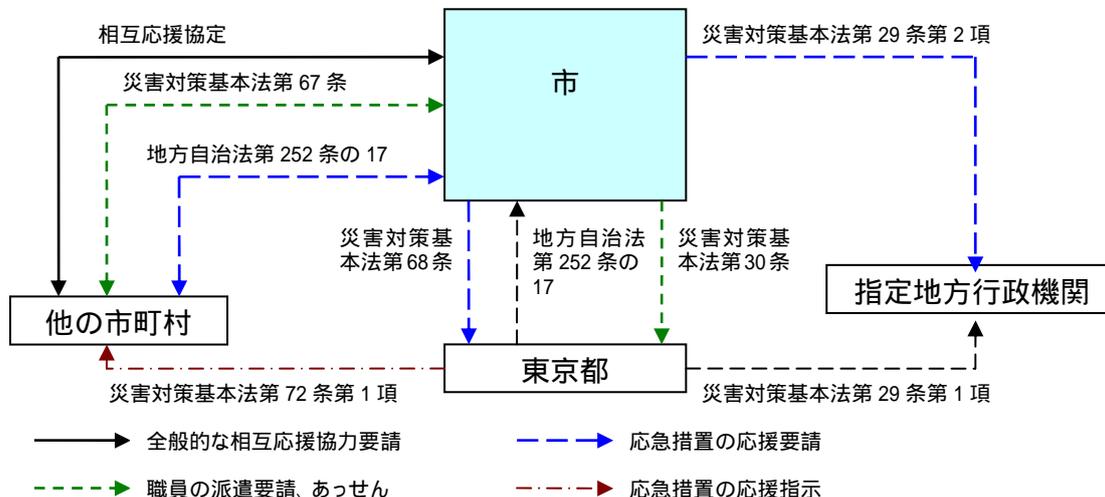
| | |
|-------------|-------|
| 1. 応援協力（受援） | 危機管理班 |
|-------------|-------|

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに都及び他市町村並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

(1) 行政機関との相互応援協力

都への応援要請及び他市町村との相互応援協力は、危機管理班が窓口となり行う。また、危機管理班は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(2) 都への応援要請

市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、都知事に対して応援又は応援のあつせんを要請する。また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。

上記の要請については、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、下記に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

| |
|---|
| <p>【要請の概要】 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由) 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 応援を必要とする場所、期間 応援を必要とする活動内容 その他必要な事項</p> |
|---|

【都への連絡先】

| | | |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 東京都災害対策本部事務局 東京都総務局総合防災部防災対策課 | 勤務時間内（直通） 03-5388-2455～8 | 勤務時間外 03-5388-2459 |
| | 東京都防災行政無線番号70226～7 | |

(3) 他の市町村への応援要請

他の市町村に応援を要請する場合は、「震災時等の相互応援に関する協定」等の協定に基づき実施する。

ア 応援の要請

協定締結市町村へは、応援の要旨を電話及びファクシミリ（都防災行政無線電話又は有線電話）等により伝え、事後速やかに、必要な文書を提出する。

| |
|---|
| <p>【要請の概要】 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由) 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 応援を必要とする場所、期間 応援を必要とする活動内容 その他必要な事項</p> |
|---|

イ 隣接地域の緊急応援

協定締結市町村は、隣接地域及び周辺部で地震が発生し、又は災害が発生するおそれがある時において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。（協定先は資料編を参照）

(4) 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機（器）材を確保する。

ア 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

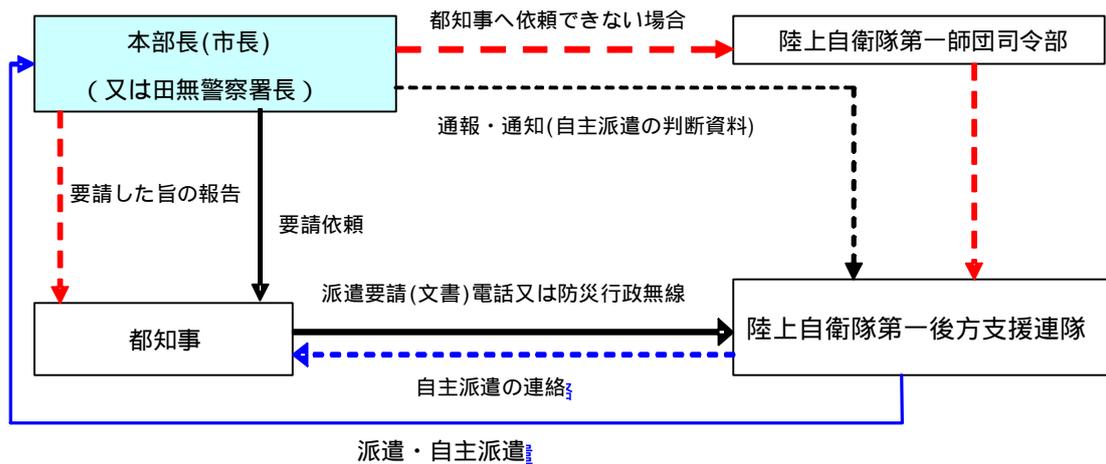
イ 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら職員班が適宜確保する。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請

本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、都知事に対し災害派遣要請を依頼する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について連絡を図る。

【派遣要請系統図】



ア 災害派遣要請の手続き

本部長(市長)は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明らかにして都知事(総務局総合防災部)あてに派遣要請を行い、警察署長にも通知する。

| | |
|------------------|------------|
| 災害の状況及び派遣を要請する理由 | 派遣を希望する期間 |
| 派遣を希望する区域及び活動内容 | その他参考となる事項 |

患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。
 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、医師の有無、収容先、気象状況、使用飛行機(ヘリポート)

イ 緊急の場合の連絡先

通信の途絶等により都知事へ要請できない場合には、直接関係部隊に通報し、速やかに都知事に通知する。

| 部隊名等(駐屯地・基地名) | | 連絡責任者 | |
|---------------|--------------------------|--|--|
| | | 時間内 | 時間外 |
| 陸上自衛隊 | 第一師団司令部 (練馬区北町4-1-1) | 第3部長又は同部防衛班長 03-3933-1161 内線238・239 都防災無線76611 | 司令部当直長 03-3933-1161 内線207・228 都防災無線76611 |
| | 第一後方支援連隊 (同上) | 第3科長又は運用訓練幹部 03-3933-1161 内線403・405 | 部隊当直司令 03-3933-1161 内線424 |
| 航空自衛隊 | 航空総隊司令部 (府中市浅間町1-5-5) | 防空指揮群企画科長又は運用係長 042-362-2971 内線2259・2604 都防災無線86491 | 防空指揮群当直 042-362-2971 内線2348 (土・日)042-365-5375 |

ウ 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

派遣された部隊が効率的に活動できるよう活動拠点、ヘリポート及び宿舎等を準備し、部隊へ通報する。

派遣部隊及び都との連絡職員を指名する。

活動期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して活動の推進を図る。

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機(器)材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

【緊急ヘリポート】

| 施設名 | 着陸展開面(m) | 適 否 | | | |
|-------|----------|-----------------|--------------------|-----------------|-----------------|
| | | OH-6D (小型ヘリ) | UH-1H(J) (中型ヘリ) | V-107 (大型ヘリ) | CH-47 (大型ヘリ) |
| 向台運動場 | 100×200 | | | | |
| 谷戸小学校 | 40×40 | | × | × | × |
| 文理台公園 | 50×50 | | | | × |

エ 災害派遣部隊の活動内容

| 区分 | 活動内容 |
|-----------|--|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救助活動に優先して捜索活動を行う。 |

| | |
|---------------|---|
| 水防活動 | 河川の氾濫等に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。 |
| 消防活動 | 火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去にあたる。 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 炊飯及び給水 | 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。 |
| 救援物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。 本部長（市長）、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。 |

| | |
|-------------|-------|
| 2. 応援協力（派遣） | 危機管理室 |
|-------------|-------|

市は、市域外において発生した大規模地震災害等に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して支援活動を実施する。

(1) 被災市町村への支援

市は、被災市町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応援措置について、拒否する正当な理由がない限り、応援を実施する。なお、応援を行うに際しては、被災地のニーズを確認し、時間とともに変化するニーズに対応するものとする。

被災市町村において応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。また、市は長期間の被災地への応援に対応できるよう、職員の交代要員を確保するとともに、交代に際しては、業務の引継ぎを十分に行うものとする。更に、被災自治体に応援に行く際には、自らの行動に必要な食料・水・生活必需品等を可能な限り準備して行くとともに、宿泊先の確保等を行う。

被災地への支援項目は以下のとおりである。

| |
|---|
| 防災備蓄物資・資機（器）材、その他の物資・資機（器）材の供与及び貸与 物資・資機（器）材等の輸送 |
|---|

災害応急対策等に従事する職員の派遣
見舞金及び義捐金等の支援
被災者が生活する上で必要な支援
西東京市民からの支援物資・義捐金等の募集及び受付
避難者の受け入れ（広域一時滞在）
被災地のニーズの確認
その他必要な被災地等支援

第4節 防災活動拠点の確保

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|--------------|-----------------|
| 1. 防災活動拠点の充実 | 危機管理室、管財課、情報推進課 |
|--------------|-----------------|

(1) オープンスペースの把握（危機管理室、管財課）

危機管理室及び管財課は、救出・救助、広域支援部隊等の受入・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うためのオープンスペースの把握に努める。危機管理室は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

(2) ヘリポートの指定（危機管理室）

救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプター発着可能地点として、ヘリコプター発着場の基準から、小・中学校の校庭及び避難場所等の指定を進める。

(3) ヘリサインの設置（危機管理室）

災害時におけるヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化を図るため、市内小・中学校等の屋上にヘリサインを計画的に整備する。

(4) 施設の停電対策（管財課）

非常用発電設備用など各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。自家発電施設を定期的に整備するとともに、ポータブル発電機の導入を検討する。自家発電設備施設以外は、非常用電源の確保を促進する。

(5) システム復旧の迅速化（情報推進課）

システム復旧の迅速化を図る取組みを推進する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--------------------------------------|-----|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | オープンスペースの利用調整 都に対する応急活動拠点の利用調整の要請 | | |

1．応急活動拠点の調整要請

危機管理班

応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出し、都に対し、オープンスペースの利用調整を要望する。

2．システム復旧

情報推進班

災害時に情報システムが停止した場合、情報推進班は以下の作業を行い、迅速に情報システムの復旧を行う。

- (1) ネットワーク通信機器や管理サーバなどの庁内ネットワークやデータセンター間の通信など、根幹部分の機器の復旧
- (2) インターネットなどの外部通信装置（ルーターなど）の復旧
- (3) パソコンやプリンタなどの入・出力機器の電源確保 等

第5章 情報通信の確保

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------------------|-------------|
| 1 .防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 | 危機管理室、情報推進課 |
|-----------------------|-------------|

(1) 防災行政無線の整備

固定系親局及び子局が73箇所、移動系基地局及び陸上移動局が3箇所、地域防災系統制御局・中継局・一般局は160箇所に設置されている。

(2) 防災行政無線のデジタル化

防災行政無線地域防災系無線システムのデジタル化を推進し、災害時の情報伝達体制を強化する。

(3) 全国瞬時警報システムの導入

国が緊急時の警報伝達等のために設置を促進している「全国瞬時警報システム（J - A L E R T）」（緊急地震速報を含む。）を導入し、必要なシステムの整備を推進する。

| | |
|-------------------|-------------------|
| 2 .市民等への情報提供体制の整備 | 危機管理室、秘書広報課、情報推進課 |
|-------------------|-------------------|

(1) 市ホームページの整備

災害発生時には、市民からの市ホームページへのアクセスが集中し、動作の遅延やシステムダウン等の不具合が予想されることから、災害時応援協定に基づく代理掲載（HP）や機器の環境整備（更新用PC・無停電電源装置等）を検討する。

(2) 新たな情報提供手段の活用

防災行政無線自動電話応答サービス、エリアメール・緊急速報メール等、西東京市安全・安心いーなメール（西東京市緊急メール配信サービス）や、ソーシャルメディア等の新たな情報提供ツールを活用し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。

(3) 防災行政無線の設置拡大

実災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に防災行政無線（地域防災系）の設置を推進する。また市内の音達エリア調査都により防災行政無線（同報系）の可聴困難区域との把握、解消に努める。

(4) 広報掲示板の活用（秘書広報課）

災害時の市民への情報発信の一つとして、市内広報掲示板の活用方法を検討する。

(5) 提供する情報内容の整理

市民に対し、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう情報内容や様式等の事前準備に努める。

| | |
|-------------------|-------------|
| 3．市民相互の情報連絡等の環境整備 | 危機管理室、通信事業者 |
|-------------------|-------------|

(1) 市民相互間の安否確認手段の普及・啓発

市民に対し、災害用伝言ダイヤルなど、市民相互間の安否確認手段の普及・啓発に努める。

| |
|--|
| <p>災害用伝言ダイヤル「171」を利用する。</p> <p>公衆電話を利用する。</p> <p>遠隔地に連絡中継点を作る。</p> <p>携帯電話の伝言板を利用する。</p> |
|--|

| | |
|----------------|-------|
| 4．その他情報収集方法の構築 | 危機管理室 |
|----------------|-------|

(1) 多様な情報収集方法の構築

被害情報や災害情報の収集について、テレビ、ラジオ、インターネット、ソーシャルメディア等の様々な手段を用いた情報収集方法の構築に努める。

応 急 対 策

＜ 発災後の活動の流れ ＞

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|--|---------------------------|-----------|-----|
| 市 (市災害対策本部) | 通信連絡態勢の確立 防災行政無線の稼働確認 東京都との無線・災害情報システムによる情報の収集・提供 | | | → |
| | 被害情報の収集 被害状況の把握 各公共施設からの情報収集 各防災機関から被害状況の収集 ライフラインに関する情報の収集・提供 被害状況の把握・集約 火災被害と消防活動情報の集約 交通規制情報の集約 交通機関情報の集約 | | | → |
| | 広報活動の開始 市民に対する広報の実施 災害時要援護者への広報の実施 | | | → |
| | 放送機関への報道要請・情報発表 エフエム西東京・ジェイコムイースト西東京への放送要請 都知事に対する報道機関への放送要請依頼 | | | → |
| | | | 臨時相談窓口の開設 | → |
| 消防署 | | 被害状況及び災害情報の収集 関係機関との連絡 | | → |
| 警察署 | | 被害状況及び災害情報の収集 関係機関との連絡 | | → |

1. 通信体制の確立

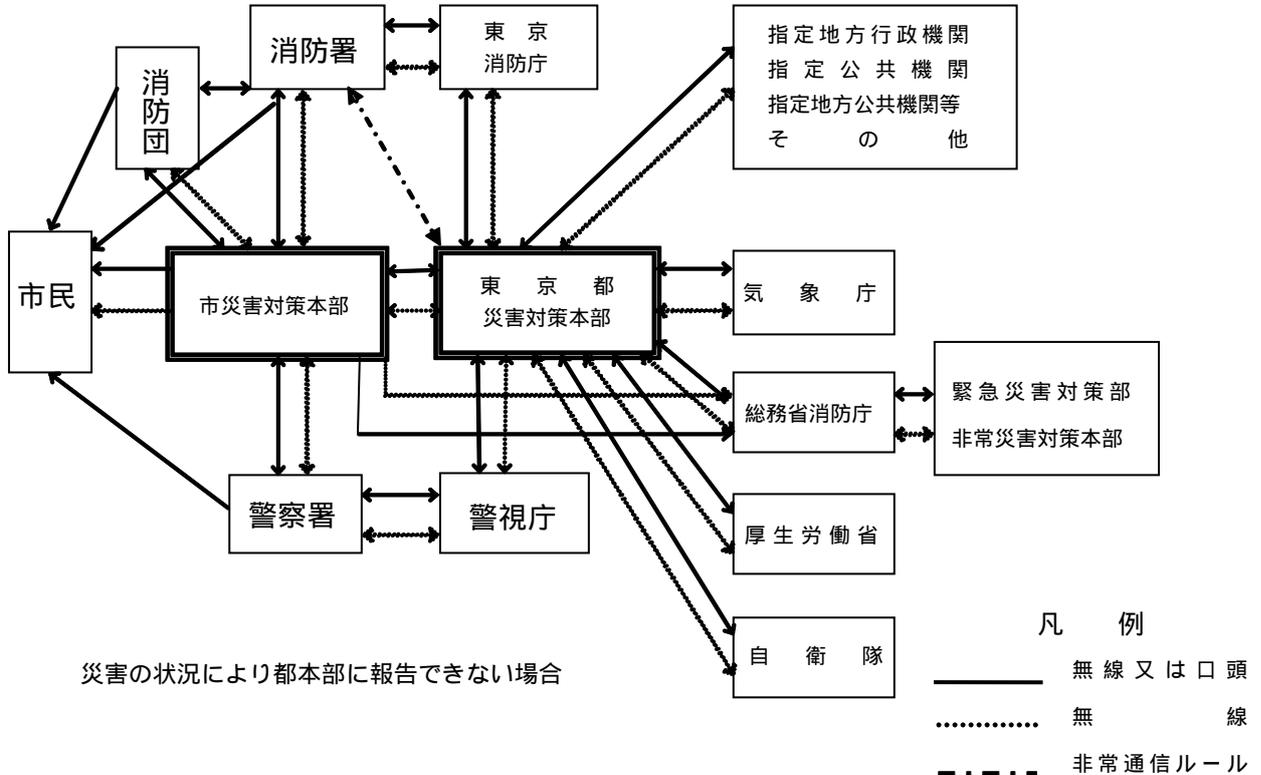
危機管理室、情報推進班、通信事業者

地震災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、情報連絡体制に基づき、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施及び都に概括的報告をする。また、この時点で、市において対応が困難な災害と判断した時は、速やかに応援要請を行う。

(1) 通信連絡系統

震災時の通信連絡の系統図及び各防災関係機関の体制は、次のとおりとする。

【通信連絡の系統図】



【各防災関係機関の態勢】

| 区 分 | 内 容 |
|-------|---|
| 市 | 1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3 市地域防災行政無線等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。 |
| 警 察 署 | 警察無線、警察電話及び市地域防災行政無線を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。 |
| 消 防 署 | 消防救急無線、消防電話、市地域防災行政無線及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理室及び防災関係機関と情報連絡を行う。 |

| | |
|------------|--|
| その他の防災関係機関 | それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。 |
|------------|--|

(2) 通信連絡態勢の確立

防災行政無線を中心とした通信連絡態勢を次のとおり確立する。

ア 本部設置前の通信連絡窓口

本部が設置されるまでの間、通常の勤務時間は危機管理室が担当する。夜間休日等の時間外においては、危機管理室員が参集するまで、宿直室（管財課）が担当する。

イ 本部設置後の通信連絡窓口

本部への通信連絡は、本部長室において処理する。その際、本部長室内の市地域防災行政無線、災害時優先電話等の通信設備を活用する。

ウ 各部との通信連絡

各部と本部長室との連絡は、無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用も図り、また、必要に応じて災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を使用して被害状況等の通信連絡を行う。

エ 都との通信連絡

都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システム（DIS）のデータ端末で災害情報の入出力を行う。

オ 防災関係機関との通信連絡

市地域防災行政無線設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の防災関係機関との連絡は、都防災行政無線（都の基地局）を経由するなどして通信連絡の手段を確保する。

カ 通信連絡責任者の選任等

本部及び防災関係機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

キ 積極的な情報発信

防災行政無線を積極的に活用し、被害情報、市の災害対策情報、その他必要事項等について、関係機関に対し、市からの積極的な情報発信に努める。

(3) 市地域防災行政無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要がある

ときは次により統制を実施する。

ア 無線の点検

危機管理班は、地震発生後、直ちに市及び都防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

イ 本部の回線統制

市庁舎に設置してある無線機と接続する遠隔制御器（無線電話）及び車載無線機の回線利用は本部が優先し、統制設定権は本部が有する。

ウ 無線移動局の一括管理

各部署に設置した半固定型無線機は、原則として本部(危機管理班)が一括管理する。

可搬型無線機及び車載型無線機は、全て危機管理班が管理し、本部の指示に基づき使用する。

エ 通信形態の原則

移動無線局からの通信は全て本部に対して個別に行うものとし、原則として移動局相互間の通信は禁止する。

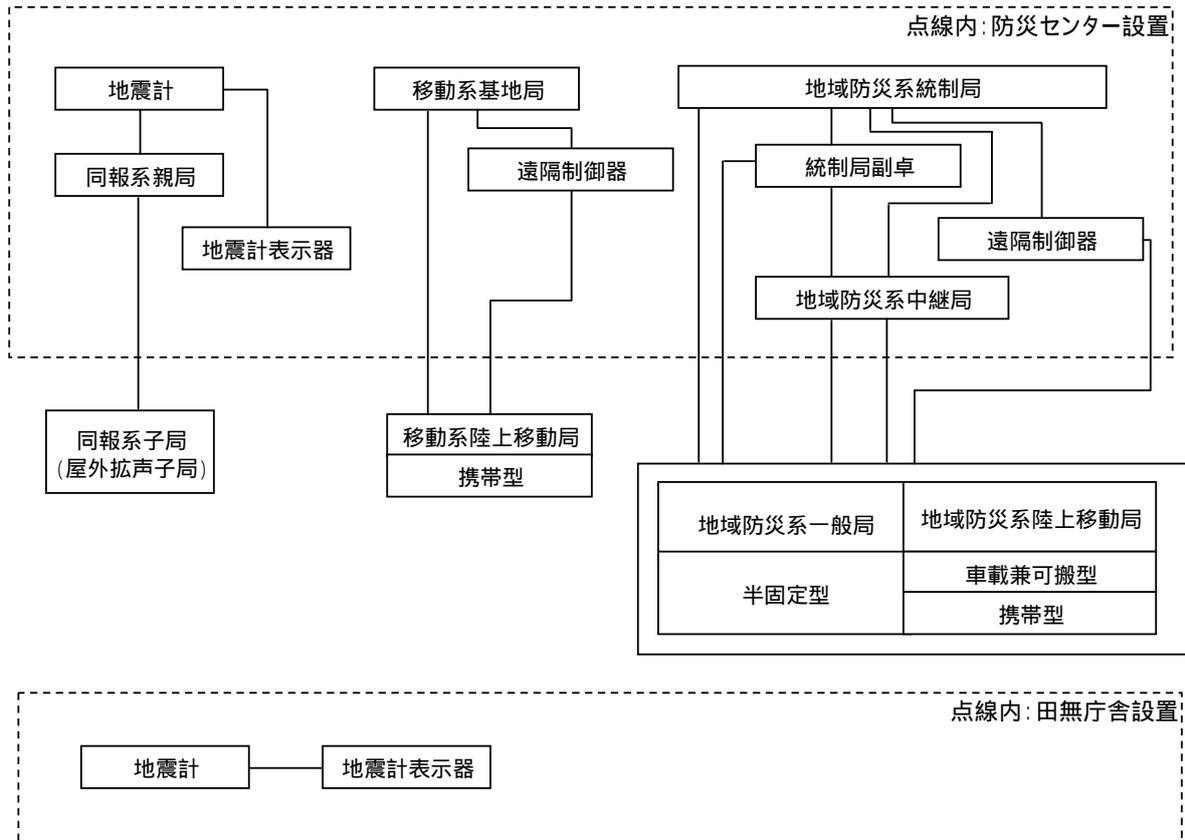
オ 一斉指令

本部は、原則として全ての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

(4) 電気通信設備の優先利用（電話・電報の優先利用）

震災時において、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報の確保は、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

【市防災行政用無線局回線構成図】



| | |
|----------------|----------|
| 2. 被害情報等の収集・伝達 | 危機管理班、各部 |
|----------------|----------|

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から収集・把握する。

(1) 被害状況の緊急調査

各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。

【市】

ア 危機管理室

- ・関係機関から概括的な被害情報収集を行う。
- ・初動支部・参集職員からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。
- ・都災害情報システム（DIS）からの情報収集を行う。

イ 広報部

- ・市民、防災市民組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集する。

ウ 総務部

- ・庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況

エ 教育部

- ・避難施設の開設状況及び避難開始状況・避難者概数

オ 市民部

- ・市内医療機関の稼働状況、死者数・負傷者等搬入状況、医療救護状況、救出事案の状況

カ 福祉部、子育て支援部

- ・福祉避難施設での保護状況、災害時要援護者の安否の状況

キ 生活文化スポーツ部

- ・緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況

ク 都市整備部

- ・道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等二次災害危険状況、下水道施設の被害状況

ケ みどり環境部

- ・水道施設の被災状況

コ 各部

- ・所管施設の被害状況

【関係機関】

ア 消防署、消防団

- ・火災発生状況及び消防活動状況
- ・救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況
- ・避難道路及び橋梁の被災状況
- ・避難の必要の有無及び状況
- ・救急告示医療機関等の診療状況
- ・その他消防活動上必要ある状況

イ 警察署

- ・家屋の倒壊状況
- ・死者・負傷者等の状況
- ・主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況
- ・市民の避難状況
- ・火災の拡大状況
- ・堤防・護岸等の破損状況
- ・電気・水道・ガス・通信施設の状況

- ・救出救助活動の状況
- ・その他警察活動上必要な状況

ウ その他の防災関係機関

防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、既にとった措置、今後とらうとする措置その他必要事項について、市に報告する。

(2) 被害状況の把握

危機管理班は、被害状況の緊急情報収集に基づき、概括的な被害状況を把握する。

- ・災害情報
- ・市民の安否等に関する情報
- ・防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- ・救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- ・災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- ・交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）

(3) 被害状況の集約

危機管理班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ 被害分布図等の作成

危機管理班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 都への被害情報の概括的報告

都に対する被害状況等の報告については、人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

都に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を国（総務省消防庁）に変更する。

一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に119番通報が殺到したときは、都と併せて消防庁に報告する。

報告は、都の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第53条第1項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。

ア 地震発生直後の報告

| | | |
|-----------------|---|---|
| 報告すべき事項 | 災害の原因 災害が発生した日時 災害が発生した場所又は地域 被害状況（（資料 被害状況等報告基準）に基づき認定） 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうする措置 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 その他必要な事項 | |
| 即時の報告種類等 | 発災通知 被害措置概況速報 要請通知 | |
| 報告の方法 | 都災害情報システム（DIS）のデータ端末、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。 | |
| 地震発生直後に都に報告する内容 | 人的被害 | 死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者） |
| | 住家被害 | 全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数 |
| | 災害対策上必要と認められる事項の概要 | 避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等 |
| | 本部設置の報告 | 本部を設置した場合は、設置した旨の報告 |

イ 収集・報告にあたって留意すべき事項

災害発生初期の情報収集にあたっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報を優先して収集・報告する。

通信手段が途絶した場合は、必要に応じて自転車や徒歩による情報収集・伝達を行う。なお、その際、職員には無線機等情報通信手段を確保して行く。

| | |
|-------------|-----|
| 3. 地震発生後の広報 | 広報班 |
|-------------|-----|

パニックを防止し、初期消火・救助の協力、速やかに避難態勢をとるため、関係機関と協力のうえ、市民に対して随時正確な情報を提供し、初動活動協力への呼びかけをする。

(1) 地震発生直後の広報

- ・地震に関する状況（震度・規模等）
- ・初期消火・救出の呼びかけ
- ・火気使用厳禁（都市ガス漏えい等、ガス栓閉止）
- ・感電事故防止の呼びかけ
- ・余震警戒の呼びかけ、被害家屋からの野外待機等安全措置

(2) 緊急措置の広報

- ・火災発生等二次災害発生状況
- ・緊急退避の呼びかけ

(3) 避難指示・救護に関する広報

- ・避難勧告・指示及び避難方法
- ・災害時要援護者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ
- ・避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等）
- ・負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報
- ・学校等の措置状況

(4) 被害状況・応急対策に関する広報

- ・家屋倒壊、延焼被害等の状況
- ・警戒区域設定等情報
- ・避難施設及び一時滞在施設の開設状況
- ・医療機関の開設・医療救護所の設置状況
- ・災害応急対策の状況
- ・交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）

(5) 支援情報等の広報

- ・市民等の安否（避難施設、一時滞在施設ごとの避難者数等、行方不明者）
- ・災害用伝言ダイヤルの利用
- ・デマ情報の防止、警戒状況の情報
- ・ボランティア活動への呼びかけ
- ・避難施設及び一時滞在施設における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況
- ・帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況
- ・ライフラインの途絶等被災状況
- ・臨時休校の情報等
- ・その他市民が必要としている情報

(6) 広報手段

以下の媒体等を活用して広報を実施する。

| | |
|-------------------------|---|
| 防 災 行 政 無 線 | 屋外子局による同時放送を行う。 |
| エフエム西東京 ジェイコムイースト西東京 | 協定に基づき放送要請を行う。 |
| 広 報 車 | 原則として市の庁用車を使用する。 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。 |
| そ の 他 広 報 手 段 | 広報誌臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難施設、掲示板等に掲示・配布する。 ホームページによる情報提供を図る。 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。 |

| | |
|---------------|--|
| 避難施設等における広報 | 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。 |
| その他の市施設における広報 | 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。 |

(7) 災害時要援護者への広報

災害時要援護者には、消防団・地域の防災市民組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供する。

(8) 放送機関への報道要請・情報発表等

広報班は、都・放送機関と連携して避難勧告等の緊急情報を報道する。市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。各部からの災害情報を、広報班で取りまとめ、放送機関に対し発表を行う。

| | |
|-----------|---|
| 本部からの発表 | 本部からの発表は、広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。 夜間又は勤務時間外等に発災した場合、危機管理班が速報として発表を行うものとする。 |
| 情報提供の主な項目 | 災害発生の場所及び発生日時 被害状況 応急対策の状況 住民に対する避難勧告等の状況 市民に対する協力要請及び注意事項 支援施策に関すること。 |

(9) 避難勧告等の報道要請

エフエム西東京及びジェイコムイースト西東京との災害時における協定により、放送要請を行う。また、市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

都との通信途絶など特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

| | |
|------------|-----|
| 4．地震発生後の広聴 | 広報班 |
|------------|-----|

災害初動期は、被災者等から家族の安否の確認、緊急な要望事項に応えるため、安否情報班及び避難施設等に相談窓口を開設し各部・関係機関へ連絡する。

| | |
|------------|-----|
| 5．生活情報等の広報 | 広報班 |
|------------|-----|

広報班は、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、市民へ随時、情報提供をする。

(1) 支援情報

地震発生後、安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達の実施に努める。

- 避難施設に関すること（避難施設ごとの被災者氏名等の確認状況等）。
- 医療救護所に関すること。
- 救援物資の配布に関すること。
- 給水・給食・入浴に関すること。
- 安否情報に関すること。
- 防疫・健康維持に関すること。
- 被災者相談窓口の設置に関すること。
- 被災者に対する援助、助成に関すること。
- 空き巣や災害に便乗した詐欺などの防犯に関すること。
- その他市民生活に必要なこと。

(2) ライフライン復旧情報等

広報班は、各部各班、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動に協力する。

- 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。
- 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること。
- 電話の復旧に関すること。
- 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

| | |
|--------------|-----|
| 6．被災者相談窓口の設置 | 広報班 |
|--------------|-----|

災害による家や財産の減失等、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報誌等で市民へ周知する。

(1) 相談窓口の開設

市民からの問い合わせ、法律・医療等の専門相談、女性問題相談、災害時要援護者からの相談に対応するため、関係部及び関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に相談窓口を開設する。なお、相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。

(2) 相談内容

被災者相談窓口への相談内容については、復旧状況、時間経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。なお、聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

上水道・下水道の修理に関すること。
 災害時要援護者対策等の福祉に関すること。
 被災証明の発行に関すること。
 災害弔慰金等の支給に関すること。
 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
 市税等の減免、徴収猶予等に関すること。
 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること。
 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
 その他生活再建に関すること。

| | |
|---------------|-------------------|
| 7. 市民相互の情報連絡等 | 市、都、通信事業者、報道機関、市民 |
|---------------|-------------------|

各機関は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知する。

(1) 市及び都

個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難施設や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。

(2) 通信事業者

行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。

(3) 報道機関

行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

(4) 市民

災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等を利用し、家族等の安否を確認する。

第6章 医療救護等対策

第1節 医療救護

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------|---------------|
| 1．医療体制の整備 | 危機管理室、健康課、保健所 |
|-----------|---------------|

(1) 医療体制の整備【危機管理室、健康課】

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道接骨師会との連携を密にし、医療救護班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施に努めるため、市内医療機関との連絡体制の構築や、医療カテゴリー別の医療救護班を編成しておくなど事前に態勢を整備する。

市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。

また、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報伝達がスムーズに行えるように努める。

医療救護所及び医療救護活動拠点の設置場所を事前に確保する。

(2) 負傷者等の搬送体制の整備【危機管理室、健康課】

負傷者の搬送方法の検討を行うとともに、医療救護所における傷病者の搬送体制の構築を図る。

(3) 避難した市民の健康管理【健康課、保健所】

市及びその他関係機関と協議し、震災時の役割分担及び協力体制を整備する。

| | |
|-------------------|-----------|
| 2．医薬品・医療資機（器）材の確保 | 危機管理室、健康課 |
|-------------------|-----------|

(1) 医薬品・医療資機（器）材の確保【危機管理室、健康課】

市医師会及び市歯科医師会と協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資機（器）材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。また、避難施設等に救急医薬品を備蓄する。

医薬品の備蓄量は、都の「災害医療体制のあり方」に準じ、発災から3日間で必要な量を目安とする。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 6時間 | 72時間 | 1週間程度 | 1ヶ月程度 | 3ヶ月程度 | |
|-------------------------------------|----------------------------------|---|--------------|---------------|--------------|-----------------------------|--|
| | フェーズ0 発災直後 | フェーズ1 超急性期 | フェーズ2 急性期 | フェーズ3 亜急性期 | フェーズ4 慢性期 | フェーズ5 中長期 | |
| 市（市災害対策本部） 【市災害医療コーディネーター】 | 市災害対策本部設置 職員参集、体制構築 | | | | | | |
| | 被害情報の収集・集約 | | | | | | |
| | 医療救護所 立ち上げ | 応急的な医療救護 所の運営 (医療機関及び近接地、 駅周辺施設、小中学校等) | | | | | |
| | | 医療救護所の運営 (避難所、二次避難所) | | | | | |
| | | 避難所のアセスメント | | | | | |
| | | 医療救護活動拠点の設置 (保健所、健康管理センター) | | | | | |
| | | 医薬品ストックセンターの設置 | | | | | |
| | | 市連絡調整会議の開催 (医療救護班等の活動報告) | | | | | |
| | | 要援護者（透析患者、人工呼吸器を要する在宅療養患者等）への支援 | | | | | |
| | | 遺体収容所の設置 | | | | | |
| 都（都災害対策本部） 【東京都及び地域災害医療コーディネーター】 | 市災害対策本部設置 職員参集、体制構築 | 医療救護対策会議 の開催 | | | | 地域保健医療体 制の復旧・復興 計画の策定 | |
| | 人的被害、医療機関情報の集約・一元化 | | | | | | |
| | 東京DMAT待機要請 、被災現場への出場 | | | | | | |
| | 陸上自衛隊等派遣要請 | | | | | | |
| | 都医療救護班等の被災地域への派遣 | | | | | | |
| | 他県DMAT等の 効果的配分 | | | | | | |
| | 傷病者、入院患者の 被災地域外への搬送 | | | | | | |
| | 災害医療コ ーディネーターの 参集、 体制構築 | 地域災害医療連携会議の開催 (中核病院等) 地域災害医療コーディネーターが召集 | | | | | |
| | | 都医療救護班等の配分調整 | | | | | |
| | | 他県の医療救護班等の効果的配分 ・他県との調整(都庁) ・圏域内の区市町村への 配分調整(地域) | | | | | |
| | SCUの設置運営 他県への広域医療搬送の実施 | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 1. 医療救護 | 救命救護班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道接骨師会、医療機関、防災関係機関 |
|---------|--|

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道接骨師会、医療機関、各防災関係機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

| 区分 | 想定される状況 |
|---------------------|--|
| 0 発災直後 (発災～6時間) | 建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 |
| 1 超急性期 (6～72時間) | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況 |
| 2 急性期 (72時間～1週間) | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 |
| 3 亜急性期 (1週間～1か月) | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況 |
| 4 慢性期 (1～3か月) | 避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 |
| 5 中長期 (3か月以降) | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況 |

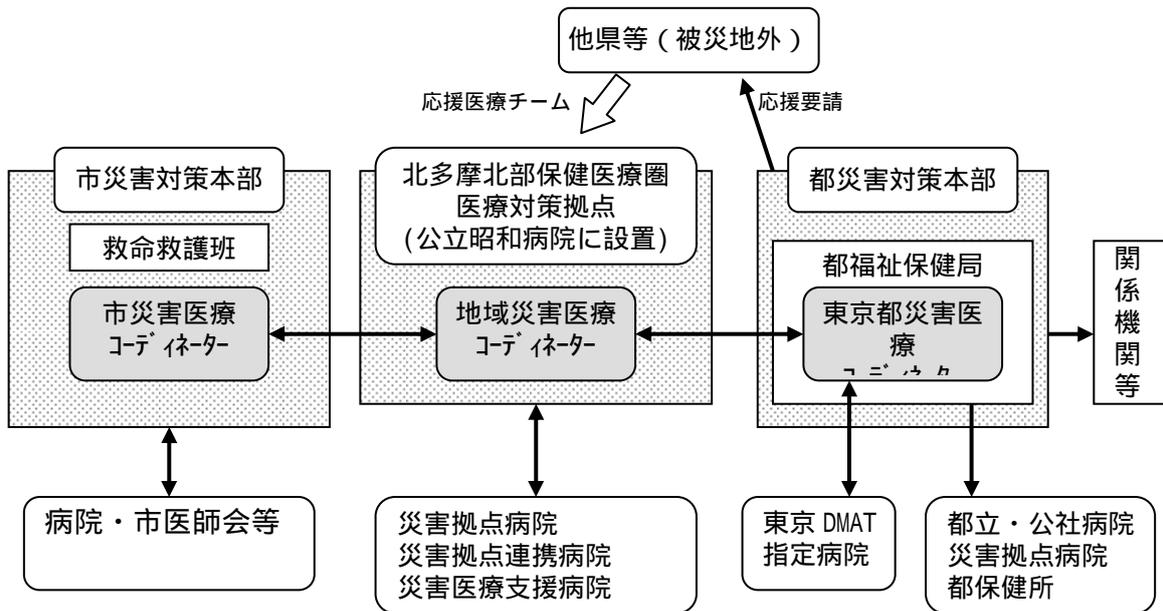
(1) 医療情報の収集・広報活動

| | |
|------------|--|
| 医療情報の収集・報告 | 救命救護班は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道接骨師会、消防署と協力して、人的被害及び医療施設(診療所、歯科診療所、保険薬局及び病院)の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、都福祉保健局に報告する。 |
| 市民への情報提供 | 広報班は、市内等の医療機関の稼働状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。 |

(2) 医療救護活動

救命救護班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに北多摩北部保健医療圏の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。また、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所等を開設する。災害の程度により地域災害医療コーディネーター等に応援を要請する。なお、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況については、地域住民に周知する。医療に関する情報連絡については、各災害医療コーディネーターを中心に行う。

【発災後の連携体制】

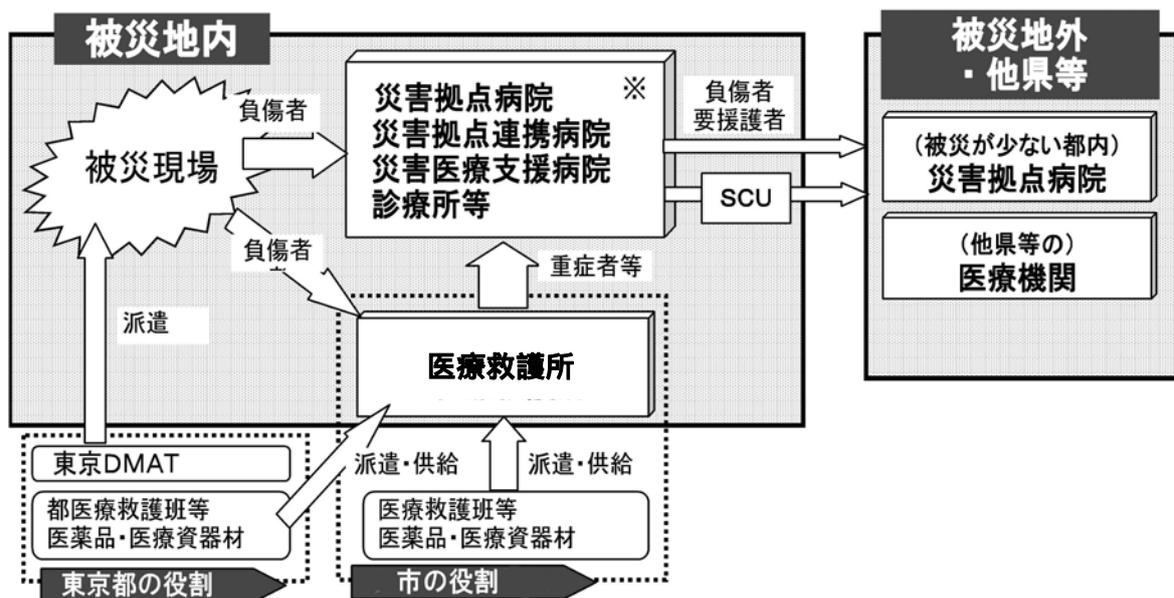


(3) 災害医療コーディネーター

災害時医療コーディネーターの区分は、次のとおりである。

| 名称 | 説明 |
|-------------------|--|
| 東京都災害医療コーディネーター | 都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター 災害時には都庁に参集 |
| 東京都地域災害医療コーディネーター | 各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院に配置 |
| 市災害医療コーディネーター | 市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、市が指定するコーディネーター |

【医療救護の流れ】



災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

(4) 医療救護所等の開設

初動期には、災害現場近くの医療機関に負傷者が殺到するため、次のような場合、避難施設などに医療救護所等を開設し、初期医療救護活動の中心を担う。

【医療救護所等の開設条件】

医療機関が被災し、その機能が低下又は停止した場合
傷病者が多数で、医療機関だけでは対応できない場合
被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかる場合

【医療救護所等の設置の種類】

避難施設等に医療救護所を設置
災害拠点病院等の近接地等に医療救護所を設置・運営
急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整

(5) 医療救護班の体制

医療救護班の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が集中する病院等の近接地などに設置する医療救護所や、避難施設等における医療救護所を中心とする。

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 医療救護班の活動拠点 | 医療救護班は、医療機関、指定避難施設又は被災現場に医療救護所を開設する。 |
|------------|--------------------------------------|

| | |
|-----|--|
| 班編成 | 医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及びその他のボランティアにて構成する。また、柔道接骨師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。 |
|-----|--|

(6) 医療救護班等の業務

医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ後方医療機関への搬送ルートにのせるように努める。

救命救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|---------|--|
| 医 療 救 護 | 傷病者に対する応急処置 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 後方医療施設への転送 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 助産救護 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。 |
| 歯科医療救護 | 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 避難施設内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 検視・検案に際しての法歯学上の協力 |
| 薬剤供給・調剤 | 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 |
| 接骨応急救護 | 傷病者に対する応急措置等 |

都「災害時医療救護活動マニュアル」「災害時歯科医療救護活動マニュアル」等に基づき実施する。

(7) 応援要請

必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるとともに都等に対し応援を求め、応急措置を実施する。

ア 医療救護応援要請

医療救護班が不足する場合は、市医師会に増班・派遣を要請する。なおも不足する場合は、東京都地域災害医療コーディネーター及び都等の医療関係機関に救護班の派遣を要請する。

イ 東京都災害派遣医療チーム応援要請

多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（東京DMAT）の派遣を、消防署が警防本部を通じ都福祉保健局へ要請する。

ウ 保健所との連携

保健所に医療機関の被災状況及び活動状況等の情報提供を行い、医療救護活動の調整を行う。

| | |
|-----------|------------|
| 2. 後方医療活動 | 救命救護班、医療機関 |
|-----------|------------|

医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都と調整して被災地域外の都災害拠点病院等医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

【東京都災害拠点病院】

| 二次医療圏 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 病床数 (床) | へ り | 三 次 |
|-------|-------------------------|-----------------|--------------|------------|--------|--------|
| 北多摩北部 | 公立昭和病院 | 小平市天神町 2-450 | 042-461-0052 | 546 | | |
| | 東京都保健医療公社多摩 北部医療センター | 東村山市青葉町 1-7-1 | 042-396-3811 | 344 | | |
| | 佐々総合病院 | 西東京市田無町 4-24-15 | 042-461-1535 | 183 | | |
| | 国立病院機構東京病院 | 清瀬市竹丘 3-1-1 | 042-491-2111 | 560 | | |
| | | | | | | |

二次医療圏：二次保健医療圏

へり：ヘリポート設置病院

三次：救命救急センター等の三次救急医療施設

(1) 負傷者等の搬送

医療機関との密接な連携のもとに、傷病者等の搬送を実施する。

| | |
|--------------|---|
| 搬送方法の順位 | 搬送に当たっては、以下の搬送順位に従って、搬送先受入れ態勢を確認し搬送する。 消防署への搬送の要請 物資輸送班による市庁用車での搬送 救出支援班による庁用車での搬送 |
| 傷病者の搬送 | 消防署は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、救命救護班は市医師会等関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。 |
| 救護所からの傷病者の搬送 | 医療救護所からの救急搬送については、市内の病院への搬送を優先とするが、医師の指示による場合は、収容医療機関を選定し、傷病者の傷病状況に応じて医師を同乗のうえ搬送する。 |

| | |
|------|--|
| 広域搬送 | 被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、危機管理班は、都にヘリコプター出動を要請する。 |
|------|--|

| | |
|---------------|------------------|
| 3. 医薬品等の調達・確保 | 救命救護班、市薬剤師会、医療機関 |
|---------------|------------------|

(1) 医療品等の調達・確保

救命救護班は、休日診療所や市内医療機関、市薬剤師会の協力を得て医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機（器）材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

(2) 供給の要請

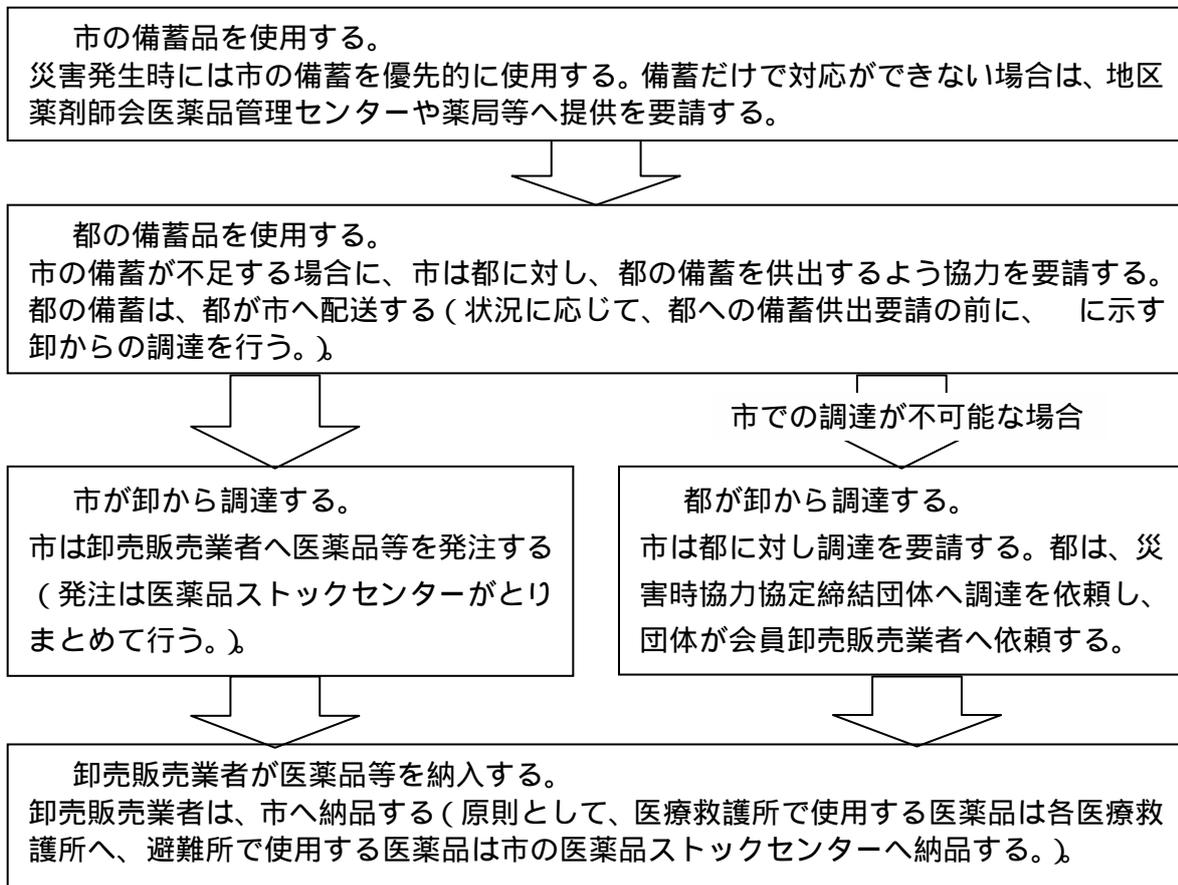
ア 医薬品等が不足する場合、都に対して供給の要請を行う。

イ 供給要請に際しては、速やかに市内に医薬品ストックセンターを設置し、都など被災地外からの医薬品受入れ及び市内各医療救護所等への供給体制を整える。

ウ 医薬品ストックセンターのセンター長は市薬剤師会と市が協議の上決定する（中核となる医薬品ストックセンターのセンター長は、その他の医薬品ストックセンターを統括する）。

また、センター長は、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

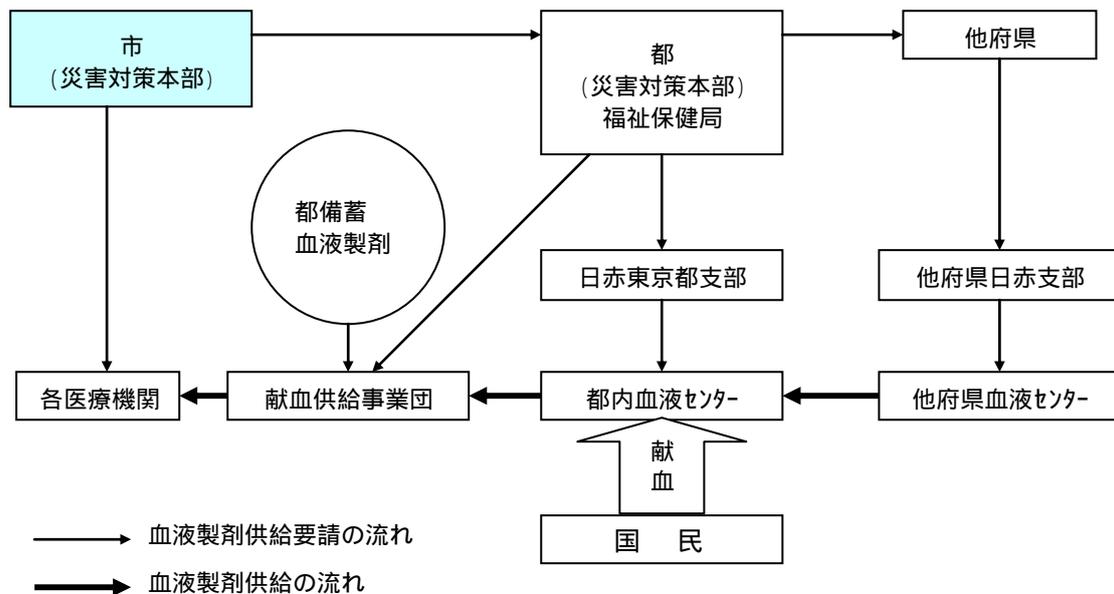
【市が使用する医薬品等の調達手順】



(3) 血液製剤の確保

都は、市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要があると認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給事業に関する協定書」に基づき、日赤東京都支部（東京赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給要請を行う。

(4) 血液製剤の供給体制



| | |
|------------|-------|
| 4. 医療施設の確保 | 救命救護班 |
|------------|-------|

市は、必要に応じて、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

第2節 防疫

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------|--------------|
| 1．防疫体制の整備 | 危機管理室、各課、保健所 |
|-----------|--------------|

(1) 防疫対策の普及啓発

感染症予防のため、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及啓発を目的とした広報紙の発行及び講演会の開催を行う。

(2) 感染症予防ネットワークの整備

感染症発生動向調査に基づいた各関係機関との連携体制の確立を目的として、市、学校、福祉施設、医療機関等を交えた感染症に係る連絡会議等を開催し、ネットワークを構築する。

(3) 資機（器）材の整備

震災時の防疫に必用な資機（器）材の点検及び補充を定期的に行う。

| | |
|-----------|-----|
| 2．食品の安全確保 | 保健所 |
|-----------|-----|

(1) 食品安全管理体制の整備

ア 市と災害時の食品安全について、管理及び連絡体制を整備する。

イ 避難施設及び食品集積所を確認し、開設場所の地図及び見取り図等を作成する。

ウ 市、食品衛生協会、関係機関等との緊急連絡態勢を整備する。

復旧対策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|----|-----|---|
| 市 (市災害対策本部) | | | | <p>多摩小平保健所等と連携して健康対策を実施 防疫活動の展開</p> <p>健康相談及び指導等の健康対策の実施 関係機関と連携して被災者の健康管理 関係機関と連携して被災者のメンタルヘルスケアの実施 関係機関と連携して透析患者・在宅難病患者への対応実施 食品の衛生管理に関する多摩小平保健所への協力 避難施設の衛生管理指導の実施 関係機関と連携して放射線使用施設の応急措置の実施</p> <p>公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況の把握 浴場等の確保と避難住民に対する情報提供</p> <p>多摩小平保健所が行う毒劇物の安全管理への協力 関係機関と連携して被災動物の保護の実施</p> |
| 保健所 | | | | <p>市と連携して健康対策を実施 防疫活動の展開</p> <p>健康相談及び指導等の健康対策の実施 関係機関と連携して被災者の健康管理 関係機関と連携して被災者のメンタルヘルスケアの実施 関係機関と連携して透析患者・在宅難病患者への対応実施 食品の衛生管理の実施、食中毒の予防と対策 飲み水の安全等環境衛生の確保</p> <p>毒劇物の安全管理 関係機関と連携して放射線被ばく量測定等の応急措置の実施</p> |
| 消防署 | | | | <p>関係機関と連携して放射線使用施設の応急措置の実施 関係機関と連携して毒劇物の応急措置の実施</p> |
| 警察署 | | | | <p>関係機関と連携して放射線使用施設の応急措置の実施 関係機関と連携して毒劇物の応急措置の実施</p> |

| | |
|-----------|--------------|
| 1. 保健衛生活動 | 健康課、庁内各課、保健所 |
|-----------|--------------|

被災者の心身両面での健康維持をはじめ、感染症、食中毒の予防のため、庁内各課と協力し、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

(1) 被災者の健康維持活動

都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難施設における生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。

(2) 保健活動

健康課は、保健所等と連携して震災時における健康相談や指導等の健康対策を実施する。

(3) メンタルヘルスケア

被災に関する急性ストレス障害（ASD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）及び長期の避難施設生活のストレス等に対処するため、健康課は、保健所、都による巡回精神相談チームと協力し、被災市民に対する相談体制を確立する。

(4) 透析患者・在宅難病患者への対応

透析医療機関の稼働状況等の情報を都から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。

在宅難病患者については、保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る等の対応を行う。

(5) 食品の衛生管理

避難施設を所管する課は、衛生上の徹底を推進するなど、保健所の活動に協力する。

ア 食中毒の防止

必要に応じ保健所と協力し、食品の安全確保を図る。

- ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- ・食品集積所の衛生確保
- ・避難施設の食品衛生指導
- ・関係施設の貯水槽の簡易検査
- ・仮設店舗等の衛生指導
- ・その他食料品に起因する危害発生の防止
- ・食中毒発生時の対応

イ 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、都が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

(6) 避難施設の衛生管理

避難施設を所管する課は、必要に応じ、都福祉保健局及び保健所等と協力し、次のとおり避難施設の衛生管理指導を実施する。

- ・市民の避難施設への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- ・土足禁止区域・喫煙（分煙）区域を設定する。
- ・避難した市民の生活環境上必要な物品を確保する。
- ・避難した市民間のプライバシーを確保する。
- ・ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難した市民への衛生管理上の留意事項を周知する。

(7) 公衆浴場等の確保

産業振興課は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。また、避難した市民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難施設の衛生管理を支援する。

(8) 放射線使用施設の応急措置

医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。

(9) 毒劇物対策

環境保全課は、保健所が行う次の毒劇物の安全管理に協力する。

- ・毒物劇物監視員等によるパトロールの実施
- ・建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、消防署、警察署、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び立入禁止措置に係る情報提供

(10) 被災動物の保護

環境保全課は、関係機関と連携して被災動物の保護にあたる。

| | |
|--------|---------------------------|
| 2．防疫活動 | 健康課、環境保全課、庁内各班、保健所、都福祉保健局 |
|--------|---------------------------|

健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都福祉保健局と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 防疫活動

災害により防疫活動を必要とする場合、それぞれ次の業務を迅速かつ正確に行う。

| | |
|------|---|
| 防疫業務 | 健康調査及び健康相談 避難施設の防疫指導 応急治療 感染症予防のため広報及び健康指導 そ族こん虫駆除等 |
| 消毒業務 | 患者発生時の消毒及び指導 避難施設の消毒の実施及び指導 飲料水の消毒 |

(2) 都への連絡

被災戸数及び防疫活動の実施について、保健所及び都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。

(3) 協力要請

防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でない場合は、都福祉保健局又は市医師会に協力を要請する。

(4) 飲料水の安全確保

必要に応じ、保健所が編成する「環境衛生指導班」等と協力し、消毒薬の配布及び残留塩素の確認、消毒後の井戸水等の消毒の確認を実施する。

(5) 健康調査

健康課は、医療救護班等と緊密に連携をとりながら、被災市民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。また、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

(6) 感染症の予防のための広報

健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

(7) 避難施設の防疫・指導

避難施設のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------|-----------|
| 1. 遺体の取扱い | 危機管理室、市民課 |
|-----------|-----------|

(1) 遺体収容所の事前指定

遺体収容所は、西東京市スポーツセンター並びに南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」及び被災地最寄りの寺院とする。

(2) 関係機関との連携確保

葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に必要な資器材の確保に努める。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|----|---|--------------------|
| 市 (市災害対策本部) | | | 死亡者に関する広報の実施 行方不明者名簿の作成 田無警察署からの遺体の引き取り、収容 遺体収容所の開設 市医師会等への検視・検案への協力要請 関係機関との連携による遺体の処理の実施 遺体処理台帳等の作成 | 火葬の実施、 火葬台帳等の作成 |
| 警察署 | | | 行方不明者の捜索 遺体の検視 検視班の遺体収容所への派遣 | |
| 都 | | | 検案班の編成と遺体収容所等への派遣 遺体の検案の実施 | |
| 関係機関 | | | 行方不明者の捜索 | |

| | |
|-------------|-------|
| 1．行方不明者の取扱い | 救出支援班 |
|-------------|-------|

行方不明者の捜索については、市及び都が協力して行う。

(1) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署、関係機関等の協力、必要に応じ作業員雇上やボランティアの協力を得て実施する。また、救出支援班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

捜索期間は災害発生日から10日以内とするが、なお捜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。なお、捜索に要した経費については、国庫負担となる。

| | |
|----------------|-------------|
| 2．遺体の収容及び検視・検案 | 警察署、救出支援班、都 |
|----------------|-------------|

遺体の収容及び検視・検案については、市及び都が協力して行う。

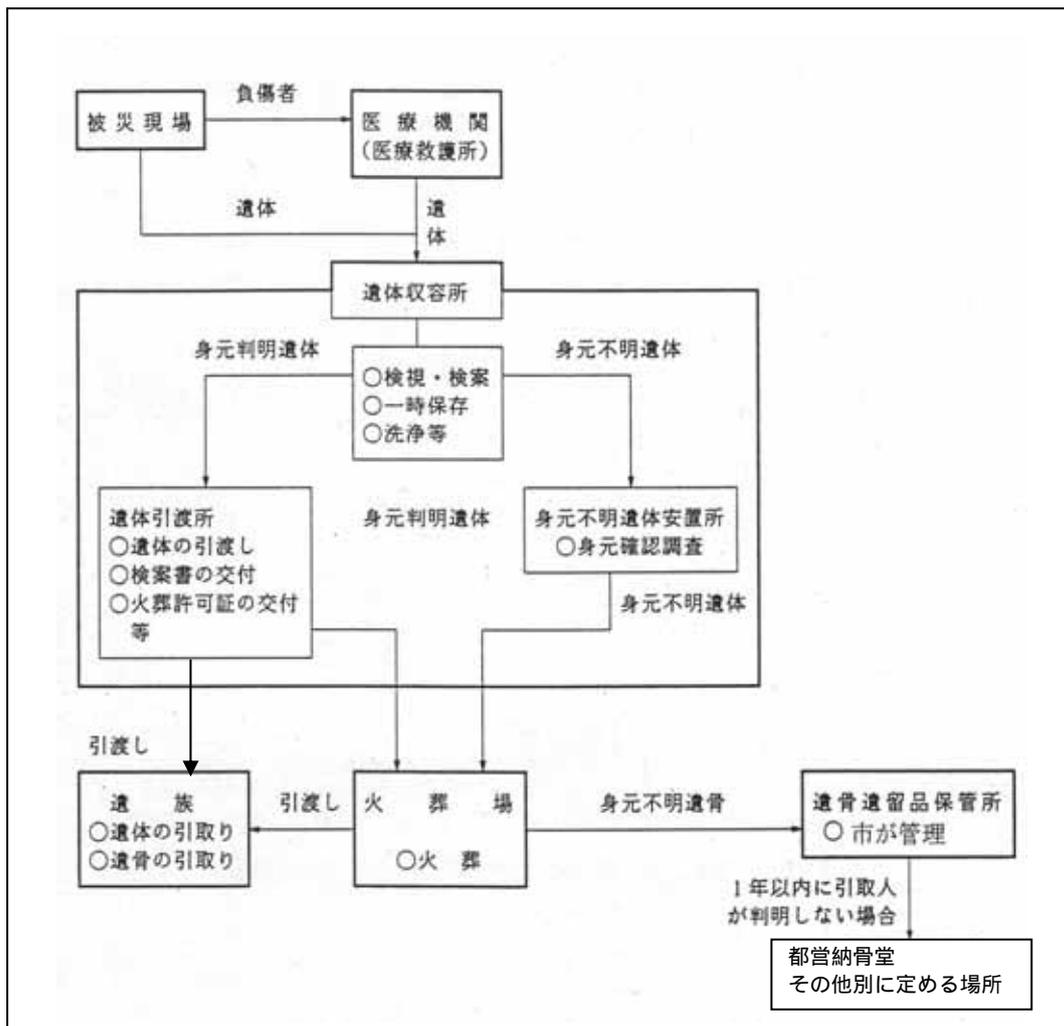
(1) 遺体を発見した場合の措置

遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署に連絡する。警察署は、遺体検視その他所要の措置をとった後、遺族又は救出支援班に引き渡す。

(2) 遺体の収容

遺体の収容所は、西東京市スポーツセンター並びに南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」及び被災地最寄りの寺院の中から選定し開設するとともに、開設状況を都及び警察署へ報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに収容所へ搬送し収容する。遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

(3) 遺体取扱の流れ



(4) 検視・検案

医療活動との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署等は、必要な態勢を確立する。

- ・都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。
- ・警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。
- ・市は、市医師会・市歯科医師会に対し、必要に応じ遺体の検視・検案の協力を要請する。

(5) 遺体の身元確認

警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に市に引き継ぐ。

| | |
|----------------|-------|
| 3. 遺体の引渡し及び火葬等 | 救出支援班 |
|----------------|-------|

遺体の引渡し及び火葬等については、市及び都が協力して行う。

(1) 遺体の引渡し

救出支援班は、都及び関係機関等の連携により、遺体の処理を実施する。なお、都と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、対応する。

| | |
|------------|--|
| 遺体の処理方法 | 遺体の洗浄、消毒等の処置 遺体の一時保存 資機（器）材等や車両の調達 資機（器）材等や車両の調達が困難な場合は、都に応援を要請するほか、葬祭業者等に協力を要請する。 |
| 遺体処理の期間 | 遺体処理の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。 |
| 遺体処理のための書類 | 遺体処理にあたっては、次の書類を整理する。 遺体処理台帳 遺体処理関係書類 |
| 遺体の身元確認 | 市は、遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。 |
| 遺体の引取り | 検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。 |

(2) 死亡者に関する公報

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する公報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う。

(3) 火葬

遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。

| | |
|---------|---|
| 広域火葬の実施 | 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。なお、広域火葬の実施期間は、災害発生の日から10日間とする。 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合 |
|---------|---|

| | |
|------------|--|
| | には、緊急自動車により行う。また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。 |
| 身元が判明しない遺体 | 火葬台帳、火葬関係書類を作成する。なお、1年以内に引き取り手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。 |

第7章 帰宅困難者対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|---------------|-------------------|
| 1. 帰宅困難者対策の推進 | 危機管理室、西武鉄道(株)、警察署 |
|---------------|-------------------|

(1) 都帰宅困難者対策条例の周知徹底【都、危機管理室】

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

(2) 事業者への啓発【危機管理室】

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考にした従業員等の施設内待機に係る計画や、「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考にした利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させるよう事業所に対し啓発に努める。

また、災害時の情報収集手段として、緊急メール配信サービス（西東京市安全・安心いーなメール）の利用を広報する。

(3) 駅等の混乱防止策【危機管理室、西武鉄道(株)】

駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、あらかじめ、都、市、警察署、消防署、西武鉄道(株)、駅周辺事業者等を構成員とする、「駅周辺混乱防止対策協議会」を設置し、災害時の各機関の役割を定め、次の事項を所掌する。

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- ・ 誘導場所の選定
- ・ 誘導計画、マニュアルの策定
- ・ 防災訓練の実施

(4) 児童・生徒等の安全確保【校長】

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡・安否確認体制を周知徹底しておく。（特に電話使用不能時の方法）

(5) 市民による準備の啓発【危機管理室】

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又

は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をするよう市民に対する啓発を行う。

また、災害時の情報収集手段として、緊急メール配信サービス（西東京市安全・安心いーなメール）の利用を広報する。

(6) 帰宅困難者への情報通信体制の整備【都、危機管理室】

震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

(7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保【危機管理室】

屋外で被災した外出者のうち、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難な者を、一時的に収容する施設として公民館等を一時滞在施設として充当するとともに、その他の公共施設や民間事業所に対しても一時滞在施設の確保を要請する。

(8) 帰宅困難者の帰宅支援の準備【危機管理室】

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

(9) 学校・事業者による帰宅ルールの策定支援【危機管理室】

帰宅困難者の発生を抑制するため、学校・事業者による帰宅ルールの策定を支援する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|-------------|----|--|---|---------------------------|
| 想定される外出者の行動 | | ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留 安全な場所を求めて移動 被害状況の確認、安否の確認 一時的に落ち着ける場所にとどまる 一時滞在施設で待機 帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達） 徒歩帰宅の開始 | | 帰宅 → |
| 市（市災害対策本部） | | 事業所等で待機 ← | 駅周辺混乱防止対策の実施 駅構内等での情報提供 事業所への事業所内待機の呼びかけ 滞留者の誘導 一時滞在施設の開設 一時滞在施設への誘導 | 徒歩帰宅の支援 |
| | | | 児童・生徒の保護 保護者への連絡 | |
| | | | | 保護者への児童・生徒の引渡し、児童・生徒の留め置き |

| | |
|------------|----------------------------|
| 1. 帰宅困難者対策 | 一時滞在施設班、危機管理室、警察署、交通機関、事業者 |
|------------|----------------------------|

(1) 駅等の混乱防止対策

発災時、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

| 機関名 | 対策内容 |
|-----|---|
| 都 | ・帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、情報提供を行う。 |
| 市 | ・駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ・滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。 |
| 警察署 | ・市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。 |

| | |
|-----------|---|
| 消 防 署 | ・市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。 |
| 通 信 事 業 者 | ・事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。 |
| 報 道 機 関 | ・行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。 |
| 事 業 者 等 | ・施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ・関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。 |

ア 情報提供

市、鉄道機関、放送機関は、災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を駅前滞留者、帰宅困難者等にホームページ、緊急メール配信サービス、掲示板、放送設備等を活用して情報提供を行う。

イ 安否確認

- ・駅前滞留者、帰宅困難者等は災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を活用して安否確認を実施する。
- ・市、都、通信事業者等は、駅前滞留者、帰宅困難者等に対して災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用による安否確認の実施を呼びかける。
- ・通信事業者は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を立ち上げる。

ウ 救護体制の確保

- ・集客施設、駅等の事業者は、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」に基づき利用者及び自らが管理する施設の安全確認等を行う。
- ・一時滞在施設等は、交通事業者、事業者等と協力し、駅構内の乗降客、駅前の滞留者及び列車の運行状況等の情報を得るために、駅に来る人等に対して、誘導場所までの情報を提供する。駅周辺の滞留者を一時滞在施設に誘導する。
- ・発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できず、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設（避難施設）に収容する。
- ・なお、一時滞在施設の運営については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づき対応する。

(2) 事業所等における帰宅困難者対策

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。

ア 事業所による従業員等の施設内待機

- ・従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- ・国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺

の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

- ・来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

イ 施設内に待機できない場合の対応

- ・建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。
また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

ウ 防災活動への参加

- ・事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努める。

エ 情報提供体制の確保

- ・事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。

オ 学校等の対応

- ・学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

復旧対策

1. 徒歩帰宅者の代替輸送等

西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)

(1) 実施事項

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となることから、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段を確保する。

(2) 各機関の対策

- ・広報班は、都や交通事業者などからの情報により災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を帰宅困難者等に市ホームページ等で情報提供を行う。

- ・一時滞在施設の所管課は、都、交通事業者、広報班などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- ・西武鉄道(株)は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、発災後の早期運転再開に努める。
- ・各バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、バス等による代替輸送手段を確保する。

| | |
|------------|----------------------|
| 2．徒歩帰宅者の支援 | 危機管理室、一時滞在施設の所管課、警察署 |
|------------|----------------------|

(1) 実施事項

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すよう、徒歩帰宅支援を行う。

(2) 各機関の対策等

| 機関名 | 対策内容 |
|-----------|--|
| 都 | ・交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 |
| 市 | ・事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援 |
| 警察署 | ・交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ・避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。 |
| 日赤東京都支部 | ・赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。 |
| 日本郵政グループ | ・郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。 |
| 事業者 学校 | ・帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ・災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援 |

<一時滞在施設>

平成24年12月現在

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 収容人数(単位:人) |
|----------|-------------|------------|------------|
| 1 | 柳沢公民館・図書館 | 柳沢1-15-1 | 集計中 |
| 2 | 田無公民館・中央図書館 | 南町5-6-11 | |
| 3 | 芝久保公民館・図書館 | 芝久保町5-4-48 | |
| 4 | 谷戸公民館・図書館 | 谷戸町1-17-2 | |
| 5 | 保谷駅前公民館・図書館 | 東町3-14-30 | |
| 6 | ひばりが丘公民館 | ひばりが丘2-3-4 | |
| 7 | ひばりが丘図書館 | ひばりが丘1-2-1 | |
| 8 | 市民会館 | 田無町4-15-11 | |
| 9 | 市民総合体育館 | 向台町5-4-20 | |
| 10 | コ－ル田無 | 田無町3-7-2 | |
| 合計(10箇所) | | | |

有効面積は各施設の延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡あたり2人で算定した。(「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)を参考)

第8章 避難者対策

第1節 避難体制の整備

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|------------|------|
| 1. 避難体制の整備 | 関係各課 |
|------------|------|

市は、必要に応じた市民の迅速な避難を実現するために、以下の対策による避難体制の整備に努める。

(1) 避難のための事前準備

【危機管理室、市民課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

- ・ 発災時に備えた地域の実情の把握

地域又は自治会・町内会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

- ・ 避難勧告等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(2) 避難路の安全性の向上【都市計画課、道路建設課、道路管理課】

- ・ 各避難場所等に通じる主要道路の整備・改良、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努める。

(3) 災害時要援護者の避難

【危機管理室、障害福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、児童青少年課】

- ・ 災害時要援護者の把握
- ・ 災害時要援護者に応じた避難支援体制の整備
- ・ 障害特性に応じた避難支援体制の整備
- ・ 関係機関と連携した災害時要援護者に対する防災訓練の実施
- ・ 都と連携した緊急通報システムの整備
- ・ 災害時要援護者自身の備えに関する周知

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--|--------------------------------------|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | 避難勧告又は指示 避難広場への誘導 広域避難場所への誘導 避難所の開設・運営 福祉避難所の開設・運営 | 都に報告(他地区への移送要請等) 隣接協定都市への避難者対応の要請 | |
| 消防署 | | 避難勧告・指示の発令及び解除 関係機関への情報伝達 避難誘導 | | |
| 警察署 | | 避難勧告・指示の発令及び解除 関係機関への情報伝達 避難誘導 | | |

| | |
|-------|---|
| 1. 避難 | 本部長(市長) 危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難施設班、保育班、警察署、消防署、事業所等 |
|-------|---|

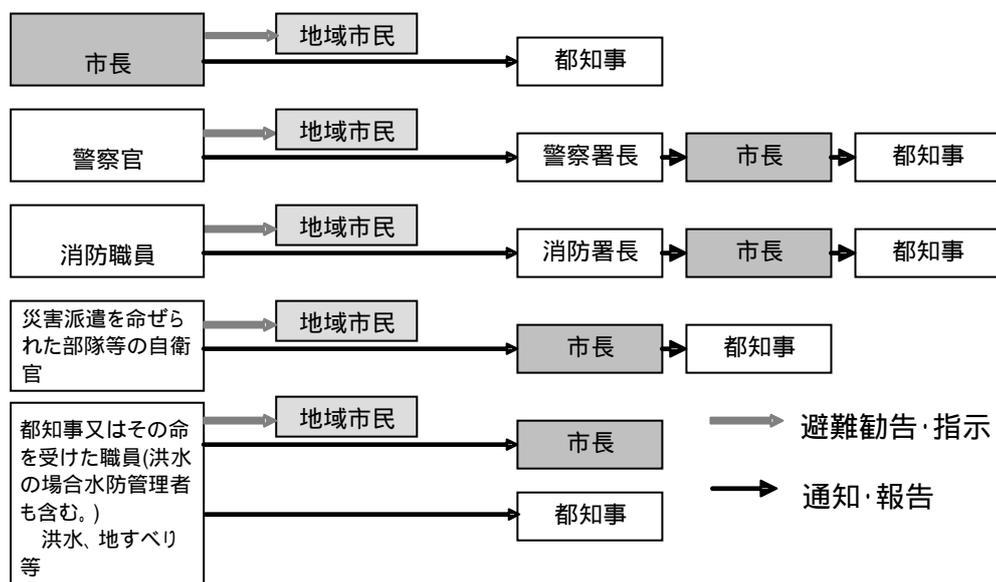
地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、関係機関は相互に連携し、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる。

(1) 避難勧告又は指示【本部長(市長) 危機管理班】

市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署・消防署等関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに避難勧告又は指示を行う。

ア 避難勧告又は指示の種別等

【避難勧告・指示及び連絡の系統】



| | |
|------|---|
| 避難勧告 | 震災時に火災の延焼拡大、ガス等の流出拡散、浸水、がけ崩れ等の危険が予測される地域から避難をさせる。また、危険が事前に予想される場合は、事前に避難のための立退きを勧め又は促し、避難させる。 |
| 避難指示 | 著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強い。 |

イ 避難の勧告又は指示の伝達

本部長（市長）は、避難勧告又は指示を行った場合は、都知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する（解除する場合も同様）。また、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにする。

| |
|--|
| 避難対象地域（町丁名、施設名等） 避難先（避難場所の名称） 避難経路（避難場所への安全な順路） 避難の勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難等） |
|--|

ウ 避難の勧告又は指示の解除

市長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちに公示し、同時に都知事に報告する。

- (2) 避難・誘導【危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難施設班、保育班、警察署、消防署、事業所等】
災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、誘導等の必要な措置を講ずる。

ア 自主避難

市民の避難は、自主避難を基本とし、自治会・町内会単位等で避難するか、又は直接避難広場等へ避難する。

イ 避難誘導

避難勧告又は指示を行った場合は、各機関は相互に連携して市民の避難誘導を実施する。避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

(ア) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

(イ) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止を行い、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置をとる。

(ウ) 非常持出し品等は最小限にとどめる。

なお避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

(ア) 避難者は、地区内の避難広場に集合し、安全な経路を徒歩で避難する。

(イ) 避難誘導は、災害時要援護者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。

(ウ) 避難広場等が火災等で危険と判断された場合、別に指定する広域避難場所へ移動する。

各機関は相互に協力をしながら、次の避難誘導に努める。

| 機 関 名 | 内 容 |
|---|---|
| <p>危機管理班、 救出支援班、 安否確認班、 子育て支援班、 教育部</p> | <p>避難勧告・指示を行った場合、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、避難施設等に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。</p> <p>傷病者及び高齢者・身体障害者等の災害時要援護者は、優先して避難広場に避難させる。</p> <p>救出支援班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、避難施設収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。</p> <p>避難を行うにあたっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。</p> <p>むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、自制的な行動を求める。</p> |
| <p>警察署</p> | <p>自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、避難施設等に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する</p> <p>避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。</p> <p>火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。</p> <p>広域避難場所においては、所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡のうえ、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。</p> <p>広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。</p> |
| <p>消防署</p> | <p>避難の勧告・指示が出された場合は、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を市災害対策本部、警察署等に通報する。</p> <p>避難が開始された場合は、消防団との連携活動、消防ヘリコプターの活用等により、避難誘導にあたる。</p> <p>避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p> |
| <p>教育委員会</p> | <p>各学校においては、震災の状況に応じ、学校長以下各担任教師を中心に、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| 保育班、 事業所、 各種学校 駅 等 | 幼稚園・保育園、事業所、各種学校、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。また、交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。 |
|-----------------------------|---|

ウ 避難勧告等の情報

広報班は、災害発生時及び災害対策本部が設置された場合 災害対策本部設置に至らないが必要と判断される場合、市民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対策を実施する。

| | |
|--------|--|
| 実施機関 | 都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社 |
| 伝達する情報 | 避難準備情報（災害時要援護者向け準備情報を含む。） 避難勧告 避難指示 警戒区域の設定 |

| | |
|-----------|---------------|
| 2．警戒区域の設定 | 本部長（市長）、危機管理班 |
|-----------|---------------|

危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、災害全般において、警戒区域を設定する場合は、市が実施する。都への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(2) 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りの制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

- ・本部長（市長）は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- ・警察官は、市職員が現場にいない場合、又は本部長（市長）からの要求があった場合、警戒区域を設定する。この場合、直ちに本部長（市長）に通知する。
- ・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、本部長（市長）その他職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちに本部長（市長）に通知する。

(3) 規制の実施

警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。警戒区域を設定した

場合、都市計画班、消防署、その他関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第2節 避難施設・避難場所等

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-------------|---------------------|
| 1. 避難施設等の整備 | 危機管理室、教育委員会、保健所、福祉部 |
|-------------|---------------------|

(1) 避難場所等の指定及び整備【危機管理室】

ア 避難広場

次の設置基準に基づき避難広場を指定する。

- (ア) 地域市民の日常生活圏域内で、市民がよく知っていて目標となる場所。
- (イ) 適度の参集スペースが確保できる場所（順次避難することになるため、地域市民の全員を一度に収容できる広さは必要ない。）
- (ウ) 火災、建物の倒壊、落下物等の危険が少なく、広域避難場所への経路が安全と考えられる場所。

イ 広域避難場所

次の設置基準に基づき広域避難場所を指定する。

- ・市街地大火による輻射熱（ $2,050\text{Kcal} / \text{m}^2\text{h}$ ）に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ・避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、広域避難場所内部に存在しないこと。
- ・収容人員に対し、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人あたり 1m^2 を確保できること。

避難広場及び広域避難場所の周辺には、避難者の安全を確保するため、消防署との協議により防火水槽等の整備を図っていく。

(2) 避難施設の指定及び整備【危機管理室、教育委員会】

次の設置基準に基づき避難施設を指定する。

- ・避難施設は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校等）とする。
- ・避難施設で受入れる被災者数は、おおむね居室 3.3m^2 あたり2人とする。

また、避難施設建物は耐震診断・耐震補強工事等を順次実施し、耐震性及び安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等を整備するなど、避難施設機能の強化を図る。

(3) 避難施設等の環境整備【保健所】

- ・室内環境対策として、避難施設に関する情報を収集するとともに、避難施設の空気

の状態を把握できるよう、空気環境測定器を整備する。

- ・環境衛生協会等と災害時の連携について調整する。

(4) 福祉避難施設の指定【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】

自宅や避難施設で生活している高齢者や障害者に対し、介護等必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のいる世帯等のため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難施設として指定する。福祉避難施設は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーを備えた建物等を利用する。

(5) 避難場所使用に関する他の区市との調整【危機管理室】

被害状況に応じて他の区市の避難場所を相互利用するため、自治体間の調整に努める。

(6) 避難場所等の周知【危機管理室】

避難場所等へ標識板を設置するとともに、防災ガイド&マップ、市ホームページなどにより市民に周知を行う。

| | |
|--------------------|---|
| 2. 避難施設の管理運営体制の整備等 | 危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、環境保全課、各施設管理者 |
|--------------------|---|

(1) 避難施設管理運営マニュアルの作成【危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】

避難施設・福祉避難施設の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難施設管理運営マニュアル」等を作成する。

(2) 避難施設における資器材の整備【危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】

避難施設等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、無線等の通信機器等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した設備の整備に努める。また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

(3) 女性への配慮【危機管理室、教育企画課、教育支援課、学校運営課、社会教育課、避難施設管理者】

避難施設の運営において、避難所運営担当者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難施設における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難施設の

運営体制を整備する。

- (4) 避難施設におけるボランティア受け入れ体制の整備【危機管理室・生活福祉課】
避難施設においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。
- (5) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【各施設管理者・危機管理室】
避難施設運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難施設の衛生管理対策を促進する。また、避難施設運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難施設の防火安全対策を促進する。
- (6) 避難施設における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】
都・市獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- (7) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成【危機管理室】
仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを用意する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|---|---|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | 避難所の開設・運営 福祉避難所の開設・運営 避難者の受入れ 避難所運営委員会の設置 女性及び災害時要援護者の参画推進 衛生管理担当者、防火担当責任者の設置 避難者収容記録簿の作成 物資の調達・供給 | 清掃・衛生対策の実施 プライバシーの確保対策の実施 | |
| | | 避難者への対応 避難者への物資の供給 避難者への情報提供 避難所におけるボランティアの受入れ 避難者の移送 | | |
| | | 災害時要援護者への対応 災害時要援護者への物資の供給 避難所における仮設トイレの設置 飲料水及び食品の安全確保 避難所における保健衛生対策の実施 避難所における防疫活動の実施 | | |
| | | 飼育動物の保護、避難所への受入れ 被災動物の保護 | 避難所における飼育動物の 適正管理・環境衛生につい ての指導、助言 | |

| | |
|------------|---------------|
| 1. 避難施設の開設 | 危機管理班、学校避難施設班 |
|------------|---------------|

学校避難施設班は、速やかに施設の安全を確認し、受入れ態勢を整える。なお、勤務時間外にあっては緊急初動要員が実施する。

(1) 避難施設の開設基準

以下の開設基準に応じ、速やかに避難施設を開設する。

ア 震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難施設の全てを開設する。

イ 同様に、震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

(2) 避難施設の開設方法

教育部は、職員の派遣によって施設管理者と協力し、各避難施設を開設する。

(3) 安全点検・施設稼動状況の確認

避難施設内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行

う。

(4) 避難者の把握・誘導

避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、災害時要援護者用エリアの確保、校舎への立ち入り禁止措置を行う。

(5) 指定された避難施設だけでは不足する場合

指定された避難施設だけでは避難者の収容が困難な場合には、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難施設としての施設の提供を要請する。

(6) 指定された避難施設以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難施設に避難するよう指示する。ただし、指定された避難施設にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、避難施設として開設する。

(7) 関係機関への通知

危機管理班は、直ちに避難施設開設の状況を関係機関に通知する。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 2．福祉避難施設の開設 | 危機管理班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班 |
|-------------|----------------------------|

(1) 避難施設の開設

自宅や避難施設で生活している高齢者や障害者に対し、介護等必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のいる世帯等のため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難施設として必要に応じて順次開設する。

(2) 避難施設の開設方法

福祉避難施設班及び保育班は、施設管理者と協力し各避難施設を開設する。保育園は、保育園児の安全を確保するとともに、避難施設スペースが確保できた時点で避難施設を開設する。

(3) 安全点検・施設稼動状況の確認

避難施設内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。

(4) 介護サービス提供

介護サービス提供事業者と協力し、介護サービスを提供する。

(5) 関係機関への通知

危機管理班は、福祉避難施設を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、関

係機関に連絡する。

| | |
|------------|------------|
| 3. 避難施設の運営 | 学校避難施設班、市民 |
|------------|------------|

市は、避難を必要とする市民を臨時に収容する避難施設を開設する。

避難施設は、防災市民組織等を中心とした市民組織により運営され、当該市民組織の中から運営代表者を選出する。

(1) 運営主体

避難施設は、避難施設運営組織（防災市民組織の代表、自治会・町内会長、ボランティア組織の代表など、平常時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会等の自主的な防災組織をいう。）により運営する。

また、避難施設でボランティア活動に従事する者は、避難施設の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難施設の運営を補助する。

避難施設の運営代表者は、避難施設の管理運営に際して、女性や災害時要援護者の視点に配慮する。

さらに、避難施設運営組織の中に、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。

(2) 運営代表者

避難施設の運営代表者は、実際に避難施設を運営する避難施設運営組織の構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出されるものとする。

(3) 避難施設の運営

ア 避難者収容記録簿の作成

運営代表者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

イ 食料、生活必需品の調達・供給

(ア) 運営代表者は、避難施設全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を食料班に報告し、必要物資を調達する。

(イ) 到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難施設物品受払簿に記入のうえ、自治会・町内会、ボランティア等の協力を得て配布する。

ウ 清掃・衛生対策

運営代表者は、避難者との協力によりトイレ、ゴミ置き場等の清掃体制を確立する。

エ 飲料水の安全確保

避難施設での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。また、保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導する。

オ 食品の安全確保

保健所と連携し、避難市民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ・ 避難施設における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・ 手洗いの励行
- ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・ 情報提供
- ・ 殺菌、消毒剤の調整

カ トイレ機能の確保

被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

キ プライバシーの保護

運営代表者は、避難施設生活の長期化に対応して、避難者の性別も踏まえ、プライバシー確保に留意する（更衣室や授乳室等の確保）。

ク 情報の提供

避難施設に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファックス等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

ケ ボランティアの派遣

市災害ボランティアセンター等を通じて、避難施設で活動するボランティアを派遣する。

コ 避難者の移動

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

サ 避難者の把握

避難施設ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。

シ 避難施設の開設期間

避難施設の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受

ける。

ス 避難施設の設置・維持の適否の検討

避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難施設を設置・維持することの適否を検討する。

(4) 災害時要援護者への配慮

ア 市は、避難施設を開設した場合、防災市民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難施設内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。また、必要に応じて、避難施設から福祉避難施設への移動を検討する。

ウ 市は、上記調査等を実施する場合、運営代表者等と協議を行う。

エ 市は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難施設として借り上げる等、多様な避難施設の確保に努める。

(5) 開設が長期化する場合の避難施設の運営【学校避難所班、市民】

避難施設の開設が長期化する場合、以下の点に留意する。

ア 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難施設の運営

(ア) グループ分けの実施

(イ) 情報提供体制の整備

(ウ) 避難施設運営ルールの徹底

(エ) 避難施設のパトロール等

イ 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難施設の運営

(ア) 自主運営体制の整備（女性や災害時要援護者の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮）

(イ) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、生活環境等の改善対策

(ウ) 避難施設の運営に関する役割分担の明確化と、被災者に過度の負担がかからないよう配慮

(エ) 学校授業再開に向けた対策

(オ) 避難施設の閉鎖を考慮した運営

ウ 保健・衛生対策

(ア) 救護所の設置

(イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施

(ウ) 入浴、洗濯対策

- (I) 食品衛生対策
- (オ) インフルエンザ等の感染症予防
- (カ) 子どものメンタルヘルス対策
- (キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難施設の利用や避難施設内に個別スペースを設置）

エ 避難施設の統廃合

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難施設の統廃合を図る。

- (ア) 運営代表者は、本部長（市長）から統廃合の連絡があった場合、その旨を避難者等に伝える。
- (イ) 運営代表者は、避難施設を閉鎖した旨を危機管理班に連絡するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 4．ボランティアの受入れ | 学校避難所班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班 |
|--------------|-----------------------------|

(1) ボランティアの派遣要請【学校避難所班、福祉避難施設班、保育班】

「避難施設管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアの派遣要請を行う。

(2) ボランティアの受入れ【学校避難所班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班】

市災害ボランティアセンターを通じて、避難施設で活動するボランティアを受け入れる。

| | |
|---------|-------------|
| 5．避難移送等 | 救出支援班、物資輸送班 |
|---------|-------------|

次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用及び会社等への協力を要請し人員輸送を実施する。

- (1) 市街地大規模火災・危険物二次災害等の緊急事態において、避難施設等から多数の避難者を他地区等へ迅速に輸送する必要がある場合
- (2) 避難施設から災害時要援護者等を福祉避難施設等へ移送する必要がある場合

| | |
|------------------|---------------------|
| 6．被災者の市外への移送・受入れ | 本部長（市長） 危機管理班、物資輸送班 |
|------------------|---------------------|

(1) 移送【市長、危機管理班、物資輸送班】

ア 本部長（市長）は、市内の避難施設に被災者を受入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び隣接協定都市の長に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した本部長（市長）は、移送先における避難施設

管理者（市職員）を定め、移送にあたっては引率者を添乗させる。

(2) 受入れ【本部長（市長）危機管理班】

ア 都又は隣接協定都市から被災者の受入を指示又は要請された場合、本部長（市長）は直ちに避難施設を開設し、受入態勢を整備する。

イ 移送された被災者の避難施設の運営は、移送元の他区市町村が行い、市はその運営に協力する。

ウ 都内又は隣接協定都市以外の遠方からの避難者の受入れ(広域一時滞在)についても同様とする。

< 避難広場 >

(平成23年3月現在)

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 避難場所面積 (㎡) | 有効面積 (㎡) | 収容人数 (人) |
|----|---------------------------|--------------|---------------|-------------|-------------|
| 1 | 早稲田大学東伏見運動場 | 東伏見 2-7 | 101,714 | 101,714 | 101,714 |
| 2 | 三菱東京UFJ銀行 健康保険組合武蔵野運動場 | 柳沢 4-4 | 61,787 | 61,787 | 61,787 |
| 3 | ひばりが丘総合運動場(野球場) | ひばりが丘 3-1 | 13,080 | 13,080 | 13,080 |
| 4 | 岩倉高等学校総合運動場 | 新町 2-3-27 | 29,930 | 29,930 | 29,930 |
| 5 | 東京都立田無高等学校 | 向台町 5-4-34 | 12,200 | 8,133 | 8,133 |
| 6 | 東京都立保谷高等学校 | 住吉町 5-8-23 | 19,460 | 12,973 | 12,973 |
| 7 | 東京都立田無工業高等学校 | 向台町 1-9-1 | 8,109 | 5,406 | 5,406 |
| 8 | 武蔵野女子学院 | 新町 1-1-20 | 15,611 | 10,407 | 10,407 |
| 9 | 日本文華学園 | 西原町 4-5-85 | 6,092 | 4,061 | 4,061 |
| 10 | 田無小学校 | 田無町 4-5-21 | 7,608 | 5,072 | 5,072 |
| 11 | 保谷小学校 | 保谷町 1-3-35 | 9,098 | 6,065 | 6,065 |
| 12 | 保谷第一小学校 | 下保谷 1-4-4 | 4,815 | 3,210 | 3,210 |
| 13 | 保谷第二小学校 | 柳沢 4-2-11 | 5,202 | 3,468 | 3,468 |
| 14 | 谷戸小学校 | 緑町 3-1-1 | 7,526 | 5,017 | 5,017 |
| 15 | 東伏見小学校 | 東伏見 6-1-28 | 7,259 | 4,839 | 4,839 |
| 16 | 中原小学校 | ひばりが丘 2-6-25 | 6,554 | 4,369 | 4,369 |
| 17 | 向台小学校 | 向台町 2-1-1 | 7,091 | 4,727 | 4,727 |
| 18 | 碧山小学校 | 中町 5-11-4 | 6,541 | 4,360 | 4,360 |
| 19 | 芝久保小学校 | 芝久保町 3-7-1 | 9,488 | 6,325 | 6,325 |
| 20 | 栄小学校 | 栄町 2-10-9 | 4,499 | 2,999 | 2,999 |
| 21 | 泉小学校 | 泉町 3-6-8 | 5,497 | 3,664 | 3,664 |
| 22 | 谷戸第二小学校 | 谷戸町 1-17-27 | 5,339 | 3,559 | 3,559 |
| 23 | 東小学校 | 東町 6-2-33 | 5,294 | 3,529 | 3,529 |
| 24 | 柳沢小学校 | 南町 2-12-37 | 5,343 | 3,562 | 3,562 |
| 25 | 上向台小学校 | 向台町 6-7-28 | 4,094 | 2,729 | 2,729 |
| 26 | 本町小学校 | 保谷町 1-14-23 | 4,338 | 2,892 | 2,892 |
| 27 | 住吉小学校 | 住吉町 5-2-1 | 5,075 | 3,383 | 3,383 |
| 28 | けやき小学校 | 芝久保町 5-7-1 | 12,025 | 8,016 | 8,016 |
| 29 | 田無第一中学校 | 南町 6-9-37 | 4,000 | 2,666 | 2,666 |
| 30 | 保谷中学校 | 保谷町 1-17-4 | 7,283 | 4,855 | 4,855 |
| 31 | 田無第二中学校 | 北原町 2-9-1 | 14,384 | 9,589 | 9,589 |
| 32 | ひばりが丘中学校 | 住吉町 1-14-28 | 10,979 | 7,319 | 7,319 |
| 33 | 田無第三中学校 | 西原町 3-4-1 | 9,494 | 6,329 | 6,329 |
| 34 | 青嵐中学校 | 北町 2-13-17 | 7,277 | 4,851 | 4,851 |

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 避難場所面積 (㎡) | 有効面積 (㎡) | 収容人数 (人) |
|----------|----------|-----------|---------------|-------------|-------------|
| 35 | 柳沢中学校 | 柳沢3-8-22 | 7,602 | 5,068 | 5,068 |
| 36 | 田無第四中学校 | 向台町2-14-9 | 7,400 | 4,933 | 4,933 |
| 37 | 明保中学校 | 東町1-1-24 | 5,720 | 3,813 | 3,813 |
| 38 | 向台公園 | 向台町2-5 | 7,080 | 2,360 | 2,360 |
| 39 | 西原自然公園 | 西原町4-5 | 20,013 | 6,671 | 6,671 |
| 40 | 谷戸イチョウ公園 | 谷戸町2-12 | 4,137 | 1,379 | 1,379 |
| 41 | 谷戸せせらぎ公園 | 谷戸町1-22 | 7,810 | 2,603 | 2,603 |
| 42 | 芝久保調節池 | 芝久保町1-18 | 8,969 | 2,989 | 2,989 |
| 43 | 南町調節池 | 南町1-3 | 4,610 | 1,536 | 1,536 |
| 44 | 向台調節池 | 向台町5-4 | 29,388 | 29,388 | 29,388 |
| 合計(44箇所) | | | 546,815 | 425,625 | 425,625 |

有効面積は全体が運動場の場合1/1、施設的な公園の場合1/3、学校グラウンドの場合2/3とした。収容人員は有効面積に対し、1人あたり1㎡で算定した。

< 広域避難場所 >

(平成23年3月現在)

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 避難場所面積 (㎡) | 有効面積 (㎡) | 収容人数 (人) |
|---------|----------------------------|---------|---------------|-------------|-------------|
| 1 | 東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構 | 緑町1-1-1 | 222,358 | 148,238 | 148,238 |
| 2 | 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林田無試験地 | 緑町1-1-8 | 91,200 | 60,800 | 60,800 |
| 3 | 西東京いこいの森公園 | 緑町3-2 | 44,183 | 29,455 | 29,455 |
| 4 | 都立小金井公園 | 向台町6-4 | 34,358 | 22,905 | 22,905 |
| 5 | 文理台公園 | 東町1-4 | 16,671 | 16,671 | 16,671 |
| 6 | 千駄山広場 | 東伏見1-4 | 18,819 | 18,819 | 18,819 |
| 合計(6箇所) | | | 427,589 | 296,888 | 296,888 |

有効面積は全体が広場等の場合1/1、一部に施設等がある場合2/3とした。収容人員は有効面積に対し、1人あたり1㎡で算定した。

< 避難施設 >

(平成24年12月現在)

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 収容人数(単位：人) |
|----------|--------------|-------------|------------|
| 1 | 田無小学校 | 田無町4-5-21 | 1,251 |
| 2 | 保谷小学校 | 保谷町1-3-35 | 952 |
| 3 | 保谷第一小学校 | 下保谷1-4-4 | 877 |
| 4 | 保谷第二小学校 | 柳沢4-2-11 | 1,134 |
| 5 | 谷戸小学校 | 緑町3-1-1 | 1,162 |
| 6 | 東伏見小学校 | 東伏見6-1-28 | 1,018 |
| 7 | 中原小学校 | ひばりが丘2-6-25 | 1,322 |
| 8 | 向台小学校 | 向台町2-1-1 | 1,221 |
| 9 | 碧山小学校 | 中町5-11-4 | 1,102 |
| 10 | 芝久保小学校 | 芝久保町3-7-1 | 956 |
| 11 | 栄小学校 | 栄町2-10-9 | 1,098 |
| 12 | 泉小学校 | 泉町3-6-8 | 814 |
| 13 | 谷戸第二小学校 | 谷戸町1-17-27 | 1,087 |
| 14 | 東小学校 | 東町6-2-33 | 879 |
| 15 | 柳沢小学校 | 南町2-12-37 | 924 |
| 16 | 上向台小学校 | 向台町6-7-28 | 1,536 |
| 17 | 本町小学校 | 保谷町1-14-23 | 945 |
| 18 | 住吉小学校 | 住吉町5-2-1 | 929 |
| 19 | けやき小学校 | 芝久保町5-7-1 | 1,399 |
| 20 | 田無第一中学校 | 南町6-9-37 | 1,270 |
| 21 | 保谷中学校 | 保谷町1-17-4 | 1,758 |
| 22 | 田無第二中学校 | 北原町2-9-1 | 970 |
| 23 | ひばりが丘中学校 | 住吉町1-14-28 | 1,208 |
| 24 | 田無第三中学校 | 西原町3-4-1 | 988 |
| 25 | 青嵐中学校 | 北町2-13-17 | 1,905 |
| 26 | 柳沢中学校 | 柳沢3-8-22 | 1,064 |
| 27 | 田無第四中学校 | 向台町2-14-9 | 1,399 |
| 28 | 明保中学校 | 東町1-1-24 | 1,201 |
| 29 | 東京都立田無高等学校 | 向台町5-4-32 | 995 |
| 30 | 東京都立保谷高等学校 | 住吉町5-8-23 | 1,023 |
| 31 | 東京都立田無工業高等学校 | 向台町1-9-1 | 920 |
| 32 | 武蔵野女子学院 | 新町1-1-20 | 1,596 |
| 33 | 日本文華学園 | 西原町4-5-85 | 168 |
| 合計(33箇所) | | | 37,071 |

有効面積は小・中学校は体育館と普通教室面積、高校は体育館面積、その他の施設は延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡あたり2人で算定した。

<福祉避難施設>

(平成24年10月現在)

| 番号 | 施設名 | 所在地 |
|----------|---------------------|-------------|
| 1 | 田無総合福祉センター | 田無町5 5 12 |
| 2 | 谷戸高齢者在宅サービスセンター | 谷戸町3 23 8 |
| 3 | 保谷障害者福祉センター | 保谷町1 6 20 |
| 4 | 老人憩いの家「おあしす」 | 南町3 18 40 |
| 5 | 東京都立田無特別支援学校 | 南町5 15 5 |
| 6 | 住吉会館(ルピナス) | 住吉町6 15 6 |
| 7 | 下保谷福祉会館 | 下保谷4 3 20 |
| 8 | 新町福祉会館 | 新町5 2 7 |
| 9 | 富士町福祉会館 | 富士町6 6 13 |
| 10 | ひばりが丘福祉会館 | ひばりが丘2 8 27 |
| 11 | 田無保育園 | 緑町1 2 26 |
| 12 | そよかぜ保育園 | ひばりが丘3-1-25 |
| 13 | はこべら保育園 | 富士町1 7 2 |
| 14 | 向台保育園 | 南町3 23 1 |
| 15 | 西原保育園 | 芝久保町5 4 2 |
| 16 | みどり保育園 | 緑町2 15 12 |
| 17 | 芝久保保育園 | 芝久保町1 14 32 |
| 18 | すみよし保育園 | 住吉町3 14 14 |
| 19 | なかまち保育園 | 中町4 4 16 |
| 20 | ひがし保育園 | 東町2 4 13 |
| 21 | しもほうや保育園 | 下保谷3 8 15 |
| 22 | やぎさわ保育園 | 柳沢5 8 2 |
| 23 | けやき保育園 | 西原町4 5 96 |
| 24 | ほうやちょう保育園 | 保谷町3 13-1 |
| 25 | ひばりが丘保育園 | ひばりが丘2 3 5 |
| 26 | ひがしふしみ保育園 | 東伏見2 11 11 |
| 27 | こまどり保育園 | 下保谷2 14 18 |
| 28 | 障害者総合支援センター「フレンドリー」 | 田無町4 17 14 |
| 29 | 高齢者センター「きらら」 | 富士町1-7-69 |
| 合計(29箇所) | | |

7. 動物救護

廃棄物処理班

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。市は、動物愛護の観点から、都・市獣医師会、ボランティア等と協力し、飼育動物の保護や避難施設への受入れを行う。

飼育動物とは、飼育されている犬・猫等の小動物とする（東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年東京都条例第81号）第2条第2号に定める特定動物は除く）。

(1) 動物の保護

廃棄物処理班は、関係機関と協議し、逃亡もしくは放置された動物の保護にあたりるとともに、市内の動物病院にも保護の協力を要請する。

(2) 避難施設における対策

避難施設での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難施設で詳細を定める。廃棄物処理班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。

ア 避難施設の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。

イ 飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。

ウ 東京都動物の愛護及び管理に関する条例に定める危険な動物は、避難施設への同伴はできないものとする。

エ 飼育場所は、居住スペースとは別とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）については別途配慮する。

カ 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、運営代表者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。

第3節 災害時要援護者対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------------------|--|
| 1. 災害時要援護者等の安全確保対策の推進 | 都、危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所 |
|-----------------------|--|

- (1) 地域における安全体制の確保【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、保健所、警察署、消防署】
- ア 高齢者や障害者・妊産婦・乳幼児等の災害時要援護者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。また、西東京消防署住宅防火推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。
- イ 高齢者・障害者など、災害時に自ら及び家族の支援のみでは安全に避難活動等ができない災害時要援護者について、手上げ方式と同意方式を組み合わせた「災害時要援護者登録制度」を確立し、当該制度に基づく登録名簿を作成する。また、名簿は定期的に更新を行う。
- ウ 名簿に登録された災害時要援護者の個人情報の取扱いに十分配慮したうえ、警察署、消防署、消防団、民生委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター等が情報を共有する一元的な情報共有ができる体制を構築し、その活用方法を検討する。
- エ 市内8箇所の地域包括支援センターとの災害時の迅速な情報伝達を行うため、連絡システムの構築を推進する。
- オ ささえあいネットワーク（高齢者見守りネットワーク）の活動を拡大するため、訪問協力員の募集等を行う。
- カ 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。
- (2) 災害時要援護者個別避難支援プランの作成【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課】
- 「災害時要援護者個別避難支援プラン」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難施設活用方法、重度の災害時要援護者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。
- (3) 緊急通報システム制度の実施【高齢者支援課、障害福祉課】
- 市が整備する緊急通報システムを活用して、一人暮らしの高齢者や重度身体障害者世帯の安全確保を図る。

- (4) 災害時要援護者に対するネットワークづくりの推進【危機管理室、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】
- ア 警察署は、災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。
 - イ 消防署は、市等と連携して災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりについて、消防署住宅防火推進協議会等を通じて推進する。
 - ウ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
 - エ 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受け入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。
- (5) 社会福祉施設等の安全対策【都、警察署、消防署、危機管理室、高齢者支援課】
- ア 高齢者等の災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合、市が、特別養護老人施設の管理する施設の一部を、災害時要援護者を対象とした避難所として利用する協定を締結するよう推進する。
 - イ 施設の自衛消防隊等による防災行動力の向上や、事業所、自治会・町内会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。
 - ウ 市総合防災訓練に際し、都、警察署及び消防署と連携して災害時要援護者に係る社会福祉施設における訓練項目を設け、地域市民等の協力による避難活動や初期消火訓練等の実施に努める。
- (6) 災害時におけるサービス確保【危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター】
- ア 透析患者や在宅難病患者等への対応として、都と協力し医療体制の強化に努める。
 - イ 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難施設・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。
 - ウ 災害時要援護者が避難施設等で生活するうえで、生活用品等を計画的に備蓄する。また、必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先等について検討する。

| | |
|------------|-------------------|
| 2．外国人の支援対策 | 危機管理室、文化振興課、秘書広報課 |
|------------|-------------------|

- (1) 防災情報の提供【危機管理室、文化振興課】
- ア 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多国語版の防災パンフレットを作成する。
 - イ 避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくり、合同訓練、避難場所等の掲示板の多国語表記等を計画的に実施する。
 - ウ 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
 - エ NPO法人西東京市多文化共生センターと連携し、外国人参加の防災訓練や防災

講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。

(2) 多言語による災害広報【秘書広報課、文化振興課】

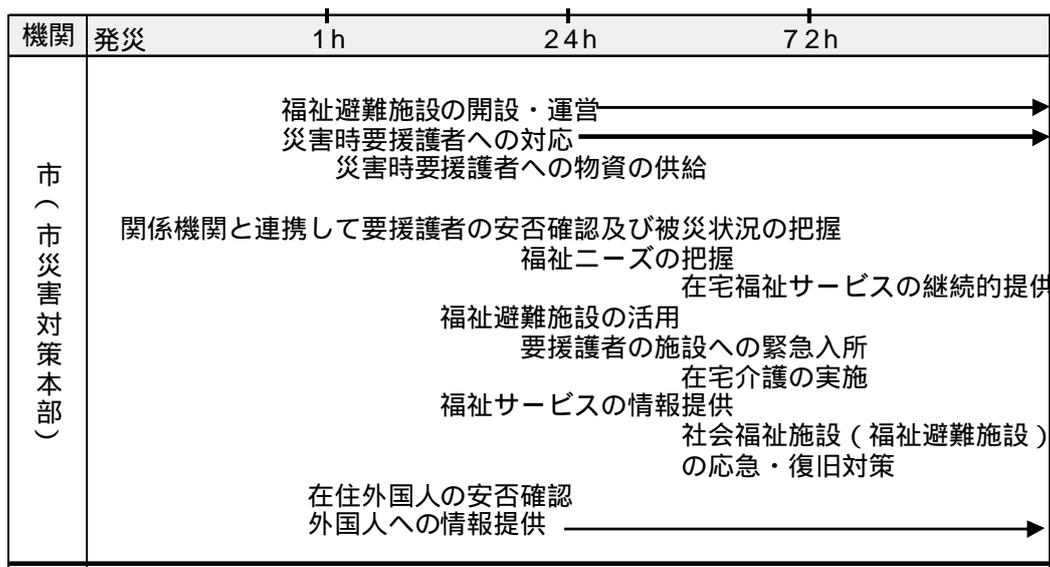
多言語による災害広報を行うシステム及び態勢を確立し、語学ボランティアと連携した情報配信訓練を定期的実施する。

(3) 各種防災関連行事や訓練参加の呼びかけ【消防署】

外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、ホームページや印刷物による防火防災知識の普及を図るとともに、各種防災関連行事や訓練への参加を呼びかける。また、外国人に対する専門訓練等の実施を計画する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >



1. 災害時要援護者の安全確保 | 安否確認班、子育て支援班、福祉避難施設班

被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。また、社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、福祉施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

(1) 災害時要援護者の被災状況の把握【安否確認班、子育て支援班】

ア 災害時要援護者の安否確認及び被災状況の把握

市は、地域包括支援センターと連携し、民生委員、市社会福祉協議会、介護サービ

ス提供事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに災害時要援護者に対応する窓口となる「安否確認班」を組織し、安否確認を含む被災状況の把握に努める。また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ 福祉ニーズの把握

被災した高齢者、障害者等の福祉ニーズの把握に努める。

(2) 被災した災害時要援護者への支援活動【子育て支援班、福祉避難施設班】

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

(ア) 被災した災害時要援護者等に対し、居宅、避難施設、応急仮設住宅等において、事業者と協力し、補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(イ) デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(ウ) 心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。

イ 福祉避難施設の活用

福祉部・子育て支援部の各班は、福祉避難施設を活用し、自宅や避難施設での生活が困難である災害時要援護者等への医療や介護など必要なサービス提供に努める。

ウ 災害時要援護者の施設への緊急入所

居宅、避難施設等では生活が困難な災害時要援護者等については、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施する。

エ 特殊な医療等を必要とする在宅災害時要援護者の支援

特殊な医療を必要とする難病患者や家族、人工透析患者等が、機器の故障や電気、水、電話等の断絶により生命の危機に陥ることを防ぐため、日ごろからの備えに関する啓発とともに、発災直後からの支援に努める。

オ 在宅介護の実施

ホームヘルプサービス、入浴サービス、介護方法の訪問指導などを必要に応じて実施する。

カ 情報提供

福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者等に対する居宅及び避難施設、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(3) 社会福祉施設（福祉避難施設）の応急対策【福祉避難支援班】

速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。

ア 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、市福祉部に報告する。

イ 施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。

ウ 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる民間施設を利用する。

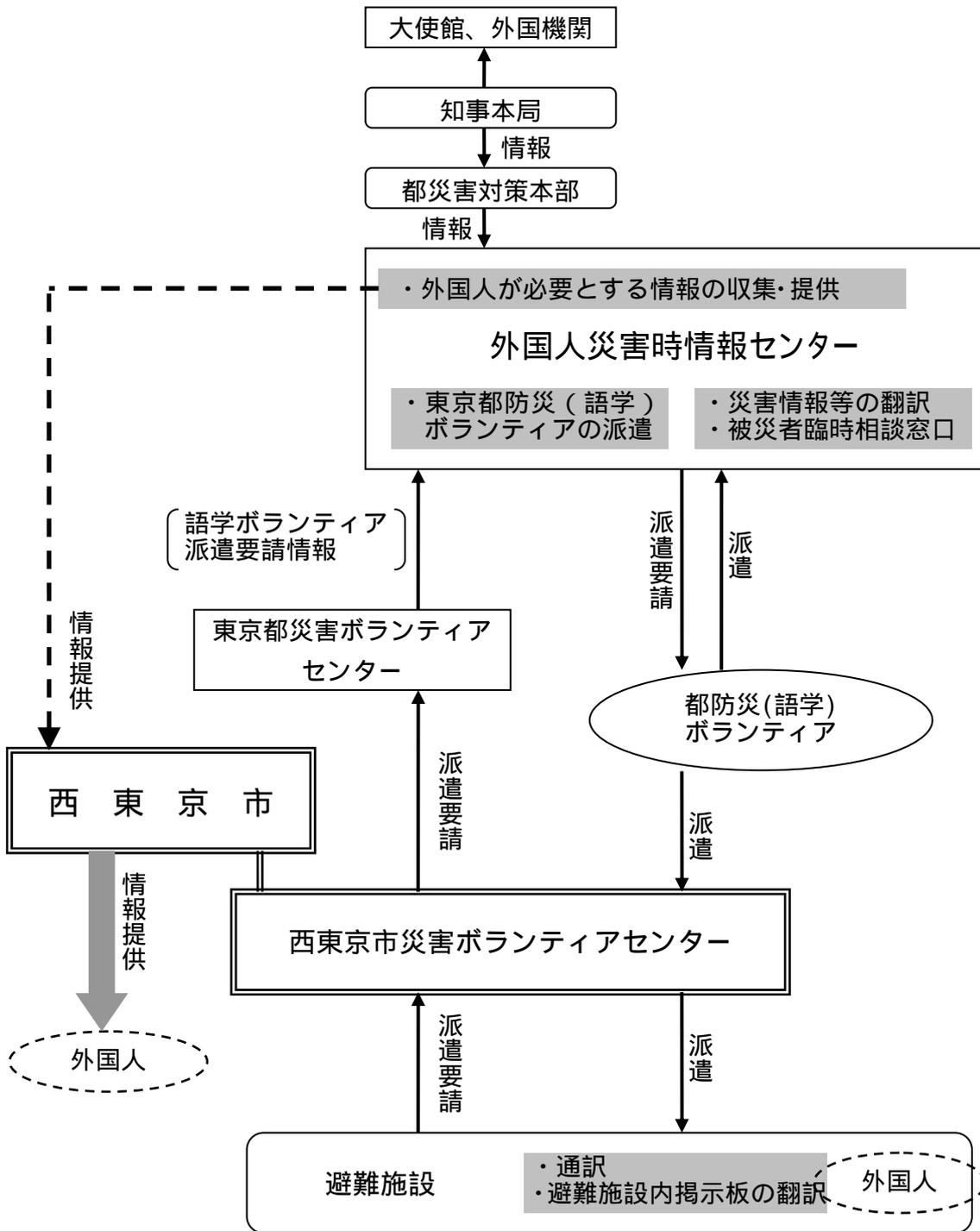
| | |
|------------|---------------|
| 2. 外国人支援対策 | 物資輸送班、ボランティア班 |
|------------|---------------|

市は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び災害ボランティアセンター等と協力的確な情報提供に努める。また、都が開設する外国人災害時情報センター、都防災ボランティア（語学ボランティア）等との協力も併せて行う。

【外国人災害時情報センターの主な業務】

| |
|---|
| 外国人が必要とする情報の収集 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 防災（語学）ボランティアの派遣 語学能力のある都職員（語学登録職員）による外国人からの問い合わせ対応 総合相談窓口（外国人相談）への支援 |
|---|

【外国人支援の流れ】



第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 食料及び生活必需品等

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|------------------|-------------|
| 1. 食料及び生活必需品等の確保 | 危機管理室・産業振興課 |
|------------------|-------------|

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達

- ア 食料の備蓄目標は、避難施設生活者の予想人口の2日分（約2万7千人×6食）及び帰宅困難者の予想人数の1食分（約3万1千人×1食）とする。また、弁当、おにぎりなど加工食品、野菜等の調達体制を整備する。
- イ 毛布、カーペット等の備蓄を進めるとともに、生活必需品等の調達計画をあらかじめ定め、大規模小売店やスーパーなどと生活必需品に関する協定締結を進める。
- ウ 懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、災害用トイレ等の備蓄を推進する。
- エ 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等が必要になることを考慮し検討を行う。
- オ 各家庭における備蓄品の確保について啓発を行う。
- カ 事業所における物資の確保について周知を行う。

(2) 多様なニーズへの対応

災害時要援護者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

| | |
|---------------------|-------|
| 2. 備蓄倉庫の整備及び輸送拠点の整備 | 危機管理室 |
|---------------------|-------|

(1) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び新設公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域、人口集中地域等の地域特性を考慮した整備を行う。

(2) 地域内輸送拠点

避難施設等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。

(3) 民間事業者の活用（危機管理室、納税課）

食料、生活必需品等の支援物資を迅速に供給するため、支援物資の管理、輸送の方法について、民間事業者のノウハウの活用を図る。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|----|---------------------|-----------|
| 市 (市災害対策本部) | | | | |
| | | | 食料・生活必需品の調達要請 | |
| | | | 食料・生活必需品の調達・供給計画の作成 | |
| | | | 食料・生活必需品の調達・供給の実施 | → |
| | | | 食料・生活必需品の輸送 | → |
| | | | | 炊き出しの実施 → |

1. 食料の調達・供給等

食料班、物資輸送班

市は、国・都及び協定業者等の協力のもと、迅速に食料の調達・供給に努める。

(1) 食料の調達【食料班】

炊出し等の体制が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。

市は、道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出しを行うとともに、高齢者等の多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。

| | |
|-----------|--|
| 米穀等の調達 | 震災後およそ3日目以降、避難施設等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 |
| | 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。 |
| | 生鮮食料品は、JA等から調達する。 |
| 国・都への調達要請 | 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 |

| | |
|---------|---|
| | 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 |
| 調整粉乳の備蓄 | 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。 |

(2) 食料の供給・輸送【物資輸送班、食料班】

| | |
|----------|--|
| 供給計画 | 食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、調達・供給計画の作成を行う。 |
| 食料の輸送 | 物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等の輸送を行う。 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難施設等へ輸送する。 輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難施設等へ輸送する。 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって避難施設等へ直接輸送する。 |
| 炊き出し方法 | 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 避難施設担当職員は、避難施設等において避難者等が行う炊き出しを支援する。 |
| 応援要請 | 被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給が困難な場合は、炊き出し等について都知事に応援要請する。 |
| 食料供給の対象者 | 避難者 自宅残留者（炊事が不可能な者） 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 帰宅困難者等で食料が必要な者 |
| 供給留意点 | 食料の供給は、避難施設等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。 食料の供給にあたっては、市民への事前周知等による公平な供給、災害時要援護者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 2. 生活必需品の調達・供給等 | 物資輸送班、食料班 |
|-----------------|-----------|

市は、都及び協定業者等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。

(1) 生活必需品の調達

| | |
|----------|--|
| 生活必需品の調達 | <p>「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。</p> <p>流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。</p> <p>災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p> <p>調達品については、原則として協定業者等によって避難施設等へ直接輸送する。</p> |
|----------|--|

(2) 生活必需品の供給・輸送

| | |
|-------------|---|
| 供給計画 | 食料班は、被害の状況や避難者数または、避難施設からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、供給計画の作成を行う。 |
| 生活必需品の輸送 | 物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難施設等へ輸送する。 |
| 生活必需品供給の対象者 | 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。 |
| 生活必需品の内容 | 被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子供服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉） |
| 供給留意点 | <p>物資輸送班等の担当者は、供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。</p> <p>被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。</p> <p>物資輸送班等は、生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。</p> |

| | |
|-------------|-----|
| 3. 義援物資の取扱い | 調整班 |
|-------------|-----|

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。

市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 4．多様なニーズへの対応 | 食料班、学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班 |
|--------------|----------------------------------|

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要援護者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

企業、団体からの大口の義援物資について、市の調達体制の中で受入れを検討する。

第2節 飲料水及び生活用水

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|------------|----------------|
| 1．飲料水の供給対策 | 都、危機管理室、みどり公園課 |
|------------|----------------|

(1) 給水資器材の整備【危機管理室】

応急給水拠点における給水に必要な資機（器）材の整備、給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等運搬用給水機材をすぐ使用できるよう、平常時より整備しておく。

(2) 応急給水の準備【都】

防災市民組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水所・給水所の給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

なお、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所は区画整備済み。芝久保町浄水所は平成25年度施行予定である。

(3) 給水に関する訓練【危機管理室・みどり公園課】

災害時の給水について、西東京市水友会との連携態勢を確立し、平常時から連絡方法の確認及び合同訓練を実施する。

| | |
|-------------|-----------|
| 2．生活用水の供給対策 | 危機管理室、保健所 |
|-------------|-----------|

(1) 生活用水の確保【危機管理室】

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等による生活用水の確保について啓発を行う。

(2) 震災用井戸等の指定【危機管理室】

ア 公共施設に受水槽を配置しつつ、受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。

イ 「震災用井戸」の指定及び水質検査を継続し、生活用水確保・給水活動の具体的な対策を定める。

(3) 貯水槽の衛生管理【保健所】

貯水槽の衛生管理指導を行うとともに、災害時に適切に対応できるよう、消毒薬及び必要な資機（器）材等を整備する。

■ 応 急 対 策 ■

＜ 発災後の活動の流れ ＞

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--|-----|-----|
| 市 (市災害対策本部) | | 給水に関する広報の実施 → 市内の断水状況等の情報を集約し応急給水の必要地区を把握 西東京市水友会に給水タンク車等による運搬給水を要請 応急給水の実施 → | | |
| 警察署 | | 水の安全確保の実施 | | |
| 都水道局 | | 水道施設の被害調査及び復旧作業 → 市内給水拠点において、応急給水資器材を設置 | | |

| | |
|------------|-------------------|
| 1. 飲料水等の供給 | 都水道局（給水事務所） 給水対応班 |
|------------|-------------------|

都水道局（給水事務所）等と協力し、速やかな供給に努める。

(1) 都水道局と市の役割分担

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|---|
| 都水道局（給水事務所）の役割 | 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 市内給水拠点において、応急給水資器材の設置を行う。 |
| 市 の 役 割 | 市内の断水状況等の情報を集約し、応急給水の必要地区を把握する。 西東京市水友会に対し、給水タンク車等による運搬給水を要請する。 市内の給水拠点施設において、市の職員による応急給水を行う。 |

(2) 目標応急給水量

動員可能な人員による態勢で、最も効率的な応急給水態勢時の目標給水量を次のように設定する。

| 想定による 日程区分 | 目標水量 (リットル/人・日) | 想定・計画 |
|---------------|--------------------|--|
| 発災後1～3日 | 3リットル/人・日 | この期間は混乱しており、当面の飲料水を1次給水拠点(芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所)より給水する。 |
| 発災後4～7日 | 7リットル/人・日 | 混乱も沈静化し、市民も飲料水だけではなく生活用水を求める。水道施設の復旧を開始する。 |
| 発災後8～14日 | 20リットル/人・日 | 市民への送水も再開され、通水可能な配水幹線より給水し拠点給水の強化を行う。 |
| 発災後15～28日 | 100リットル/人・日 | 配水管等及び支管の復旧により各管路の消火栓等の仮設給水栓、臨時給水栓から給水する。 |
| 発災後29日以降 | 100リットル以上/人・日 | 配水小管の復旧により、一部地域(被害が集中する地域等)を除き通常給水に復帰する。 |

3リットル/人・日とは、生命維持に必要な最低水量

(3) 応急給水方法

| | 方法 | 備考 |
|---|--|---|
| 1 | 芝久保浄水所、 保谷町浄水所、 西東京栄町浄水所 から直接給水 (1次給水拠点) | 配水池、配水塔、配水幹線を利用する。 |
| 2 | 震災用水源の利用 (2次給水拠点) | 災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。 |
| 3 | 仮設給水栓 | 無被害配水管の消火栓に応急給水装置を設置し給水する。復旧工事後の消火栓についても、同様とする。 |
| 4 | 臨時給水栓 | 仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。 |
| 5 | 運搬給水 | 運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設を運搬給水の基地(1次給水拠点)において実施する。 市は、西東京市水友会への積み込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。 1次給水拠点：芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所 2次給水拠点：災害対策用受水槽、市施設の受水槽 3次給水拠点：避難施設 1次給水拠点から2次給水拠点(震災用井戸は除く。)へ応急給水する。 3次給水拠点に簡易貯水槽を設置し給水する。 |
| 6 | ろ過給水 | 上記給水が困難な場合は、市内小・中学校のプールの水をろ水機でろ過し、給水する等飲料水の確保に努める() |
| 7 | 震災用井戸、防火水槽 の活用 | トイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。 |

1 ろ水機でろ過した水は、基本的には飲料にできるが、水質検査及び消毒が必要である。

2 水質検査は、専門機関に委託し、飲み水用の消毒薬の配布及び消毒方法の指導等について都に要請する。

(4) 給水留意点

| | |
|-------------|--|
| 応急給水実施の優先順位 | 病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の災害時要援護者の施設、避難施設、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。 |
| 災害時要援護者への配慮 | 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。 |
| 広 報 | 給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。 |

(5) 水の安全確保

市は保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

保健所環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように、保健所環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

ライフライン復旧後は、市民が保健所環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

第3節 物資の輸送

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------|-------------|
| 1．輸送体制の整備 | 危機管理室、文化振興課 |
|-----------|-------------|

(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理室】

避難施設等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。

(2) 輸送ルートを選定【危機管理室、文化振興課】

地域内輸送拠点から各避難施設等への輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。

(3) 民間事業者の活用（再掲）【危機管理室】

食料、生活必需品等の支援物資を迅速に供給するため、支援物資の管理、輸送の方法について、民間事業者のノウハウの活用を図る。

| | |
|-----------|-----------|
| 2．輸送車両の確保 | 危機管理室、管財課 |
|-----------|-----------|

(1) 災害時の車両調達について

協定に基づき、事前に 東京都トラック協会等との連携体制を構築する。

(2) 車両燃料の確保

車両燃料の確保を図るため、関係業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給協定を締結する等の措置を講ずる。

(3) 災害応急対策に要する緊急車両等について

警察署を窓口として東京都公安委員会に事前届出を行う。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|-----------|---|---|--|
| 市 (市災害対策本部) | | 被害情報の収集 車両の運用計画の樹立 車両の管理・運用 緊急通行車両の申請 緊急通行車両の確認 標章の交付 各部に配車 | 不足した車両及び燃料の調達 障害物除去道路の実施 障害物除去作業の実施 | 東京都トラック協会等への協力要請 輸送ルートの確保及び物資の輸送 避難所用発電機のためのガソリンの調達・搬送 関係機関と連携して航空輸送の実施 |
| 都建設局 | 局本部設置 | | 関係機関連絡調整(以下、随時開催) 各建設事務所本部設置 緊急道路障害物除去作業の調整 | 被災状況の情報収集 緊急点検・緊急措置 緊急道路障害物除去・応急復旧 |
| | 通行可能道路の確認 | | | |

| | |
|------------|--------------|
| 1. 輸送手段の確保 | 物資輸送班、施設・車両班 |
|------------|--------------|

(1) 輸送体制の確保【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資機(器)材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機(器)材等の緊急輸送体制を確保する。

(2) 輸送車両等の確保【物資輸送班、施設・車両班】

- ア 市が所有する全ての車両は、施設・車両班が集中管理を行う。
- イ 車両が不足する場合は、東京都トラック協会等に協力を要請する。

(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班】

- ア 事前届出済の車両
事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。
- イ 地震発生後の届出
民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書

類を警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(4) 車両の運用【施設・車両班】

ア 車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。

イ 緊急車両標識は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は、車両に備え付ける。

| | |
|-------------|-------|
| 2．緊急輸送活動の実施 | 物資輸送班 |
|-------------|-------|

物資輸送班は、災害用備蓄倉庫等から災害応急対策に必要な資機(器)材等を輸送する。この際、民間事業者のノウハウや能力の活用を検討する。

| |
|--|
| 災害用備蓄倉庫から避難施設への輸送ルートの確保 緊急物資の集積場所(保谷庁舎駐車場)からの物資輸送 緊急物資の集積場所への輸送ルートの確保 避難施設用発電機のためのガソリンの調達・搬送 避難施設等への災害時用生活用品等の物資搬送 |
|--|

| | |
|--------|-------|
| 3．航空輸送 | 危機管理班 |
|--------|-------|

(1) 輸送手段の確保

危機管理班は、都と連携するとともに、消防署、警察署、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動の確保を図る。

(2) 輸送基地の確保

あらかじめ設定している災害時用ヘリポートの他、臨時にヘリポートが必要な場合には、消防署、警察署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。また、選定した当該災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を都へ報告する。

| | |
|---------|-------|
| 4．物資の輸送 | 物資輸送班 |
|---------|-------|

地域内輸送拠点(保谷庁舎・田無庁舎)で受入れた物資を避難施設等へ輸送する。物資の輸送については、上記1～3項と同様とする。

第4節 燃料対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|----------|-----------|
| 1. 燃料の確保 | 危機管理室、管財課 |
|----------|-----------|

市は、石油関連団体等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」等の協定締結を推進する。

平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制及び優先供給先（災害対応車両、自家発電施設、地域包括支援センター、高齢者配食サービス事業所、公設通所介護事業所、障害者送迎業務の事業所等）の決定、燃料輸送用タンクの確保など実効ある体制の構築を図る。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|----|-----|-------------------------------------|
| 市 (市災害対策本部) | | | | 関係機関への燃料の要請 避難施設用発電機のための燃料の調達・搬送 |

| | |
|-------------|-------|
| 1. 燃料の供給要請等 | 物資輸送班 |
|-------------|-------|

給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平時の取引先に給油を依頼する。平時の取引先での給油調達が不可能な場合、協定先の石油関係団体等に給油を要請する。

石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。

協定先の被災などにより、燃料の調達が困難な場合、都に燃料調達の協力を仰ぐ。

第10章 放射性物質対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-------------|-----|
| 1．情報伝達体制の整備 | 関係課 |
|-------------|-----|

原子力災害による市内への放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

| | |
|-------------|---------------|
| 2．市民への情報提供等 | 危機管理室、都、教育委員会 |
|-------------|---------------|

(1) 情報提供体制の整備【危機管理室】

関係機関との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

(2) 原子力防災教育の充実【都、教育委員会】

都及び市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

| | |
|--------------------|---------|
| 3．放射線等使用施設の安全化（再掲） | 国、都、消防署 |
|--------------------|---------|

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。

応 急 対 策

＜ 発災後の活動の流れ ＞

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--|-----|---|
| 市 (市災害対策本部) | | 情報収集 関係機関への情報伝達 市民への情報提供等 | → | モニタリングの実施 関係機関の保健医療活動への協力 除染の実施 |
| 消防署 他 | | 放射線等使用施設の応急措置の実施 核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施 | | |

| | |
|----------|---|
| 1．情報連絡体制 | 都 |
|----------|---|

(1) 都災害対策本部を設置した場合

都災害対策本部の下に、都関係各部署で構成する放射性物質対策連携チームを設置する。
放射性物質対策連携チームでは、都各部署が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
連携チームの事務は都総務局が掌理する。

(2) 都災害対策本部を設置しない場合

- ・放射性物質対策連絡調整会議を設置する。
- ・機能は放射性物質対策連携チームと同様とする。

| | |
|-------------|-----|
| 2．市民への情報提供等 | 広報班 |
|-------------|-----|

市は、市関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともに、その内容・結果を市ホームページ等において、公表する。
また、都が実施する西東京市に係るデータについても、市民に対し伝達する。
情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

| | |
|---------------------------|---------|
| 3．核燃料物質輸送車両等の応急対策 (再掲) | 警察署、消防署 |
|---------------------------|---------|

核燃料物質輸送車両において、事故が発生した場合には、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

| | |
|--------------|-------|
| 4．保健医療活動への協力 | 救命救護班 |
|--------------|-------|

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

- (1) 関係機関と連携して、健康相談に関する窓口の設置
- (2) 市民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施
- (3) その他、都の保健医療活動に協力するとともに、必要に応じてスクリーニングの実施や安定ヨウ素剤の予防服用等を実施

| | |
|-------------|--------|
| 5．放射性物質への対応 | 廃棄物処理班 |
|-------------|--------|

放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定や低減対策等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第11章 市民の生活の早期再建

第1節 住宅対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 応急仮設住宅建設のための準備 | 都市計画課、用地課、みどり公園課、危機管理室 |
|-------------------|------------------------|

(1) 応急仮設住宅建設用地の選定

都市計画課・用地課は、みどり公園課・危機管理室と調整の上、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|--|-----------|--|
| 市 (市災害対策本部) | | 建築物の応急危険度判定の実施 被災宅地の応急危険度判定の実施 住家等被災判定の実施 住居障害物の除去 都への応援要請 | | 公営住宅及び公的住宅等の管理者に対する一時提供住宅の要請 応急仮設住宅の供給 市営住宅の応急修理 |
| 都 (都災害対策本部) | | | 被災住宅の応急修理 | 応急仮設住宅の建設工事の発注 |

被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、都と協力して被災住宅の応急危険度判定の実施に努める。また、被災した住宅の応急修理に努めるとともに、住居を滅失した世帯に対する一時提供住宅や応急仮設住宅の確保を図る。

| | |
|----------------|-------------|
| 1. 応急危険度判定等の実施 | 都市計画班、救出支援班 |
|----------------|-------------|

(1) 被災住宅の応急危険度判定【都市計画班】

都市計画班は、二次災害防止のため、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。

| | |
|--------------|--|
| 応急危険度判定作業の準備 | 都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 住宅地図等の準備、割当区域の計画 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配 |
| 調査の体制 | 都市計画班は、被災建築物応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。 |
| 応援要請 | 市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。 |
| 判定結果の表示 | 調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。 |

(2) 被災宅地の応急危険度判定【都市計画班】

都市計画班は、二次災害防止のため、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。

| | |
|--------------|---|
| 応急危険度判定作業の準備 | 都市計画班は、被災宅地危険度判定作業に必要なものを準備する。 住宅地図等の準備、割当区域の計画 被災宅地危険度判定士受入れと判定チームの編成 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 被災宅地危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配 |
| 調査の体制 | 都市計画班は、被災宅地危険度判定士を中心に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。 |
| 協力要請 | 市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。 |
| 判定結果の表示 | 調査結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。 |

| | |
|--------------|-------|
| 2．住家の被害認定の実施 | 救出支援班 |
|--------------|-------|

住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 現地調査の実施

| | |
|-------|---|
| 第一次調査 | 外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。 |
| 第二次調査 | 第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。 |

(2) 調査方法

| |
|--|
| <p>第一次調査の段階から、あらかじめ市民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。</p> <p>第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。</p> |
|--|

| | |
|-------------|---------|
| 3．被災住宅の応急修理 | 都市計画班、都 |
|-------------|---------|

市に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない住宅について、居住に必要な最小限の応急修理を行い、応急仮設住宅需要の低減を図る。

| | |
|----------|--|
| 応急修理の対象者 | 災害により住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。 |
| 修理方法 | 修理は、都が、東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。また、応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。 |
| 修理の範囲 | 災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。 |
| 修理の期間 | 災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。 |

| | |
|-------------|----------------------|
| 4．応急仮設住宅の供給 | 都市計画班、危機管理班、施設・車両班、都 |
|-------------|----------------------|

市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。

(1) 設置戸数

都知事が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で決定する。

(2) 建設用地の確保

危機管理班は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとし、都の求めに応じて年1回報告する。

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況
- ウ 広域避難場所などの利用の有無

(3) 建設地

- ア 都は、建設予定地の中から建設地を選定する。
- イ 選定にあたっては、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通を行う。

(4) 構造及び規模等

- ア 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- イ 1戸あたりの床面積は、29.7平方メートルを標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
- ウ 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。

(5) 建設工事

- ア 災害発生の日から20日以内に着工する。
- イ 都は、東京建設業協会及びプレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。
- ウ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- エ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市（施設・車両班（建築営繕課））が委任を受けて行う。

(6) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当するもののほか、都知事が必要と認める者とする。

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

- (ア) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- (イ) 割り当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てて、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあう。
- (ウ) 住宅の割り当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。
- (エ) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(7) 帳票の整備

応急仮設住宅の供給に伴い、市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

(8) 仮設住宅の管理

ア 応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理は市が行う。

イ 入居期間は、竣工の日から原則として2年以内とする。

ウ 市は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

| | |
|--------------|---------------|
| 5. 一時提供住宅の供給 | 都市計画班、危機管理班、都 |
|--------------|---------------|

市に災害救助法が適用された場合、危機管理班は、都と協力し、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

(1) 提供可能戸数の把握

市が所管する公的住宅の空家で提供可能な住宅戸数を把握し、都に報告する。

(2) 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数等必要な事項を把握する。

(3) 援助要請

都営住宅、機構・公社、他市町村の公営住宅、民間賃貸住宅等の提供を受ける必要がある場合は、都に援助を要請する。

(4) 入居資格

次の各号の全てに該当するもののほか、都知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自ら資力では住家を確保できない者

(5) 入居の募集・選定

ア 都は、一次提供住宅の入居者の募集計画を策定する。

イ 市は、割り当てのあった住宅について、入居者の募集及び選定を行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(6) 帳票の整備

一時提供住宅を供給した場合、市は、住宅の管理及び入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

6．市営住宅の応急修理

都市計画班

市は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。

第2節 ごみ・し尿・がれき処理

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------------|--------------------------|
| 1. トイレの確保及びし尿処理 | 危機管理室、環境保全課、ごみ減量推進課、下水道課 |
|-----------------|--------------------------|

(1) トイレの備蓄・整備【危機管理室】

携帯トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など災害用トイレを確保する。また、災害時要援護者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。

(2) マンホールの整備【下水道課】

避難施設などにおいて仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進する。

(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理室】

仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。また、災害用トイレ（簡易トイレ）の備蓄の必要性を周知し、各家庭における備蓄の推進を行う。

災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

| | |
|---------|---------------|
| 2. ごみ処理 | 環境保全課、ごみ減量推進課 |
|---------|---------------|

(1) 災害時のごみ処理に関する窓口設置のための体制を整備する。

(2) 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機（器）材に対する備えを検証、確保する。

(3) 都環境局と協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

| | |
|----------|-----------------|
| 3. がれき処理 | 危機管理室、都市計画課、用地課 |
|----------|-----------------|

(1) あらかじめ、一次集積所候補地を指定する。

(2) 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機（器）材に対する備えを検証、確保する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|--------------------------------|----|---------------|-----------------------------------|
| 市 (市災害対策本部) | 被害情報の収集 生活用水の確保により、下水道機能を確保 | | 仮設トイレ等の確保及び設置 | し尿の収集 ごみ処理の実施 がれきの除去及び処理の実施 |
| 清瀬水再生センター | 被害情報の収集 関連施設の被害状況の確認 | | 施設の応急復旧 | し尿処理の実施 |

1. トイレの確保及びし尿処理

廃棄物処理班、下水道班、災害対策本部

(1) 初期対応

生活用水の確保により、下水道機能を確保する。

上の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。

(2) 避難施設等における対応

| | |
|---------------|---|
| 避難施設・避難 広場 | 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。 発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。 |
| 事業所・家庭等 | ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。 |

(3) 仮設トイレの設置

| | |
|----------|--|
| 仮設トイレの設置 | <p>廃棄物処理班は、上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難施設をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。</p> <p>下水道班は、し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>また、仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。</p> |
| 設置の基準 | <p>仮設トイレを次の基準を目安として設置する。</p> <p>仮設トイレ設置台数：1台 / 50人</p> |
| 仮設トイレの調達 | <p>市備蓄の仮設トイレに不足が生じる場合、必要数を確保するために都に協力を要請する。また、トイレトーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。</p> |

(4) 仮設トイレの管理・し尿処理

| | |
|----------|--|
| 仮設トイレの管理 | <p>関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。</p> <p>し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、消毒を行う。</p> <p>設置場所の管理者及び防災市民組織等の市民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。</p> |
| 処 理 | <p>し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。</p> |
| 要 請 | <p>市は、必要に応じて調整・支援を都へ要請する。</p> |

| | |
|---------|--------------|
| 2. ごみ処理 | 廃棄物処理班、柳泉園組合 |
|---------|--------------|

(1) 初期対応

ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難施設をはじめ被災地域のごみ収集処理計画を策定する。

(2) ごみ処理対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議のうえ、なるべく早く収集・運搬し、処理する。また、柳泉園組合（処理施設）は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとるとともに、市は必要に応じて調整・支援を都へ要請する。

| | |
|--------------|--|
| 一般廃棄物の収集及び処理 | 防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。 ごみは可能な限り分別するよう市民に呼びかける。 |
| 廃棄物の仮置き | 粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は柳泉園での中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時集積地として利用し、一時的にストックする。 |
| 公共空間のごみ | 道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し仮置場へ搬入後、極力減量化を図り最終処分場で処理する。 |

| | |
|----------|------------------------|
| 3. がれき処理 | 廃棄物処理班、道路管理班、下水道班、関係機関 |
|----------|------------------------|

(1) 初期対応

最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）の再利用、適正処理を図る。

関係各部署は、関係機関と協力し、がれき処理に必要な情報を把握し、がれき処理計画を策定する。

| | |
|------------|--|
| 臨時集積地への仮置き | 多量のがれきが発生した場合は、公園等の臨時集積地に仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。 |
| がれき処理対象範囲 | がれきの撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・都等の倒壊建物の解体処理など特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。 |
| 都への報告 | 都へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれき発生量の報告をする。 |

(2) がれきの除去・処理

関係各部署は、関係機関・市建災防協会と協力し、がれき除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。

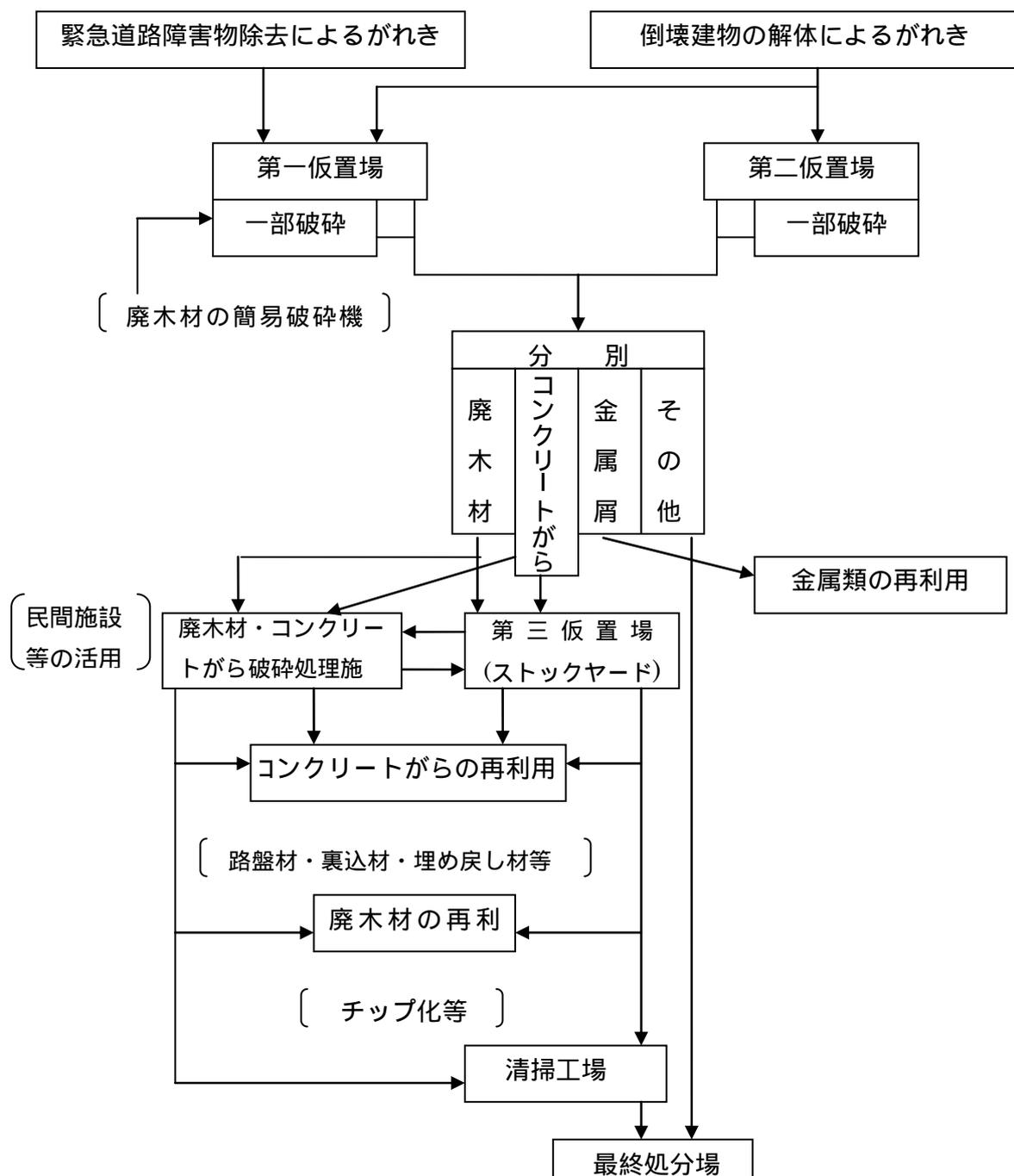
| | |
|-------|--|
| がれき除去 | 危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。 住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに除去する。 河川、公共下水道・排水路等巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去する。 |
| がれき処理 | 臨時集積地に、がれきの選別等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、臨時集積地へ直接搬送し不燃、可燃等に分別し、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。 |

アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。

建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉塵飛散防止対策を指導する。

再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、できるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ最終処分場に搬入する。

【がれき処理の基本的流れ】



第3節 教育・保育の安全対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------|-----------|
| 1．学校の予防対策 | 学校長・教育委員会 |
|-----------|-----------|

(1) 施設の整備

施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

(2) 発災時の対応準備

発災時に素早い対応ができるよう、「西東京市立学校 災害時対応マニュアル」の習熟に努めるとともに、防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒の引渡し準備

ア ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や安心メール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒の保護者への引渡しの準備を行う。

イ 引渡しにあたっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。

| | |
|---------------------|--------------------|
| 2．保育・児童館・学童クラブの予防対策 | 各保育園・児童館・学童クラブの責任者 |
|---------------------|--------------------|

(1) 施設の整備

施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・乳幼児用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。（カセットコンロ等ライフライン停止時のお湯の確保、乳幼児用品の確保、トilet紙・ティッシュペーパー、災害用トイレの備蓄など）

(2) 発災時の対応準備

発災時に素早い対応ができるよう、防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒の引渡し準備

ア 安心メール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童の保護者への引渡しの準備を行う。

イ 引渡しにあたっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで各施設に留め置くことを保護者に周知する。児童館においては、児童の安全の確保を主に行う。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|---|---------------------------------|---|-----|--|
| 市 (市災害対策本部) | 災害情報の収集 施設の安全確認 来所者等の安全確保 | | | 施設の応急復旧 学校の復旧計画の作成、復旧 学校間の応援調整 乳幼児・児童の被災状況の調査 保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達 |
| 学校長 | 児童・生徒の保護 施設の安全確認 | 応急対策の実施 (市教育委員会との連絡、応急教育計画・復旧計画の作成等) 児童・生徒の保護者への引渡し | | 施設の応急復旧 応急教育の実施 児童・生徒の健康相談の実施 児童・生徒の被害状況の把握 |
| 各 保 育 園 ・ 児 童 館 ク ラ ブ の 責 任 者 | 乳幼児・児童の保護 施設の安全確認 | 応急対策の実施 (子育て支援班との連絡等) 乳幼児・児童の保護者への引渡し・留め置き | | 施設の応急復旧 応急教育の実施 乳幼児・児童の健康相談の実施 乳幼児・児童の被害状況の把握 |
| 都 (都災害対策本部) | | | | 学用品等の給与 |

| | |
|------------|--------------|
| 1. 学校の応急対策 | 教職員班、学校避難施設班 |
|------------|--------------|

- (1) 学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の安全な引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。なお、保護者に引渡しが出来ない場合、時間がかかっても保護者と連絡が取れるまで、児童・生徒等は学校に留め置く。
- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難施設となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難施設として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難施設等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (6) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき市教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

| | |
|------------|--------------|
| 2. 応急教育の実施 | 教職員班、学校避難施設班 |
|------------|--------------|

施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。

(1) 応急教育の実施

- ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- ウ 教育活動の再開にあたっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。
- エ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- オ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

カ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。

キ 市教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について都教育委員会と必要な調整を行う。

(2) 健康管理等

被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、都教育委員会、保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。

(3) 学校給食の措置

学校再開に併せ速やかに学校給食が実施できるよう措置をとる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

ア 避難施設として学校給食施設で炊き出しを実施する場合

イ 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合

| | |
|---------------|-----------|
| 3．学用品等の給与（支給） | 都、学校避難施設班 |
|---------------|-----------|

学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。

なお、都知事が職権を委任した場合は、本部長（市長）が市教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

(1) 給与（支給）の対象

住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）文房具及び通学用品を給与（支給）する。

(2) 学用品給与（支給）の方法

ア 学校及び市教育委員会の協力を受けて行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。

(3) 学用品給与（支給）の費用限度

ア 教科書（教材を含む。）の実費

イ 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額

| | |
|--------|------------|
| 4．応急保育 | 子育て支援班、保育班 |
|--------|------------|

保育園、児童館及び学童クラブの応急対策等を講じ、乳幼児・児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

(1) 保育・児童館・学童クラブの応急対策

| | |
|---------|---|
| 緊急避難の措置 | 各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、状況に応じて緊急避難の措置をとるとともに、避難場所の所在を明確に保護者に伝達する。 |
| 被害状況の把握 | 各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、災害の規模、乳幼児、児童、職員及び施設設備の被害状況を迅速に把握し、施設の管理に必要な職員を確保して万全の措置をとる。 |

(2) 災害復旧時の対策等

速やかに平常の保育等活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧、代替施設の確保など必要な措置をとる。

| | |
|----------|--|
| 臨時編成の調整 | 各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、応急保育計画・応急指導計画に基づき、臨時のクラス編成を実施するなど、災害状況に即応するよう速やかに調整する。 |
| 災害復旧時の対策 | <p>子育て支援班、保育班、子ども家庭支援班の責務は、次のとおりである。</p> <p>職員を掌握するとともに、乳幼児・児童の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にして復旧態勢に努める。</p> <p>保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達について、万全の措置をとる。</p> <p>災害の推移を把握しつつ、各保育園・児童館・学童クラブの責任者は平常保育・指導育成ができる環境に整えるよう努める。</p> <p>災害により、登園できない乳幼児についての実情把握に努める。</p> |

第4節 災害救助法等

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------|----------|
| 1. 災害救助法等 | 市長、危機管理室 |
|-----------|----------|

(1) 災害救助法の適用準備

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため（職員は適用基準を十分に理解し）、迅速に対応できる体制を整備する。

(2) 激甚災害法の適用準備

市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから（職員は激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し）、迅速に対応できる体制を整備する。

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|----------------|----|-----------------------|------------|-------------------|
| 市 (市災害対策本部) | | 被害状況の調査 都への被害状況の報告 | 災害救助法の適用申請 | 激甚災害指定の 手続きの実施 |

| | |
|-------------|------------|
| 1. 災害救助法の適用 | 危機管理班、各部各班 |
|-------------|------------|

被害状況を詳細に把握・報告するとともに、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用手続きを行い、適用後は同法に基づく救助を行う。

(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】

ア 各部所管施設の被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施するとともに、市内をブロックに分け調査し、被害情報を集約する。

各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、危機管理班へ報告する。

各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに危機管理班へ報告する。

被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力によって調査を行う。

イ 把握する内容

各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

| 把握する内容 | |
|--------|--|
| 人的被害 | 死者、行方不明者の状況 負傷者の状況 |
| 住家被害 | 全壊・半壊・一部損壊の状況 応急危険度判定 |
| 非住家被害 | 公共建物 |
| その他被害 | 田畑の被害状況 文教施設の被害状況 医療機関の被害状況 道路、橋梁の被害状況 河川、水路等の被害状況 水道施設の被害状況 下水道施設の被害状況 ごみ処理施設等の被害状況 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況 |
| 被害金額 | 公共文教施設の被害金額 農業施設の被害金額 その他公共施設の被害金額 農林、商工の被害金額 |

(2) 被害状況の報告【危機管理班】

ア 被害状況等報告

災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理班は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。

| | |
|---------------------------|---|
| 詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応 | 地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。 |
| 報告の方法 | 都災害情報システム(D I S)、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。 |
| 応急措置完了後の対応 | 応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。 |

イ 収集・報告にあたって留意すべき事項

被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。

被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、都等に応援を求めて実施する。

り災世帯・り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(3) 災害救助法の適用手続き【市長、危機管理班】

ア 災害救助法の適用基準

市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

滅失世帯（住家滅失世帯）数が100世帯以上のとき。

被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。

被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流失等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。

イ 災害救助法適用手続き

本部長（市長）は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、都に災害救助法の適用手続きを行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなる。関係各部は、危機管理班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

被害状況の把握（適用基準該当の確認）

適用申請（本部長（市長）から都知事へ）

適用（災害救助法による救助の実施）通知（都知事から本部長（市長）へ）

災害救助法による救助の実施指示（本部長（市長）から関係各部へ）

ウ 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任におい

て都知事があたることになっているが、都知事がその職権の一部を事前委任した救助の実施については本部長（市長）が行う。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく都知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、本部長（市長）が自ら救助に着手する。

本部長（市長）が事前委任を受けている災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
医療及び助産
災害にかかった者の救出
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
災害にかかった住宅の応急修理
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
学用品の給与
埋葬
死体の捜索及び処理

災害救助法による救助の内容等は、資料編を参照。

| | |
|-------------|---------|
| 2．災害救助法の運用等 | 本部長（市長） |
|-------------|---------|

本部長（市長）は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

| | |
|-----------|---------|
| 3．激甚災害の指定 | 都、危機管理班 |
|-----------|---------|

市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

(1) 激甚災害指定の調査

| | |
|---|---|
| 市 | 市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、被害状況等を調査して都に報告する。 |
| 都 | 都は、市の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置をとる。 |

(2) 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、市の報告により、都は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、都に提出する。都はこれを受け、事業の種別毎に法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

第5節 被災者の生活再建対策

第1 具体的な取組

予 防 対 策

| | |
|-----------------|----------------|
| 1. 生活再建のための事前準備 | 市民課、生活福祉課、関係各課 |
|-----------------|----------------|

(1) リ災証明の事前準備【市民課】

リ災証明の発行手続のシステム導入を促進し、リ災証明の発行処理の迅速化を進める。都が作成するガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、リ災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証する。

調査手法やリ災証明事務手続に関する職員研修を実施する。

(2) 被災者生活再建支援金の支給体制を整備【市民課】

被災者生活再建支援金の受付体制を整備し、迅速化を図る。

(3) 義援金の配分事務の準備【生活福祉課】

義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。

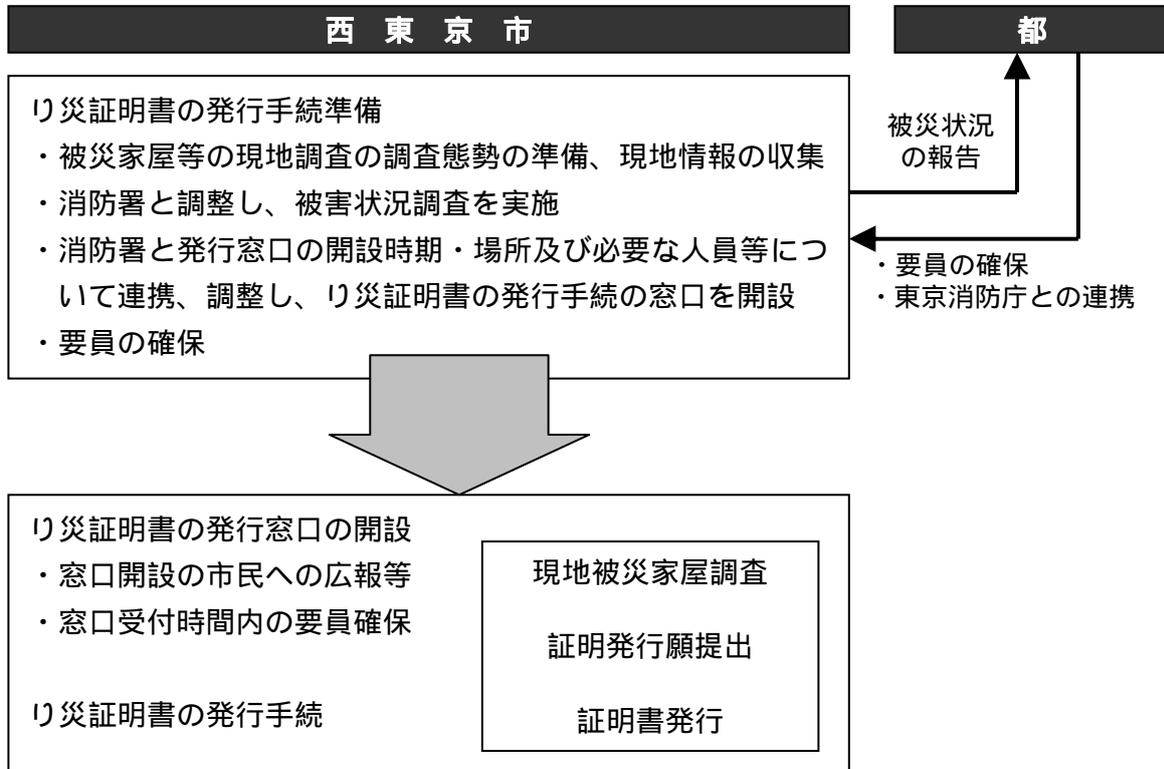
応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

| 機関 | 発災 | 1h | 24h | 72h |
|-----------------|---------|----|-----------|--|
| 市 (市災害対策本部) | 被害情報の収集 | | り災証明の発行準備 | り災証明の発行 被災者生活再建 支援金の申請受 付 雇用対策の実施 義えん金品の受 入れ・配分 税等負担の軽減 被災者の生活相 談等の支援 |
| 消防署 | | | り災証明の発行準備 | |
| 日赤 東京都 支部 | | | | 災害救援金品の 支給 |
| 社会福祉 協議会 | | | | 生活福祉資金の 貸付 |
| 都 (都災害対策本部) | | | | 被災者生活再建 支援金の支給 雇用対策の実施 中小企業・農林 漁業関係者等へ の融資の実施 |

| | |
|--------------|-----------|
| 1. り災証明の発行準備 | 救出支援班、消防署 |
|--------------|-----------|

市は、住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。また、調査の結果に基づき、速やかにり災証明の発行手続を実施する。



| | |
|---------------|-------------|
| 2. 義援金の受入れ・配分 | ボランティア班、調整班 |
|---------------|-------------|

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

(1) 受入れ窓口の決定

市は、都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 受入及び管理

市に直接義援金が贈られた場合、市は贈られた義援金を受領し、配分が決定するまで保管する。

復旧対策

| | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1. 被災者の生活相談等の支援 | 都、各課、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部 |
|-----------------|-------------------------------|

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。

(1) 生活相談【各課、警察署、消防署】

| 機関名 | 相談の取扱い |
|-----|---|
| 市 | 市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。 |
| 警察署 | 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務にあたる。 |
| 消防署 | 消防署、消防出張所、その他必要な場所に消防相談所を設置し、消防相談にあたる。 |

(2) 災害弔慰金【生活福祉課】

自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。

| | | |
|-------|-------|---|
| 対象災害 | 自然災害 | 住家が5世帯以上滅失した災害 災害救助法が適用された災害 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 |
| 支給額 | 生計維持者 | 500万円 |
| | その他の者 | 250万円 |
| 遺族の範囲 | | 配偶者、子、父母、孫、祖父母 |

(3) 災害障害見舞金【生活福祉課】

自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

| | | |
|------|-------|---|
| 対象災害 | 自然災害 | 住家が5世帯以上滅失した災害 災害救助法が適用された災害 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 |
| 支給額 | 生計維持者 | 250万円 |
| | その他の者 | 125万円 |

(4) 日赤東京都支部の災害救援品等【生活福祉課】

| 種別 | 支給対象者 | 支給内容 | 備考 |
|-------|------------|-----------|---------------------------|
| 災害救援品 | 住宅の全半壊・全半焼 | 毛布、日用品セット | 毛布・バスタオルは全員に、その他の品目は世帯当たり |

| | | | |
|-------|-------------|--------------------|----------------------|
| | 床上浸水 | 毛布、日用品セット、バスタオル | 各1とする。 |
| | 避難施設へ1晩以上避難 | 毛布、日用品セット、見舞品セット | |
| 災害救援金 | 死亡者の遺族 | 弔慰金 死者1名につき10,000円 | 重傷・重体で5日以内に死亡した者を含む。 |
| | 重傷者 | 見舞金 重傷者1名につき5,000円 | 重傷者とは1か月以上の入院を要する者。 |

(5) 災害援護資金【生活福祉課】

市は、災害援護資金の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

ア 貸付対象

次に掲げる被害を受けた世帯を対象とし、下表の所得制限により貸付を行う。

| |
|---|
| 世帯主が療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷を負った場合 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価値のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合 |
|---|

【所得制限】

| 世帯人員 | 市町村民税における総所得金額 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1人 | 220万円 |
| 2人 | 430万円 |
| 3人 | 620万円 |
| 4人 | 730万円 |
| 5人 | 1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額 |
| ただし、世帯の住居が滅失した場合は1,270万円に緩和 | |

イ 貸付限度金額

| 世帯主の1か月以上の負傷の場合 | 家財等の損害の場合 | 世帯主の1か月以上の負傷と家財等の損害が重複の場合 | 被災した住宅を建て直す等特別な事情がある場合 |
|-----------------|-------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 150万円 | 家財の1/3以上損害：150万円 | 250万円 | |
| | 住居半壊：170万円 | 270万円 | 250万円 350万円(世帯主1か月以上の負傷が重複した場合) |
| | 住居全壊：250万円 | 350万円 | 350万円 |
| | 住居全体の滅失又は流出：350万円 | | |

ウ 貸付条件等

| | |
|------|---|
| 貸付条件 | 償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：年3%(据置期間中は無利子) 保証人：連帯保証人を要する。 |
| 償還方法 | 年賦償還又は半年賦償還とする。 |

(6) り災証明の発行【市民課、市民税課、資産税課】

市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期にり災証明の発行体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにり災証明を発行する。り災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。

また、当該証明発行事務について、定期的に訓練を実施する。

り災証明発行窓口の開設場所は、原則として市役所田無庁舎とする。なお、窓口は複数設け、市民の利便性を考慮する。

窓口の開設期間は、原則として開設から2週間程度とする。

窓口人員は、1窓口につき消防署、市民税課及び資産税課から、それぞれ原則として各2名以上を派遣する。

| | |
|-----------------|-----------------|
| 2．義えん金の募集・受付・配分 | 都、生活福祉課、日赤東京都支部 |
|-----------------|-----------------|

(1) 義えん金品募集配分委員会

市及び都は、日赤東京都支部等と協議のうえ、義えん金の受入団体の代表者からなる「義えん金品募集配分委員会」を設置し、義えん金の配分について協議、決定する。

(2) 配分【生活福祉課】

義えん金品募集配分委員会は、義えん金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切、かつ速やかな配分を行う。義えん金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

義えん金の使途については、義えん金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの使途分野についても勘案のうえ、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

| | |
|--------------|-------|
| 3．被災者生活再建支援金 | 生活福祉課 |
|--------------|-------|

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、都道府県が拠出した被災者生活再建支援基金を支給し、その自立した生活の開始を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、都へ提出する（根拠法：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号））。

| | |
|--------|-------|
| 4．雇用対策 | 産業振興課 |
|--------|-------|

市は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇用を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇用を要請する。

市は、可能な限り被災者の働く場の確保に努めるとともに、発災後の応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備を行う。

| | |
|-----------|-------------------------|
| 5．税等負担の軽減 | 納税課、市民税課、資産税課、保健年金課、保育課 |
|-----------|-------------------------|

市は、必要に応じ、市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、保育料等の徴収猶予、減額及び免除を行い、被災者の負担軽減を図る。

| | |
|------------|------|
| 6．その他の生活確保 | 関係機関 |
|------------|------|

(1) 日本郵政グループ

- ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ・被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ・被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 日本放送協会

- ・NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。
- ・被災者の受信料免除
- ・状況により避難施設へ受信機を貸与

(3) (株)NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ

- ・臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

| | |
|------------|----------|
| 7．中小企業への融資 | 都等、産業振興課 |
|------------|----------|

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

市は、被災中小企業等に対する援助及び助成制度に関する広報を行う。

| | |
|---------------|---|
| 8．農林漁業関係者への融資 | 都 |
|---------------|---|

都は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸し付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第12章 災害復興計画

第1節 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

また、復興のあらゆる場及び組織には、女性や災害時要援護者の参画を推進するとともに、復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

都は、平成15年3月に阪神・淡路大震災の検証等を実施し、「東京都震災復興マニュアル」を作成して、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。市では、このマニュアルを踏まえて、災害復興に関し、次のような基本的考え方を定める。

1 生活復興

市民の暮らしを震災前の状態に復旧し、安定した社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を進める。

| | |
|---------|--|
| 生活復興の目標 | 被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしを構築していくことができるようにする。 |
| 生活復興の推進 | 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、都に協力して、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、市は都と協調して医療、福祉等の施策を通じて、生活復興のための支援を行う。 |

2 都市復興

次の点に留意して都市復興に取り組む。

特に大きな被害を受けた地区のみの復興に止まらず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、災害に強い都市づくりを行う。

復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい事態の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができる持続的発展が可能な都市にしていくことを目標とする。

市、市民、企業、都、国等との協働と連携による都市づくりを行う。

第2節 復興計画の策定

市長は、震災後1か月以内を目途に震災復興基本方針を決定し、この基本方針に基づいて震災後6か月を目途に復興総合計画及び特定分野計画を定める。

1 震災復興基本方針の策定【企画政策課】

市長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災基本方針」を踏まえ、都と協議しながら、「市震災復興基本方針」を定め、公表する。

震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

くらしのいち早い再建と安定

安全で快適な生活環境づくり

雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

2 復興総合計画の策定【企画政策課】

市長は、「市震災復興基本方針」に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、「市震災復興総合計画」を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

3 特定分野計画の策定【当該各部各課】

市長は、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画を必要とする分野については、復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第3節 生活の復興計画

被災後、迅速かつ円滑に市民生活の復興（生活、住宅、雇用・産業）や都市の復興を図るため、あらかじめ復興事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、検討を進める。

1 生活の復興【各部】

市は、市民の生活を震災前の状態に戻すこと及び元の生活に戻ることが困難な被災者に対して、新たな状況に適合した生活ができるよう、医療・保健・福祉、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

被災した学校施設の復興に当たっては、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

2 住宅の復旧・復興【生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、下水道課、道路建設課、道路管理課】

民間住宅の再建は、自助努力が基本という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行う。このため、市及び都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」を供給していく。

3 産業の復興【スポーツ振興課、文化振興課、産業振興課、協働コミュニティ課】

市民の生活は、安定雇用の実現や事業の再開によってはじめて安定したものとなる。そのため、市は、都と協力し、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるよう対策を講ずる。

また、市民が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペースの確保への支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を展開する。施策の展開にあたっては、単に事業を震災前の状態に戻すにとどまらず、市の産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。

第4節 都市の復興計画

都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にする。

- 1 都市復興基本方針等の策定【企画政策課、財政課、秘書広報課、情報推進課、下水道課、道路建設課、道路管理課、環境保全課、ごみ減量推進課、みどり公園課、都市計画課】

| | |
|-----------|--|
| 都市復興基本方針 | <p>市民のくらしの再建を早期に実現する。 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。</p> |
| 復興整備条例の整備 | <p>市は、都の基本方針と整合を図りつつ、市街地の復興方針を定めるとともに、復興対象地区の設定を行い、地区区分に応じた建築誘導の方針を定める。被災後、直ちにこのような事項を内容とする復興整備条例を設定する。</p> |
| 復興対象地区の設定 | <p>市は、都があらかじめ定める復興地区区分の判定基準に基づき4段階の復興対象地区を設定する。</p> <p>重点復興地区 被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建設制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。</p> <p>復興促進地区 と の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。</p> <p>復興誘導地区 被災が散在的に見られる地区で、主として個々の家屋の再建によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。</p> <p>一般地区 被災がほとんど見られない地区をいう。</p> |

2 都市復興計画の策定

- (1) 都市復興基本計画の策定【企画政策課、財政課、秘書広報課、情報推進課、下水道課、道路建設課、道路管理課、環境保全課、ごみ減量推進課、みどり公園課、都市計画課】

市は、必要に応じてまち復興基本計画（骨子案）を作成し、これを踏まえて地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成する。その原案をもとに、地域住民と協議を重ねながら計画案を確定し、地域復興に取り組む。

- (2) まち復興基本計画の策定【企画政策課、財政課、秘書広報課、情報推進課、
下水道課、道路建設課、道路管理課、環境保全課、ごみ減量推進課、みどり公園課
、都市計画課】

市は、震災復興基本方針を踏まえ、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、
市街地復興の基本方針等を内容とするまち復興基本計画を策定する。

第5節 復興に関する相談所の設置

市は、復興対策の本格化に応じて、必要に応じ、被災者総合相談所を設置する。

第3部 風水害編

災害予防のための総合的な治水対策や水防訓練等の充実と併せて、水防対策として、都と市、警察・消防等の役割の明確化、避難勧告等の伝達体制、避難誘導等に係る市の取組みを明らかにする。

第1章 災害予防対策

都と連携しながら、総合的な治水対策として、ハード面では治水施設（河川・下水道）及び雨水流出抑制施設の整備を進め、ソフト面では都水防災総合情報システム等の活用及び広報の充実を図る。

なお、本計画に特に記載する以外の事項は、震災編第2部「施策ごとの具体的計画」の各章・各節の【災害予防】を準用する。

第1節 水害に強いまちづくり

水害に対する安全性を確保するため、河川改修をはじめ、下水道の建設及び整備拡充等の対応策を進める。併せて、流域全体として河川への雨水流出を押さえていくため、流域での雨水貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策を進める。

1 水害の防止

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-------------|---|-------|
| 河川改修 | 関係機関と協力し、河川整備計画に基づいた改修整備を促進する。 | 建設事務所 |
| | 護岸線形が変化してネック箇所が生じることによる出水の危険については、都に対処を要請する。 | |
| 河川施設等の点検・整備 | 河川管理者等は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため、施設の点検・整備を行う。 | |

2 総合治水対策の推進

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------------------|--|------------------|
| 下水道及び雨水溢水対策事業の促進 | 市は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管渠能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努める。併せて、河川への集中的な流出の抑制、溢水防止のため雨水貯留・浸透方式の改善、雨水溢水対策事業を促進する。 | 都下水道局・下水道課・都市計画課 |
| 雨水流出抑制対策 | 流域での保水・遊水機能を向上するため、緑地などの整備を促進する。 | みどり公園課 |

| | | |
|----------|--|------------------|
| | 雨水浸透施設設置助成金交付に係る要綱等による雨水浸透施設の設置促進を図る。 | 下水道課 |
| 地下空間浸水対策 | 集中豪雨等による冠水のおそれがある箇所について把握し、当該地域での浸水被害を抑制するため情報を提供する。 | 危機管理室・下水道課・都市計画課 |

3 土砂災害対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の規定に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知及び避難体制の整備を図る。

| 施策 | 内容 | 担当 |
|-------------------|---|-------------|
| 急傾斜地崩壊危険箇所の対策 | 市内の「急傾斜地崩壊危険箇所」は、1箇所(東伏見三丁目9番)であり、都と連携し、緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。 | 危機管理室・都市計画課 |
| 土砂災害警戒区域の指定 | 現在、都は、土砂災害防止法に基づき、順次都内の土砂災害警戒区域を指定しているところである。このため、都知事により土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、警戒区域ごとに土砂災害を防止するため、必要な警戒及び避難等に関する事項を定め、市民への周知を図る。 | 危機管理室・都市計画課 |
| 土砂災害警戒情報に対応する体制確立 | 大雨等により、都から土砂災害警戒情報を受けた場合、土砂災害警戒区域に防災行政無線等により、警戒等を伝達する体制を確立する。 | 危機管理室・秘書広報課 |

第2節 災害応急活動への事前対策

災害の発生に備え、市及び都並びに防災関係機関は、関係職員に対して訓練及び講習会等を実施し、災害に対する行動力を身につける。併せて、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は協力して市民に対する訓練及び防災思想の普及を図り、常に防災意識の高揚に努める。

1 情報収集・活動体制の強化

| 施策 | 内容 | 担当 |
|----------------|--|-------------|
| 雨量計・量水標の点検・整備 | 河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。 | 建設事務所・危機管理室 |
| 水防倉庫・資機(器)材の整備 | 水防用資機(器)材の備蓄の充実に努めるとともに、建設業協会等と災害時の資機(器)材等の提供について協定を締結するなど、緊急の補給に備え、万全の体制を整えておく。 | 建設事務所・危機管理室 |

| | | |
|-----------------|---|------------------------|
| 気象及び河川情報システムの活用 | 広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、都水防災総合情報システム、東京アメッシュなど各種情報の活用に努める。 | 危機管理室 |
| 監視警戒の強化 | 水害の可能性のある箇所について、状況の的確な把握のためパトロールを強化する。 | 建設事務所・危機管理室・道路管理課・下水道課 |

2 想定浸水区域の避難対策

| 施策 | 内容 | 担当 |
|------------|--|------------|
| 浸水予想区域図の周知 | 「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」に基づき、要避難区域における浸水深、情報伝達や避難方法、避難施設等の必要な情報を周知する。 | 危機管理室・下水道課 |
| ハザードマップの活用 | 河川の浸水予想区域及び溢水発生箇所、浸水時の避難先等の情報について掲載された浸水ハザードマップを活用し、市民への地理的特徴の周知を図る。 | 危機管理室・各課 |

3 防災教育・訓練等

| 施策 | 内容 | 担当 |
|---------------------------|--|--------------------|
| 防災教育の充実 | 市民や事業所、自治会・町内会、児童・生徒等を対象に、震災対策同様、防災意識の啓発及び防災知識の普及を図り、関係機関と連携し、次の事項を推進する。 災害履歴、地形図、浸水予想区域図、浸水ハザードマップ等を参考とした地域の防災対策に関する情報の提供 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の紹介及び指導 過去の災害から得た教訓の伝承 | 危機管理室・警察署・消防署・消防団 |
| 防災市民組織、ボランティア等の活動能力の充実・強化 | 防災市民組織、災害時支援ボランティア等の活動資機（器）材、訓練資機（器）材の整備を図りつつ、都市型水害等を想定した訓練を推進する。 | 危機管理室・警察署・消防署 |
| 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実・強化 | 各事業所において、自衛消防隊等を中心に中核要員や消防計画等の状況に即しながら、水害を想定した自衛消防訓練が行われるよう促進する。 | 消防署 |
| 水防訓練 | 水防法（昭和24年法律第193号）及び東京都水防計画に基づき、風水害等の災害に際しての水防部隊の合理的運用と水防工法の完全な習熟等、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練 | 危機管理室・警察署・消防署・消防団等 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>を実施する。 訓練は、次の全部又は一部を選択して、年1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">非常招集訓練部隊編成訓練情報通信訓練本部運営訓練水防工法訓練救助救急訓練その他水災時の活動に必要な訓練 | |
|--|--|--|

第2章 災害応急対策

第1節 水防機関の活動

洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、河川、道路等に対する水防上必要な活動を定める。

< 活動の流れ >

| 機関 | 発災 被害の発生 | | | | |
|-----|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 市 | 気象情報、水位情報の収集 | | | | |
| | 市民に対する広報の実施 | | | | |
| 市 | 水防活動の実施 | | | | |
| | 災害対策本部の設置 | | | | |
| 市 | 非常配備態勢の発令 | | | | |
| | 災害情報の収集 | | | | |
| 市 | 応急活動情報の収集 | | | | |
| | 事前避難（避難準備） | | | | |
| 市 | 避難勧告・指示 | | | | |
| | 職員参集（夜間・休日等） | | | | |
| 気象庁 | 気象情報の発表（関東甲信地方気象情報） | | | | |
| | 気象解説ホットライン（随時） | | | | |
| 気象庁 | 注意報発表（大雨・洪水など） | | | | |
| | 東京都気象情報の発表 | | | | |
| 気象庁 | 警報発表（大雨・洪水など） | | | | |
| | 記録的短時間大雨情報の発表 | | | | |
| 気象庁 | 警報・注意報解除 | | | | |
| | 防災情報提供システムによる情報提供 | | | | |

1 活動体制の確立

風水害等の災害が発生するおそれがある場合、市災害対策本部条例、同施行規則及び水防法の定めにより迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置及び職員の動員配備を行う。

なお、洪水等発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者については、安全の確保に努めるものとする。

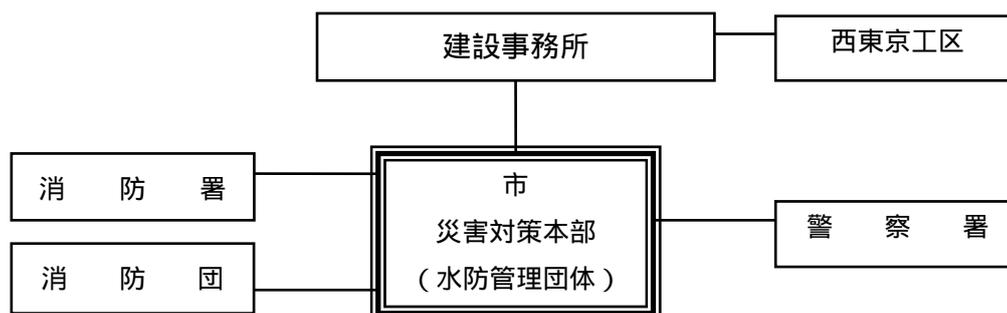
2 情報連絡態勢の確立

台風等気象災害については、事前に情報連絡態勢をとり、情報連絡やパトロール、緊急対応など状況に応じた迅速な対応をとる。

3 本部の設置

水防管理者である本部長（市長）は、必要があると認めた場合、災害対策本部を設置し、水防活動を実施する。

【水防機関の構成】



【災害対策本部等の設置基準】

| | |
|--------|--|
| 情報連絡態勢 | 危機管理室長は、次の場合、情報連絡態勢をとる。 大雨又は洪水の警報が発せられたとき。 その他危機管理室長が必要と認めたとき。 |
| 本部の設置 | 本部長（市長）が暴風雨・洪水等による水害が発生するおそれがある又は発生したと認めたとき。 |
| 本部の廃止 | 本部長（市長）は、次の場合、本部を廃止する。 洪水等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められたとき。 |

本部構成員は、「震災編第3部第1章第1節」に準じる。

4 配備基準

警戒の状況及び被害の状況等に応じ、本部長（市長）は、各配備態勢を発令する。

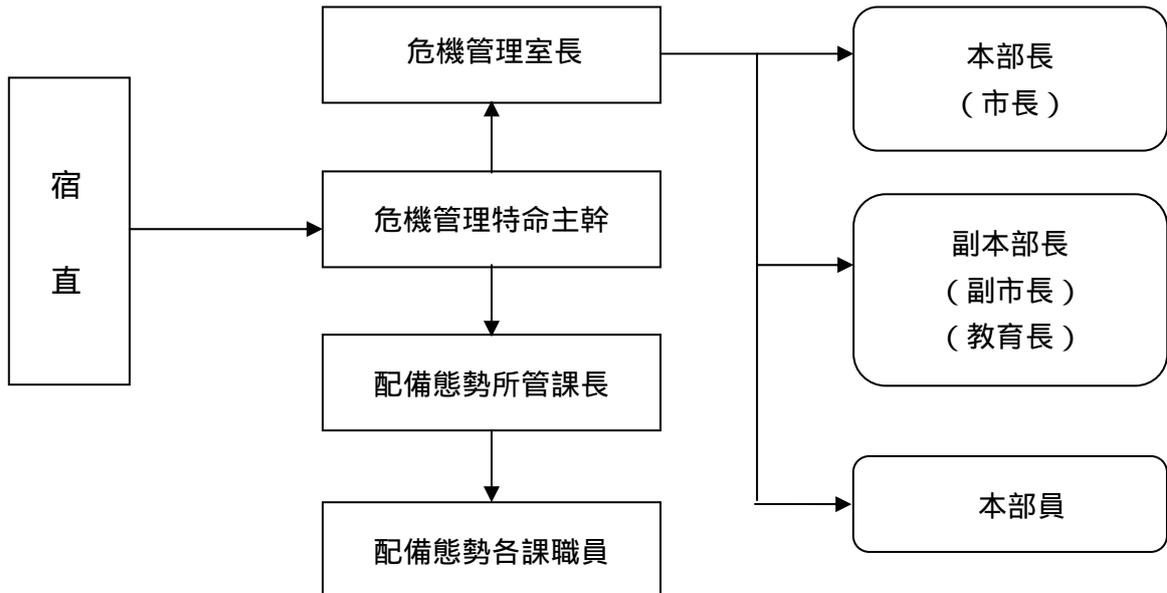
【配備態勢】

| 種類 | 基準及び内容 | 災害対策組織名 |
|--------|---|---------|
| 情報連絡態勢 | 気象情報により、情報の収集及び連絡、水防資機（器）材の点検準備を行い水害の発生に対し直ちに水防活動が行える態勢 | 災害対策本部 |
| 非常配備態勢 | 第1非常配備態勢 水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、水防活動に直ちに対応できる態勢 | |
| | 第2非常配備態勢 かなりの水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、水防活動に直ちに対応できる態勢 | |
| | 第3非常配備態勢 複数の区域でかなりの水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、水防活動に直ちに対応できる態勢 | |

【配備人員】

| | | |
|----------|-----------------------------------|---------|
| 情報連絡態勢 | 本 部 | 危機管理室長 |
| | 危機管理室職員・都市整備部職員（道路建設課・道路管理課・下水道課） | |
| 第1非常配備態勢 | 本 部 | 災害対策本部員 |
| | 危機管理室職員・都市整備部全職員 | |
| 第2非常配備態勢 | 本 部 | 災害対策本部員 |
| | 危機管理室職員・都市整備部全職員・みどり環境部全職員 | |
| 第3非常配備態勢 | 本 部 | 災害対策本部員 |
| | 全職員 | |

【夜間、休日等における職員連絡体制】



5 市の活動内容

| | |
|--------------------------|--|
| 巡視及び監視 警戒 (情報連絡態勢) | 危機管理室長は、市内の河川等の巡視により、水防上危険であると認めるときは、本部長（市長）に報告し必要な措置を求める。 なお、石神井川については、河川管理者である建設事務所に連絡し必要な措置を求める。 |
| 準備・出動 (非常配備態勢) | 本部長（市長）は、次の場合、準備及び出動を命じ、水防機関等に対しても準備及び出動することを要請する。 (1) 準備 河川が注意を要する水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予測されたとき。 気象状況等により、水害の発生するおそれがあるとき。 (2) 出動 水位が警戒すべき水位に達し、水害のおそれがあるとき。 その他水防上必要と認めたととき。 |
| 応援要請 | 本部長（市長）は、水防作業において必要があるとき、都又は他の水防管理者に対し応援を要請する。 |
| 警戒区域の設定 | 水防上緊急の必要がある場合、本部長（市長）は、警戒区域を設定し、区域内の居住者の退去を命ずる。 |
| 資材の提供 | 市民に対して土のうの提供など、必要な水防活動の資材を提供する。 |
| 居住者の水防義務 | 水防のためやむを得ない必要があるとき、本部長（市長）は、その区域内の居住者又は現場にいる者をして作業に従事させる。 |
| 警察官の出動要請 | 水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序又は保全維持のために、本部長（市長）は、警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。 |

6 消防機関の活動

水害発生の危険があるとき、又は発生したとき、次により水防活動を実施する。

| | |
|-----|---|
| 消防署 | 河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。 水防上緊急の必要がある場所において、消防署員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じる。 消防署長は、水防上やむを得ないとき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。 堤防その他の施設が決壊したときは、消防署長は直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。 本部長（市長）からの出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったとき、直ちに出勤し水防作業を行う。 その他、必要な事項は、消防署における水防計画等による。 |
|-----|---|

7 消防団の活動

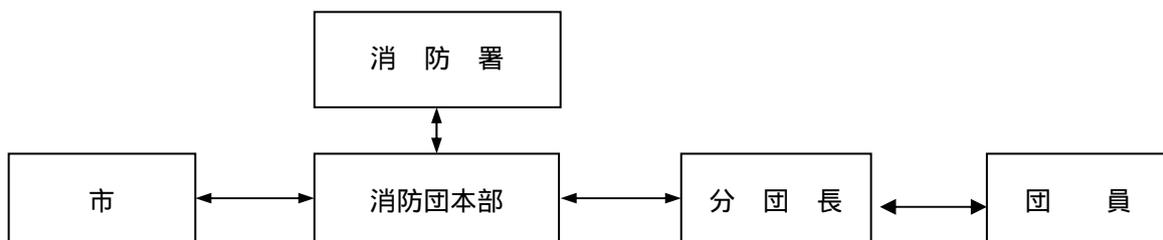
消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り、各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。

| | |
|-----------|--|
| 通 報 | <p>団員は、水害の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合又は水害が発生した場合、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。</p> <p>団本部は、団員からの通報を受けた場合、直ちに本部長（市長）及び消防署長に連絡する。</p> |
| 出 動 の 指 示 | <p>団長は、水害の発生するおそれがあると認められるとき若しくは水害が発生したとき又は分団から通報を受けたときは、本部長（市長）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示する。</p> <p>分団長は、分団区域内に水害の発生するおそれがあると認められるとき又は水害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。</p> <p>出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象情報等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき又は被害が発生したとき、分団長はその被害に応じ、団員を出動させる。</p> |
| 監視及び警戒 | <p>気象情報等により分団管轄区域内に水防上危険であると認められるとき、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。</p> |
| 水防作業報告 | <p>分団長は、分団において水防作業を実施した場合、その経過及び結果について、随時団本部に報告する。</p> |

8 警察機関の活動

水害発生の危険があるとき、又は発生したとき、消防機関の支援を行う。

【団本部の指示又は分団の通報等の伝達】



【消防団出動基準】

| | |
|----|--|
| 待機 | 団員は、自宅に待機し、必要に応じて直ちに出勤できる態勢 |
| 準備 | 水防に関する情報連絡及び水防資機(器)材の整備・点検等、消防団の出動準備態勢 |
| 出動 | 消防団が被害現場に出勤する態勢 |
| 解除 | 水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢終了の通知 |

8 決壊時の措置

| | |
|---------------|---|
| 決壊の通報及びその後の措置 | 市の区域には大きな河川がなく、堤防決壊等による大規模災害発生の危険性は少ないが、これに準ずる事態が発生した場合、本部長(市長)又は消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部(建設事務所)に通報するとともに、関係機関に通報し相互に緊密な連絡をとるものとする。決壊後といえども、本部長(市長)及び消防署長は、できる限り被害が拡大しないように努める。 |
| 避難立退き | <p>避難の指示</p> <p>洪水により著しい危険が切迫していると認められた場合、本部長(市長)は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。</p> <p>立退き</p> <p>警察署は、立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、本部長(市長)と協力して誘導する。また、本部長(市長)は、警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置をとっておく。</p> |

9 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

市は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市が当該応援を求めた場合は、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定める(水防法第41条、第23条第3項及び第4項)。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせん申請することができる(水防法第42条の第1～3項)。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者(市長)又は消防署長は、次の権限を行使することができる(水防法第28条)。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用
- (ロ) 土石、竹木その他の資材の収用
- (ハ) 車両その他の運搬用機器
- (ニ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者（市長）又は消防署長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理するものとする。

エ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価により損失を補償するものとする（水防法第28条）。

10 水防報告

- (1) 水防管理者（市長）は、水防活動終了後速やかに、各箇所毎にとりまとめ、都建設局へ報告するものとする。
- (2) 公共土木施設に関する被害が生じたときは、水防管理者（市長）は、被害後速やかに都建設局に報告するものとする。
- (3) 被害の発生に伴い、災害復旧を申請する場合は、報告書を被災後7日以内に都建設局に提出する。

第2節 避難

(第2部 地震災害編「第8章 避難者対策」)を準用する。

風水害による災害時の避難勧告・指示の基準は、おおむね次の事態に至ったときに発する。

| |
|---|
| <p>河川が警戒すべき水位を超え、洪水のおそれがあるとき。</p> <p>河川上流部が水害となり、本市に危険があるとき。</p> <p>がけ崩れ等により危険が予想されるとき。</p> <p>土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。</p> <p>その他市民の生命、身体を災害から保護する必要があるとき。</p> |
|---|

1 要避難地区等

〔要避難対象地区〕

要避難対象地区は、東京都による浸水予想地区及び市浸水ハザードマップによる浸水地区とし、水勢により拡大又は縮小の措置を講ずる。

〔がけ崩れが発生した場合、発生のおそれがある場合の要避難範囲〕

急傾斜地崩落危険箇所の被害想定区域を要避難範囲とするが、他の箇所においても危険な場合は避難を呼びかける。 要避難範囲：がけ下 がけの高さ×2倍、がけ上 がけの高さ

2 避難情報の種類

集中豪雨予測時の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、以下の3種類の避難情報の伝達を行う。

【集中豪雨等の三類型避難情報】

| 避難情報の種類 | 発令時の状況 | 市民に求める行動 |
|------------------------------|--|--|
| 避難準備情報 (災害時要援護者等に対する避難情報) | 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難施設への避難行動開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、避難準備開始 |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 | 通常の避難行動ができる者は、計画された避難施設への避難行動開始 |

| | | |
|------|--|--|
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・災害が発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 |
|------|--|--|

3 避難の措置

【事前避難】

| 機関名 | 内 容 |
|-----|---|
| 市 | <p>災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難施設、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</p> <p>必要に応じ、避難準備情報を発令する。</p> |
| 警察署 | <p>災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の勧告、指導を行い、災害時要援護者等は、自主的に指定された施設に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</p> |

【避難の勧告又は指示】

| 機関名 | 内 容 |
|-----|--|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて避難準備、避難の勧告又は指示を行う。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 3 国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。 4 大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合、本部長（市長）は、市内の土砂災害危険箇所警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難の勧告を行う。 |
| 警察署 | <p>現場において、著しく危険が切迫しており、本部長（市長）が避難指示を発するいとまがないと認められるとき又は本部長（市長）から要請があった場合、警察官が直接市民に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに本部長（市長）に通知する。</p> |

【避難誘導】

| 機関名 | 内 容 |
|-------|--|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難の準備、勧告又は指示をした場合、市は警察署及び消防署の協力を得て、なるべく地域又は自治会・町内会単位に、避難施設に誘導する。 2 この場合、市は避難施設に職員を派遣するか、又は避難施設の運営代表者と連絡を密にし、連絡内容に間違いが生じないようにする。 |
| 警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難の準備、勧告又は指示が出された場合、市等に協力し、避難施設に誘導収容する。 2 誘導経路については、事前に調査検討し、その安全を確認しておく。 誘導する場合、危険箇所に立入禁止措置を講ずるほか、要点に誘導員を配置し、各種の事故防止に努める。また、夜間の照明資材はもとより、各種資器材を活用して適切かつ迅速な誘導を行う。 3 浸水地においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。 4 避難の準備、勧告又は指示に従わない者については極力説得に努めながら確実に、避難させる。 |
| 消防署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難の準備、勧告又は指示が出された場合、災害の規模、気象状況、災害の拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を関係機関に通報する。 2 上記の避難路等については安全確保に努める。 |
| 教育委員会 | <p>災害状況に応じ、校長を中心に全教職員が協力して児童・生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画作成等の指示を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の内容を教職員に周知徹底するとともに、児童・生徒等に対し、基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。 2 避難施設、避難経路及び保護者への引渡し場所は、防災関係機関と連絡を密にし、本計画に即して選定すること。 3 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にしておくこと。 4 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策であること。 5 学年や障害の程度等、児童・生徒の発達段階に配慮したものであること。 6 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び防災関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。 7 児童・生徒等の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。 |

4 災害時要援護者の安全確保

(1) 市の応急措置

市は、避難準備情報を発表する必要がある場合、要避難地区・要避難範囲にある公共施設の閉館措置、社会福祉施設の避難準備への支援、在宅の災害時要援護者への個別安全確保対策を実施する。

| | |
|-------------|--|
| 社会福祉施設の安全対策 | 市は、社会福祉施設には直接連絡をとり、施設管理者による事前避難を呼びかけるとともに、施設管理者の要請により、消防機関、介護事業者等の協力を得て、入所者の円滑な避難移送を支援する。 |
| 在宅者の安全対策 | 市は、介護事業者等の協力を得て、在宅の災害時要援護者に対する個別連絡・訪問を実施し、避難移送を支援するとともに、在留者が多く危険が予測される場合は、避難勧告・指示への切り替えを行い、市民の安全を確保する。 |

第3節 気象情報

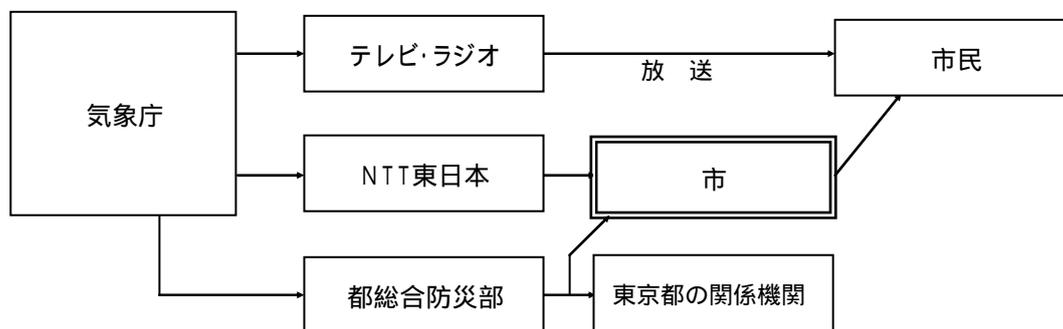
1 気象等予警報伝達体制の確立

気象等予警報伝達体制を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。また、都災害情報システム（DIS）等により注意報、警報、土砂災害警戒情報等の情報が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。当該情報を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者等に通報するとともに、警察署及び消防署等の協力を得て、市民に周知する。

2 気象等予警報・情報の発表及び伝達

| | |
|-----------|--|
| 気象等予警報の発表 | 気象等予警報は、気象庁より区市町村を対象として発表される。 周辺地域の予警報にも留意する。 |
| 予警報の取扱い | 気象等予警報は、都防災行政無線電話、都災害情報システム、一般加入電話等で市に通報される。 市民に対する広報は、放送機関のほか、防災行政無線、エフエム西東京及びジェイコムイースト西東京等により行う。また、必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。 |

【気象注意報・警報伝達系統】



【警報・注意報発表基準一覧表】

発表官署 気象庁予報部

| | | | | |
|------------|------------------------|---|------------------|----------------|
| 西東京市 | 府県予報区 | | 東京都 | |
| | 一次細分区域 | | 東京地方 | |
| | 市町村等をまとめた地域 | | 多摩北部 | |
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 雨量基準 | 1時間雨量 40mm |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 167 |
| | 洪水 | | 雨量基準 | 1時間雨量 40mm |
| | | | 流域雨量指数基準 | 石神井川流域 = 6 |
| | | | 複合基準 | |
| | 暴風 | | 平均風速 | 25m / s |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | 25m / s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 24時間降雪の深さ 20cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | |
| 高潮 | | 潮位 | | |
| 注意報 | 大雨 | | 雨量基準 | 1時間雨量 20mm |
| | | | 土壌雨量指数基準 | 141 |
| | 洪水 | | 雨量基準 | 1時間雨量 20mm |
| | | | 流域雨量指数基準 | 石神井川流域 = 5 |
| | | | 複合基準 | |
| | 強風 | | 平均風速 | 13m / s |
| | 風雪 | | 平均風速 | 13m / s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 24時間降雪の深さ 5cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | |
| | 高潮 | | 潮位 | |
| | 雷 | | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | | |
| | 濃霧 | 視程 | 100m | |
| | 乾燥 | 最小湿度 25% で実効湿度 50% | | |
| | なだれ | | | |
| | 低温 | 夏期(平均気温): 平年より5 以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7 以下、多摩西部は -9 以下 | | |
| 霜 | 4月10日～5月15日 最低気温 2 以下 | | | |
| 着氷・着雪 | 大雪警報の条件下で気温が -2 ～ 2 の時 | | | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 | 100mm | |

3 リアルタイム情報の把握

気象予警報のほか、気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報を入力し、警戒活動に活用する。

| 提供機関 | 情報名・システム名 | 内容 |
|-----------|---------------------------------|--|
| 気 象 庁 | レーダー・降水ナウキャスト | 60分先までの10分間毎の雨量の予測(1km四方) |
| | 解析雨量・降水短時間予報 | 6時間後までの降雨量 |
| 国 土 交 通 省 | 川の防災情報、防災情報提供センター | リアルタイムレーダー雨量 |
| 東 京 都 | 東京都災害情報システム(DIS) (都総務局総合防災部) | 気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。) |
| | 東京都水防災総合情報システム(都建設局河川部) | 水位現況図(都管理河川のみ) 降雨現況図(東京都が観測するリアルタイム降水量) |
| | 東京アメッシュ(都下水道局) | リアルタイムレーダー雨量 |

第4節 被害状況の把握・報告

(第2部 地震災害編 第5章【応急対策】「1.通信体制の確立」「2.被害情報等の収集・伝達」)を準用する。

第5節 災害広報・広聴

(第2部 地震災害編 第5章【応急対策】「3.初動期の広報」「4.初動期の広聴」「5.応急復旧期の広報」)を準用する。

第6節 応援要請

(第2部 地震災害編 第4章「第3節 応援協力 【応急対策】」)を準用する。

第7節 救助・医療

(第2部 地震災害編 第4章「第2節 消火・救助・救急活動 【応急対策】」及び第6章「第1節 医療救護 【応急対策】」)を準用する。

第8節 二次災害防止

(第2部 地震災害編 第2章「第2節 二次災害(出火、延焼等)対策 【応急対策】」)を準用する。

第9節 緊急輸送

(第2部 地震災害編 第3章「第1節 道路・橋梁、河川施設等 【応急対策】」及び第9章「第3節 物資の輸送 【応急対策】」を準用する。

第10節 避難施設の運営

(第2部 地震災害編 第8章「第2節 避難施設・避難場所等 【応急対策】」)を準用する。

浸水予想区域図及び浸水ハザードマップ等を踏まえて避難施設の安全性を点検し、水害時にも安全な避難施設及び避難施設までの避難路を指定する。

第11節 飲料水・食料・生活必需品の供給

(第2部 地震災害編 第9章「第1節 食料及び生活必需品等 【応急対策】」及び「第2節 飲料水及び生活用水 【応急対策】」)を準用する。

第12節 保健衛生活動

(第2部 地震災害編 第6章「第2節 防疫 【応急対策】」)を準用する。

第13節 災害時要援護者の安全確保

(第2部 地震災害編 第8章「第3節 災害時要援護者対策 【応急対策】」)を準用する。

第14節 行方不明者・遺体の取扱い

(第2部 地震災害編 第6章「第3節 行方不明者と遺体の取扱い 【応急対策】」)を準用する。

第15節 ごみ・し尿・がれき処理

(第2部 地震災害編 第11章「第2節 ごみ・し尿・がれき処理 【応急対策】」)を準用する。

第16節 建築物・住宅応急対策

(第2部 地震災害編 第11章「第1節 住宅対策 【応急対策】」)を準用する。

第17節 ライフライン・公共施設の応急復旧

(第2部 地震災害編 「第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】・【復旧対策】」)を準用する。

第18節 応急教育

(第2部 地震災害編 第11章「第3節 教育・保育の安全確保 【応急対策】」)を準用する。

第19節 応急保育

(第2部 地震災害編 第11章「第3節 教育・保育の安全確保 【応急対策】」)を準用する。

第20節 災害救助法の適用

(第2部 地震災害編 第11章「第4節 災害救助法等」)を準用する。